

国の施策・予算に関する 提案・要望書



白神山地（藤里町）



千秋公園・久保田城（秋田市）



伊勢堂岱縄文館（北秋田市）



乳頭温泉郷（仙北市）

AKITAVISION

令和3年6月
秋田県

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		1
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について（拡充）	2
2	地方の財政基盤の充実・強化について（拡充）	6
3	ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度の堅持について	8
II 人口減少対策と地域社会づくり		9
1	総合的な少子化対策への支援について（拡充）	10
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	16
3	良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する街路の整備について	20
4	「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援について	22
III 時代の変化を見据えた成長産業の拡大		25
1	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（新規）	26
2	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	30
3	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）	32
4	中小企業の生産性向上による労働者の待遇改善について（新規）	34
5	中小企業の事業承継支援施策の継続等について	36
6	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続・拡充について（拡充）	38
7	中小企業のワンストップ支援事業の継続について	40
8	最低賃金引き上げ等生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	42
9	在留資格「特定技能」における産業分野への縫製業の追加について	44
10	国内における医療用ガウン生産等の継続について（新規）	46
11	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて	48
IV 食料の安定供給と脱炭素社会に貢献する農林水産業の振興		51
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	52

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
2	農業農村整備事業の予算確保等について（拡充）	54
3	脱炭素社会の実現と林業成長産業化に向けた再造林の推進について（新規）	56
4	スマート農業の推進について（拡充）	58
5	農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）	60
6	需要に応じた米生産推進のための環境整備について（拡充）	62
7	コメのカドミウム対策の充実について	64
8	豚熱のまん延防止対策の徹底について（新規）	66
9	団体営事業等の円滑な実施について（拡充）	68
10	「日本型直接支払制度」の着実な推進について	70
11	水産基盤整備事業の予算確保について	72
12	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	74
13	治山事業の推進について（拡充）	76
14	森林病虫害等防除対策の拡充について	78
15	「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について	80
16	雪害からの復旧に対する支援について（新規）	82
V 観光・交流の活性化と交通基盤の整備		85
1	秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について	86
2	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	88
3	航空ネットワークの維持・拡充について（新規）	90
4	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	92
5	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に対する支援の拡充について	96
6	スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について	97
7	地域公共交通の維持・確保に向けた乗合バス等への支援の拡充について	98

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
8	第三セクター鉄道の運行継続に向けた支援の拡充について	99
9	図柄入りナンバープレートの地方への導入促進について	100
VI 健康長寿・地域共生社会の形成		101
1	新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療提供体制の確保等に向けた安定的な財源の確保について（新規）	102
2	介護現場における人材確保に向けた対策の強化について	104
3	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	106
4	ひきこもり支援の推進について	108
5	医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	110
VII 新たな時代を拓く教育・人づくり		113
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	114
2	補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について	118
3	幼児教育の質の向上を図る推進体制整備に必要な財源の措置について（新規）	120
4	保育士等就学前教育・保育施設職員への慰労金の給付について（新規）	121
5	学校図書館・公立図書館の資料の充実について	122
6	地方における多文化共生社会の実現について	123
VIII 強靱な県土づくりと防災力強化		125
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	126
2	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について（拡充）	128
3	公共施設等総合管理計画の推進について	132
IX ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進		135
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について	136
2	海岸漂着物対策の推進について	138
3	国立公園等における公園施設の整備推進について（拡充）	140

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
4	風力発電所に係る環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について	142
5	能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策への支援の継続について	144
X	安全・安心な生活環境の確保	146
1	東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について	147
2	消費者行政の充実に向けた支援について	148
3	雪対策に係る支援の充実について（拡充）	150
4	ツキノワグマの保護・管理への支援について（拡充）	152
5	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	154
6	石油製品備蓄の強化について	156
7	交通取締用四輪車の四輪駆動化について（新規）	157
8	無線警ら車・小型警ら車の増強等について（新規）	158
9	「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について	160
XI	新たな時代に対応したデジタル化の推進	162
1	デジタル・トランスフォーメーションの加速化について	163
2	都道府県基幹税務システムの標準化の推進について（新規）	164

I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

I-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実に ついて（拡充）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局、自治財政局、総合通信基盤局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まってきている。このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国の責任において産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援充実を図ること。

《地方創生推進交付金の活用》

- (1) 若者の県内定着や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等について見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

- (2) リモートワークやワーケーションなど、新しい働き方の急速な普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図るとともに、国においても、経済団体や企業に対し、テレワークに関する情報提供や働きかけを一層強化すること。

《移住支援金の対象等要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に係る「移住支援金」について、本社所在地が東京圏の企業を対象法人とするほか、居住・通勤要件の更なる要件緩和を図るとともに、東京圏等における制度周知の充実を図ること。

《アフターコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

- (4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、アフターコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営に係る財政支援の充実を図ること。

《地方への産業再配置》

- (5) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。
- ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
 - ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《高速通信基盤の整備》

- (6) Society5.0時代の地方創生の更なる推進に向け、5Gを始めとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、都市と地方で等しく整備が進むよう、必要な支援等を行うこと。

《地域の活力を維持するための自治体間連携の取組の支援》

- (7) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、首都圏等において、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方が急速に普及しており、今後、これに伴い、地方への人の流れが加速し、移住・定住の促進につながることが期待されます。

当県では、この状況を好機と捉え、人材誘致という新たな視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオー

ダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開しており、こうした取組を集中的に展開するため、リモートワークを実施する企業が行う情報通信環境整備や、従業員の移住関連経費等を地方創生テレワーク交付金の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、リモートワークやワーケーションによる地方への人の流れを一層加速するためには、地方の取組に加え、国においても経済団体や首都圏企業等に対する支援制度のPRなど、きめ細かい情報提供や働きかけを強化していく必要があります。

- (3) 本制度については、対象となる法人・移住者に係る要件が厳しいため、令和2年度末時点の支給実績が11世帯にとどまっている状況です。

これまで、法人要件や支給対象者の居住・通勤要件、勤務・就業要件などの一部改正が行われましたが、地域経済牽引の中核となる誘致企業が事実上排除されているなど、なお不十分な内容であり、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏のハローワークや移住相談窓口等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金の活用による、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、起業家精神にあふれるグローバル人材、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施・計画されています。

地方大学が、アフターコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

- (5) 首都圏への一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき課題です。

当県では、輸送機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、首都圏への一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (6) 5Gや光ファイバ網を始めとした高速通信基盤の整備については、収益性の高い都市部で先行し、地方は後回しになることが懸念されます。

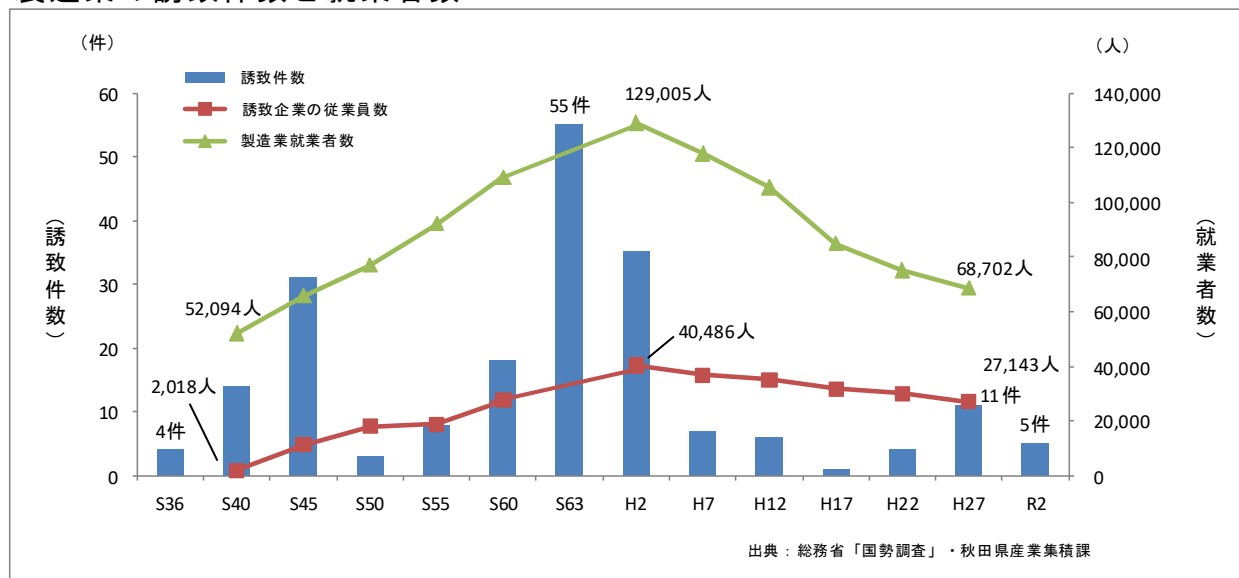
今後、社会生活全般へ様々なデジタル技術を取り入れ、地域の活性化を加速し、真の地方創生に向けたSociety5.0実現への取組を推進するためには、高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において都市と地方の格差が生じないように、整備を促進する必要があります。

- (7) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

当県では、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方に関する研究会」や市町村間連携に関する「地域連携研究会」等において共通する課題について検討を行い、その具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、地方財政措置等が必要です。

【参考資料】

製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名) あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、移住・定住促進課、企画振興部市町村課、デジタル政策推進課、産業労働部産業集積課)

I-2 地方の財政基盤の充実・強化について（拡充）

内閣府地方創生推進事務局
総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方財政に関しては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
また、令和2年度から措置された「地域社会再生事業費」を恒久化するとともに、今年度から新たに計上された「地域デジタル社会推進費」について、条件不利地域におけるデジタル化の促進など、地方の実情を踏まえた算定・配分を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は地方にとって甚大な影響を及ぼすことから、地方公共団体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。
また、今後感染症が更に拡大・長期化し、地方税収等が一層減収となる場合には、昨年度措置された「減収補填債」の対象税目追加など、柔軟な対応を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、各地域の実情に応じて実効性のある対策を講じる必要がある場合には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を増額するなど、地方公共団体が必要とする財源について、引き続き措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策を始め、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税を始め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。
- (2) 当県を始め人口規模の小さな県や面積が広大な道県においては、地方交付税や税収の減等により一般財源が減少し続け、施策・事業の推進に大きく影響しております。このような地方の声を受けて、昨年度は、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための歳出項目である「地域社会再生事業費」、今年度は、地域デジタル社会の形成に取り組むための「地域デジタル社会推進費」が新たに計上されたところです。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしており、感染の拡大・長期化により安定的な財政運営に支障をきたすことから、十分な財源保障が必要です。
新型コロナウイルス感染症の影響による税収減に対応するため、昨年度に限り「減収補填債」の対象税目の追加が認められましたが、今後、感染症の影響が更に拡大・長期化し、地方税収が大幅に減収となる場合には、同様の措置が必要となることが考えられます。
- (4) 国においては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、感染防止策や医療提供体制の整備等のための「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が措置されましたが、都市部での感染拡大の影響を受けて、緊急事態宣言の対象となっていない地域でも、地域経済の停滞が深刻であり、今後も感染症対策はもとより地方の実情に応じて経済対策を実施できるよう、引き続き、国による財政支援の充実・拡充が必要です。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)

I-3 ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度の堅持について

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局
経済産業省、資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ガス供給業に係る収入金額課税は、ガス供給業が地域独占及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する施設や従業員の規模に比べて所得が低く抑えられることや、ガス料金算定時に法人事業税相当額を原価算入し消費者に転嫁できることなどを根拠として、行われてきました。
- (2) しかし、令和3年度税制改正大綱の検討事項において、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組に、付加価値額及び資本金額の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」とされており、令和4年度税制改正に向けた見直しの議論が予想されます。
- (3) 収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきです。

【参考資料】

県内のガス供給業に係る収入金額課税による税収
改正前：約4,900万円
改正後：約1,100万円

(県担当課室名 総務部税務課)

Ⅱ 人口減少対策と地域社会づくり

Ⅱ-1 総合的な少子化対策への支援について（拡充）

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部
総務省自治財政局
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局、
保険局

【提案・要望の内容】

- (1) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる特定の事業は複数年度継続して交付対象にするなど、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策が安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
また、結婚新生活支援事業に取り組む地方公共団体が、新婚世帯への助成を不足なく公平に実施できるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (2) 地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が人口千対4.9（令和元年）と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「第2期あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった少子化克服に向けた気運の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。

- (3) 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。

また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、各地方公共団体の裁量を拡大し対象事業内容の柔軟な制度設計を可能にするとともに、結婚支援センターの運営など既に実施し、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。

さらに、県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業については、所得要件と年齢要件が緩和された結果、令和3年度事業には今まで以上に多くの地方公共団体が活用を要望しましたが、交付金の財源不足を理由として、交付額が大幅に削減されました。結婚の希望をかなえられる環境を整備する地方公共団体が、新婚世帯に対し経済的な支援を行うことができるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。

- (4) 全国的に地方公共団体が独自に行っている、2歳児以下への保育料助成等について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む地方公共団体に対しては、地方財政措置を講じる必要があります。

- (5) また、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるという少子化対策は、地方毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じる必要があります。

【参考資料】

1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

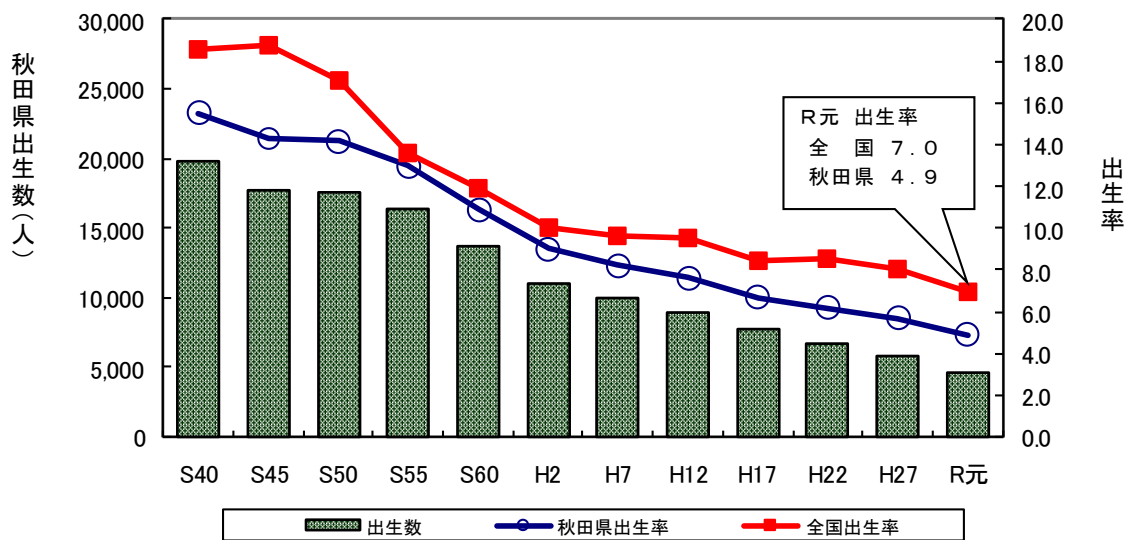
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

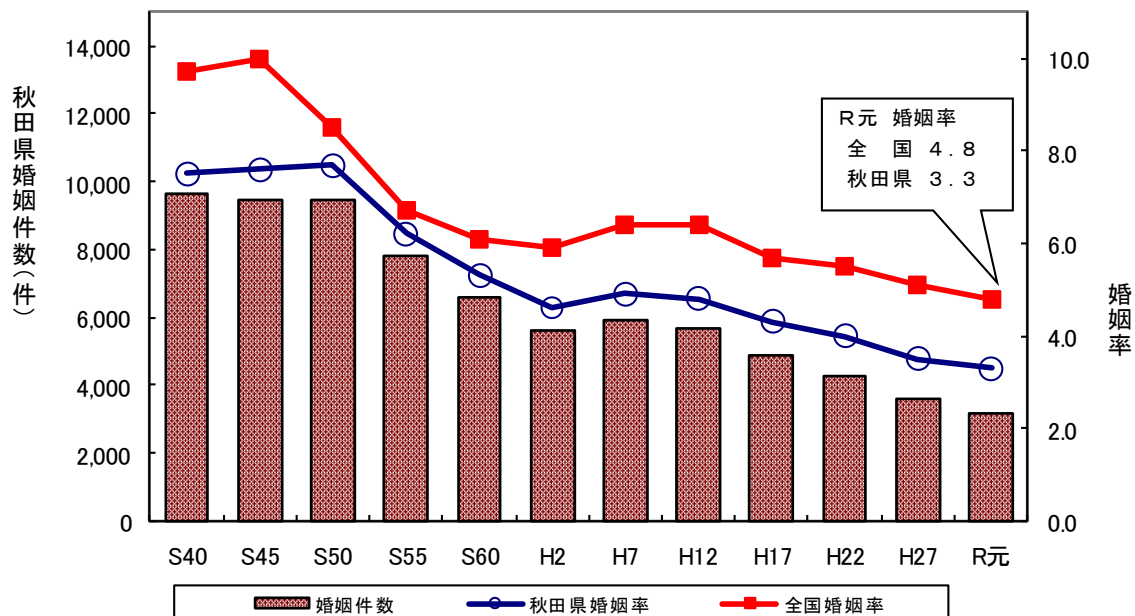
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



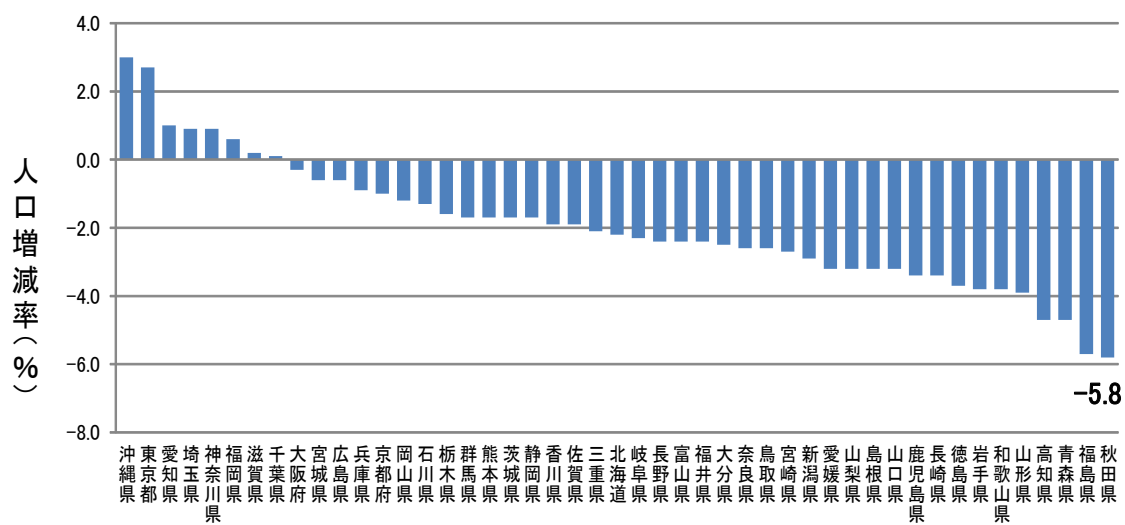
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室）

Ⅱ-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うこと。
- (2) 女性活躍推進法が令和元年6月に改正され、一般事業主行動計画策定の義務づけが中小企業まで拡大されたことから、中小企業の負担を軽減するために、法施行までの制度周知を徹底するとともに、きめ細かな支援を実施すること。
- (3) 地域の実情に応じた女性活躍の取組を推進できるように、「地域女性活躍推進交付金」の継続的な実施と共に、要望に対応できる十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国においては、昨年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進め、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すことにしています。

当県においても、本年3月に女性活躍推進法に基づく「秋田県女性活躍推進計画」と一体的に策定した「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、社会のあらゆる分野において女性一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進しています。

特に、人口減少や少子高齢化が進む当県においては、進学や就職を機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着に向けた魅力ある職場づくりを進めていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。

- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、男性の育児休業取得率が10.7%（令和2年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。

県内企業の99.9%を占める中小企業からは、女性の活躍推進や両立支援に向けた取組自体が会社の負担になる、一般事業主行動計画の策定は努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。

- (3) こうしたことから、当県では、平成27年に経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進や両立支援に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、平成30年6月からは、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、一般事業主行動計画の策定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

- (4) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん認定等に向けた取組に関する事務等の負担が大企業に比べて大きいことから、中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点评価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

- (5) また、一般事業主行動計画の策定の義務づけを、次世代育成支援対策推進法と同様に、従業員101人以上の企業に拡大するなどの女性活躍推進法の一部改正法が令和元年6月に公布され、令和4年4月1日に施行されることになっていることから、施行までの期間においては、義務づけされる中小企業に対し、国のアドバイザー派遣を拡充し、各企業の行動計画策定に向けた支援を行うなど、丁寧なサポートを実施する必要があります。

- (6) さらに、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、年々予算が縮小している「地域女性活躍推進交付金」については、令和4年度以降も継続して実施するとともに、地方の要望に対応できる十分な財源を確保する必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合(%)	
東北	全国		
1	10	宮城県	16.8
2	11	山形県	16.7
3	28	青森県	14.2
4	32	福島県	13.7
5	38	岩手県	12.3
6	40	秋田県	12.0
		全国平均	14.8

順位		生産年齢人口における女性の有業率(%)	
東北	全国		
1	3	山形県	74.3
2	11	秋田県	71.7
3	12	岩手県	71.6
4	22	青森県	69.7
5	30	福島県	68.6
6	35	宮城県	67.9
		全国平均	68.5

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和2年12月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数300人以下の企業)(社)	
東北	全国		
1	8	秋田県	311
2	13	岩手県	216
3	26	宮城県	91
4	30	山形県	79
5	31	福島県	76
6	37	青森県	61
		全国平均	167

順位		えるぼし認定企業数	
東北	全国		
1	11	岩手県	16
2	16	山形県	11
3	19	福島県	10
4	25	青森県	8
〃	〃	宮城県	8
6	35	秋田県	4
		全国平均	25

順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国		
—	6	青森県	0
〃	〃	岩手県	0
〃	〃	宮城県	0
〃	〃	秋田県	0
〃	〃	山形県	0
〃	〃	福島県	0
		全国平均	0.13

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び くるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和2年12月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業)(社)	
東北	全国		
1	27	宮城県	642
2	30	福島県	595
3	31	岩手県	535
4	34	秋田県	505
5	39	山形県	360
6	42	青森県	350
		全国平均	989

順位		くるみん認定企業数	
東北	全国		
1	17	山形県	53
2	22	宮城県	42
3	25	福島県	41
4	28	岩手県	39
5	34	青森県	33
6	35	秋田県	30
		全国平均	74

順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国		
1	17	宮城県	5
〃	〃	山形県	5
3	27	福島県	3
4	33	青森県	2
〃	〃	岩手県	2
6	45	秋田県	0
		全国平均	8

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

Ⅱ-3 良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する 街路の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

円滑な都市内交通の確保や都市の防災機能の強化を図り、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全を確保する「八幡根岸線^{やわたねぎし}（横手市）」の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全の確保に加えて、無電柱化に取り組んでいる「川尻広面線^{かわしりひろおもて}（秋田市）」、「新屋土崎線^{あらやつちさき}（秋田市）」、「停車場栄町線^{ていしやばさかえちよう}（由利本荘市）」の整備に必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、市町村と共に研究会を立ち上げ、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。
こうした計画を策定した市町村を支援するため、県としてもコンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、良好な市街地形成を図ることが必要です。
- (2) 当県では、令和元年12月に「秋田県無電柱化推進計画」を策定し、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を推進しております。
電線管理者と連携しながら、防災・減災に資する無電柱化を確実かつ計画的に進め、安全・安心な都市空間を確保することが必要です。

コンパクトなまちづくりを支援する街路整備

秋田市中心市街地活性化 基本計画区域 [H29.3認定]

◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業
- あきた芸術劇場（ミルハス）



■秋田駅前芝生広場

◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- J R秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック



■クロッセ秋田（CCRC拠点）

秋田市

秋田市立地適正化計画[H30.3策定済]

あらやつちざき きょくなん 新屋土崎線 旭南工区

慢性的渋滞、歩道狭小
→ 4車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ



R3.3 事業進捗状況

かわしりひろおもて よこまち 川尻広面線 横町工区

一方通行のボトルネック区間
→ 道路拡幅・無電柱化により
沿道環境改善へ



R3.3 事業進捗状況



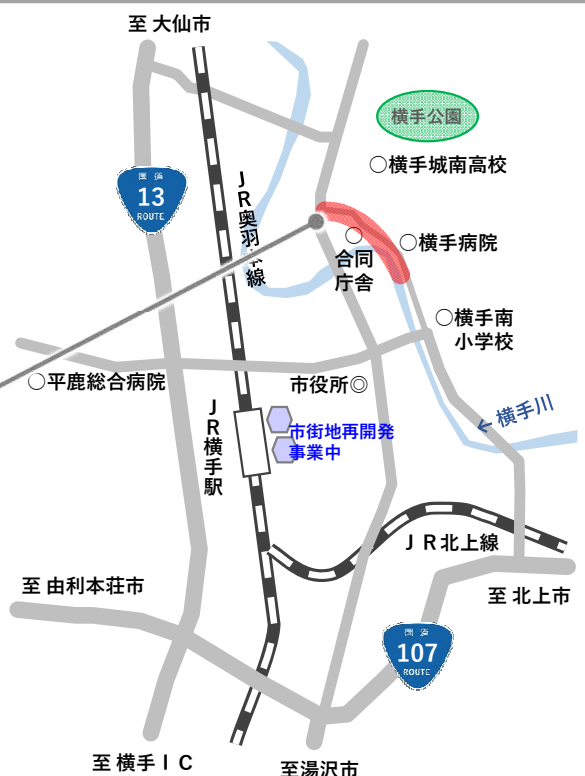
横手市

横手市立地適正化計画[H31.3策定済]

やわたねざし ねざしちょう 八幡根岸線 根岸町工区

医療施設・教育施設へのアクセス道路
であるが歩道がなく幅員狭小

→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な
交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により
市中心市街地での
円滑な交通を確保！

Ⅱ-4 「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

人口減少が全国で最も早く進む当県において、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、県と市町村等との連携により取組を進めている広域化・共同化の推進について、必要な予算を確保すること。

- (1) 生活排水処理から発生する汚泥の広域的な利活用を図るため、県南地区の4市2町を対象とした広域汚泥資源化事業の実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 流域下水道を核とする広域化・共同化の推進により、県中央地区において汚水・汚泥を集約し、地域資源活用の拠点化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」について、事業実施に向けた必要な予算を確保し支援すること。

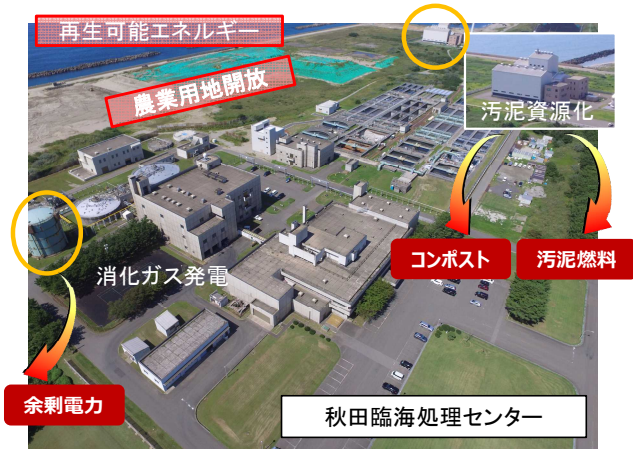
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県北地区広域汚泥資源化事業は令和元年度で完了し、昨年度より供用開始しています。これに引き続き、関連市町から発生する汚泥を集約し資源化に取り組む県南地区広域汚泥資源化事業については、建設に向けた協定を関係市町と締結しており、今後の本格的な事業実施に向けた予算の確保が必要です。
- (2) 昨年8月より、秋田市八橋処理区の汚水を流域下水道施設「秋田臨海処理センター」で受入れを開始しています。さらに、当処理センターでは、処理区の統合による広域化・共同化を進めるとともに、地域資源活用の拠点化を図るよう、国土交通省より登録を受けた「下水道リノベーション計画」を推進するための予算の確保が必要です。

当県が全国に先駆けて進めている市町村等との広域化・共同化の取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として、高く評価されています。

生活排水処理の広域化・共同化等の取組

秋田臨海処理センター 下水道リノベーション計画



- ◆秋田臨海処理センターを下水道資源を利用したエネルギー供給の拠点化と下水道資源を通じた憩い・賑わいの創出を図る。

【事業期間 R2～R7(予定)】

県北地区広域汚泥資源化事業

- ◆県北地区3市3町1組合の汚泥を処理資源化【R1工事完成、R2供用開始】



県南地区広域汚泥資源化事業

- ◆県南地区4市2町を対象に、下水処理場からの汚泥を集約し、資源化を計画

【R元～R2基本計画、R3要求性能検討、R4～6設計・工事、R7供用開始(予定)】



- T 流域下水道処理場
- T 単独公共下水道処理場
- し尿処理場

(県担当課室名 建設部
下水道マネジメント推進課)

Ⅲ 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

Ⅲ-1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進と その活用による産業集積について（新規）

内閣府総合海洋政策推進事務局
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

- （１） 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第１５条の規定に基づく事業者の選定に当たっては、地域産業の振興に資する取組など地域への貢献について重視するとともに、その評価においては知事意見を尊重すること。
- （２） 再生可能エネルギーによる電力の地産地消については、県内において事業を計画し、こうした電力を調達したい事業者が優先的な購入を可能とする制度や、その需要拡大に向けたインセンティブの創設を図ること。また、地域における災害時の電源として活用される仕組みを構築すること。
- （３） 洋上風力発電の導入に関するサプライチェーン構築に向けては、洋上風力発電の集積が進む地域もしくは基地港湾を中心として、関連産業の立地を促進すること。
- （４） 洋上風力発電の導入に関して、環境等への影響や地域経済への効果に関する懸念が一部の住民にあることから、再エネ海域利用法第４条第３項に基づき、洋上風力発電に関する住民の理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 再エネ海域利用法において、令和２年７月に当県の２海域が促進区域に指定され、同年１１月には洋上風力発電事業者の公募が実施されています。
事業者の選定に当たっては、令和元年６月に経済産業省並びに国土交通省が示した「一般海域における占用公募制度の運用指針」において、「地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施する」とされています。

公募占用計画の評価項目のうち「関係行政機関の長等との調整能力」及び「周辺航路、漁業等との協調・共生」については、丁寧な説明で地域からの理解を得るための取組を相対的に評価するとともに、その取組については、地域の実情に十分に配慮されていることが重要であり、洋上風力発電事業が長期にわたり地域と共生していくためにも、事業者を相対的に評価した知事意見に配慮いただく必要があります。

- (2) 再生可能エネルギーによる電力については、地域偏在や出力変動の緩和が必要とされるなどの課題があること、産業界においてCO₂フリーの電力での製造が求められていること、更には地域でのレジリエンス対応が求められることなどから、これらへの対処として、地域で優先的に活用可能とする地産地消を推進する必要があります。

- (3) 当県は風況に恵まれ、風力発電の大きなポテンシャルを有しており、大規模な洋上風力発電の導入に向けて、港湾内での発電所建設工事が進められているほか、一般海域においても再エネ海域利用法に則り、候補海域の指定や事業者の選定手続きが進められております。

令和2年12月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会が示した洋上風力産業ビジョン（第1次）においては、「洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図る」こととされています。こうした中、現在当県では、大規模な洋上風力発電の導入が進められているとともに、港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として秋田港、能代港の2港を擁しており、ビジョンで示されている「競争力あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の立地について国内でも有数の適地であると言えます。

- (4) 洋上風力発電の導入に関して、漁業を始め、景観・騒音等による生活環境等への影響、地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況（令和3年4月現在）



(県担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課、建設部港湾空港課)

Ⅲ-2 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の調査研究や実証事業を行い、その技術開発の推進を図ること。
また、水素については、コスト面、インフラ面及び制度面で多くの課題があることから、こうした技術面の取組に加え、技術開発による低コスト化を推進するとともに、戦略的にインフラ整備や制度の構築に取り組むこと。
- (2) カーボンニュートラルを進める上で必要となるカーボンリサイクルについて、二酸化炭素（ CO_2 ）の貯留可能な地層の卓越した当県において、 CO_2 の直接利用となる原油増進回収法（EOR）の促進や回収・有効利用・貯留（CCUS）の実証試験を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。
当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、風力発電による CO_2 フリー水素の製造に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。また、再生可能エネルギーで製造した水素を、輸送することなく域内で使用することについて、その検討を行うモデル地域としても適しています。

- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂回収・有効利用・貯留（CCUS）技術が必要とされており、当県では、沖合にCO₂貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO₂フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業の場としても条件が整っています。
- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化などを図ることとされています。
- 当県では、かたつむり山発電所（仮称）（14,990kW予定）の事業計画が具体化しつつあり、早期の重要電源開発地点の指定が待たれています。

（県担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課、
生活環境部温暖化対策課）

Ⅲ-3 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）

国土交通省大臣官房、港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定された能代港、秋田港の機能強化を促進すること。
また、両港が複数の発電事業者により、継続的かつ最大限に有効利用されるよう施設の利用調整を図ること。
- (2) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港、能代港における施設改良（岸壁、船揚場、防波堤）について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 外航を含むクルーズ船の安全・安心な運航のための環境づくりを行うとともに、受入態勢の整備に必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 能代港と秋田港の港湾区域内において、大規模な洋上風力発電設備の建設が開始され、また、秋田県沖を含む日本海側北部沿岸の一般海域においては、洋上風力発電の先行的な建設計画が進められています。
令和2年9月に、港湾法に基づき能代港と秋田港が基地港湾に指定されており、部材の組立てや積出し、維持管理などを行うための施設整備等の港湾の機能強化が必要です。また、両港が秋田県沖以外の一般海域の洋上風力発電設備の建設等にも利用されることにより、機能強化に係る費用対効果を最大限に発揮することが可能となります。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策、船舶の大型化に対応した利便性の高い係留施設の整備及び港内静穏度向上のための外郭施設の整備を行う必要があります。
- (4) 外航を含むクルーズ船の安全・安心な寄港受入に向けた取組を推進するとともに、受入態勢を強化するための施設の整備を実施し、寄港の回復につなげる必要があります。

Ⅲ-4 中小企業の生産性向上による労働者の待遇改善について（新規）

経済産業省中小企業庁
厚生労働省雇用環境・均等局
内閣府地方創生推進事務局

【提案・要望の内容】

- （１） 事業場内最低賃金を引き上げる業務改善助成金の継続と共に、業態転換や企業統合による規模拡大等への支援など、地方の実情に応じた、賃金水準の向上につながる中小企業支援施策への財政的措置を行うこと。
- （２） 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に規定される、地元行政及び労使を含む関係機関が参画する協議会においても、賃金水準引き上げ等待遇改善を含めた包括的な課題解決が図られるよう努めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 令和元年度の当県の所定内給与額の平均は243.9千円であり、全国平均の307.7千円から大きく差が開いています。人口減少が全国一の速さで進行している当県において、賃金の低さも人口流出の原因の一つであると考えられます。賃金水準の向上は、地元企業の魅力アップにつながることから、人口流出に歯止めをかけるためにも、産業構造の変化に対応した業態転換や企業統合による規模拡大等による企業収益の拡大が必要不可欠であり、こうした実情に応じて地方の企業が行う取組に対し、国による支援制度が必要です。
- （２） また、企業収益の拡大が賃金引き上げにつながっていくためには、地域の社会的経済的環境に関し、国の機関と共に県を含めた行政、地元経済界、労働者が共通認識を醸成していく必要があります。

【参考資料】

○全労働者の所定内給与額

全国平均	307.7千円
秋田県	243.9千円（45位）

（出典：令和元年度賃金構造基本統計調査）

※所定内給与額：6月に決まって支給する現金給与額のうち超過労働給与以外のもの。

○初任給

区 分	大学卒	高校卒
全国平均	210.2千円	167.4千円
秋田県	190.1千円（45位）	149.9千円（46位）

（出典：令和元年度賃金構造基本統計調査）

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）

（中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備）

第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

Ⅲ-5 中小企業の事業承継支援施策の継続等について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継が円滑に行われるよう、「中小企業再生支援・事業承継総合支援事業」による事業承継・引継ぎ支援センターの設置や、「事業承継・世代交代集中支援事業」による事業承継・引継ぎ補助金など、事業承継関連施策を継続すること。

また、事業承継を円滑に促進するため、承継を機に行う生産性向上のための設備投資を対象として、長期・低利の資金調達制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継相談推進員の企業訪問等による啓発・掘り起こしとともに、専門的な案件を扱う事業引継ぎ支援センターや事業承継ネットワーク事務局との連携により、事業承継が円滑に行われるよう支援してきました。
- (3) 今年度も、両機関による支援を事業承継推進の両輪とすることにより、地域企業の事業承継の一層の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が深刻な県内中小企業の事業承継の円滑化に中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。
- (4) また、事業承継を検討する企業にあっては、事業の継続（発展）に向けて老朽化した設備の更新など生産性を高めるための取組が課題となっています。設備投資による生産性向上を図り、事業承継を円滑に促進するため、長期・低利の資金調達制度を創設することが必要です。

【参考資料】

当県の事業承継の状況

(1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク R2.1）

秋田県 69.0% 全国ワースト9位 [H30.11 ワースト18位]
全 国 65.2%

(2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンク R2.1）

秋田県 61.9歳 全国高齢1位 [H31.1 1位]
全 国 59.9歳

(3) 現行の主な資金調達制度（設備投資）

区 分	高度化事業による資金貸付	信用保証制度 【本県の一般資金の場合】
対象事業	中小企業者が組合等の団体を 設立し、共同して工場団地・ 卸団地などを建設する事業 (団地外の組合員企業は対象外)	県内で1年以上事業を営んでいる者 の設備投資事業
貸付期間	20年以内	固定10年、変動15年以内
貸付利率	0.35%	固定2.15% 変動1.90% 保証料1.55%以下
貸付割合	原則として貸付対象事業費の 80%	100%
貸付上限	なし	1億円 (信用保証制度全体では2.8億円)

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

Ⅲ-6 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続・拡充について（拡充）

厚生労働省職業安定局
経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

- （１） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者を支援するため、各種給付金や雇用調整助成金の特例について、事業者の経営が一定程度回復するまで継続すること。
- （２） ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済情勢の変化に対応した、新たなビジネスモデルへの転換等に、多くの中小企業・小規模事業者が取り組めるよう支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの企業で売上が激減するなど業況が悪化し、特に中小企業・小規模事業者では経営の危機に直面しています。
- （２） 中小企業・小規模事業者は、各種融資制度の拡充や雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金などにより、これまで急場を凌いできていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、企業体力が著しく疲弊してきています。
- （３） このため、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給、雇用調整助成金の特例措置の延長が強く求められています。
- （４） また、今後は、中小企業・小規模事業者においても、業態転換等に取り組んでいくことが重要であることから、中小企業等事業再構築促進事業等について、柔軟な制度運用や、地域経済の回復状況を踏まえ来年度以降も実施するなど、多くの企業が取り組めるような支援制度にすることが必要です。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

Ⅲ-7 中小企業のワンストップ支援事業の継続について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営革新や事業承継が課題となっています。

地域の支援体制を強化するため、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③課題に応じた「ワンストップサービス」といったきめ細かな対応を行っており、その役割はますます重要となっております。

- (2) 当県でも、本事業により、平成26年6月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、中小企業・小規模事業者の様々な経営改革の相談に、様々な分野のコーディネーターがワンストップで対応しているほか、拠点内の相談のみならず、県下全域への巡回相談、セミナーの開催や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。

支援拠点を設置して以降、各分野のコーディネーターが、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援、自社の強みを生かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する的確なアドバイスや成果が出るまで伴走型のフォローアップなどを行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善につながっています。

- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体になった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

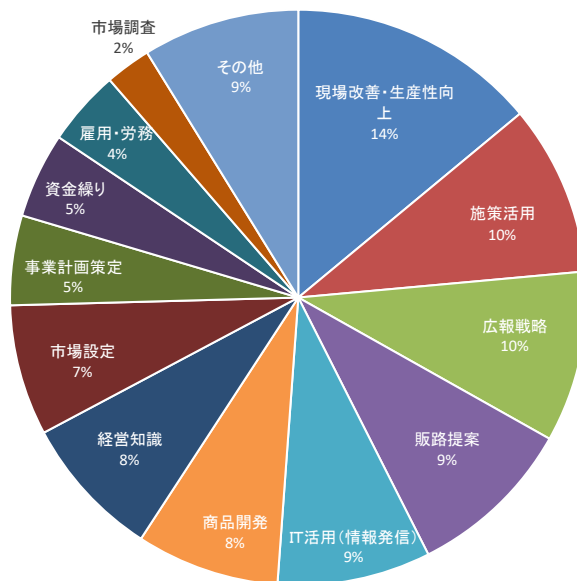
秋田県よろず支援拠点

相談対応件数

項 目	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元 年度	R 2 年度
稼働月数	9	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
相談対応件数	1, 7 9 2	4, 6 3 7	3, 3 6 0	3, 3 1 2	3, 8 3 3	3, 4 3 4	3, 6 7 3
同 月 平 均	1 9 9	3 8 6	2 8 0	2 7 6	3 1 9	2 8 6	3 0 6

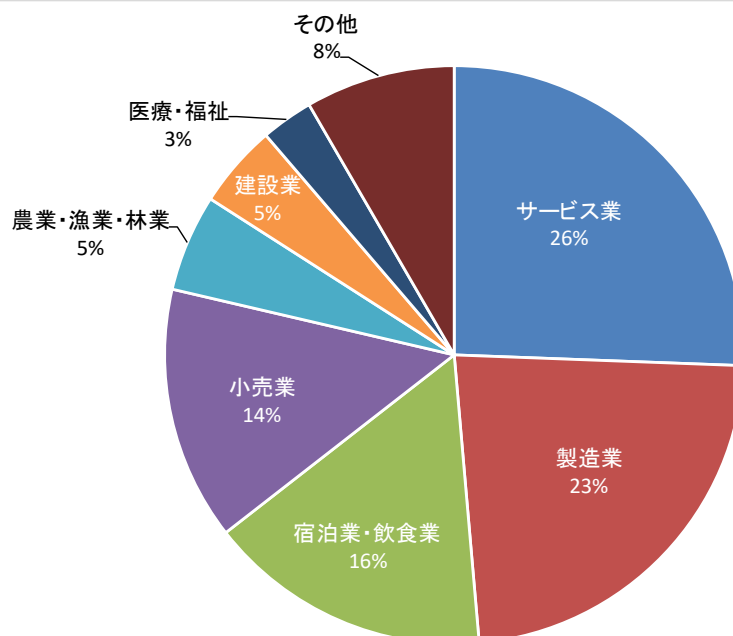
相談内容

(R2. 4～R3. 3)



相談者の業種

(R2. 4～R3. 3)



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-8 最低賃金引き上げ等生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

経済産業省中小企業庁 公正取引委員会

【提案・要望の内容】

県内製造業における中小企業・小規模事業者は、最低賃金引き上げ等による人件費の上昇や物流費等の上昇も相まって厳しい経営環境にある。特に、下請け主体の事業者が多いため、生産コストの増加分について、加工料や製品価格へ適正に価格転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、製造品出荷額の付加価値生産性は全国でも下位となっている。
(従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国45位)
また、最低賃金の引き上げ等による人件費の上昇や物流費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力に推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいない実情があります。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導や下請事業者支援を行っているほか、下請代金支払遅延等防止法に基づき、中小企業庁と公正取引委員会が連携して、書面調査の実施による実態把握や、親事業者に対する指導・原状回復措置等を実施するとともに、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。
しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、下請事業者が自らに起因しないコスト増について、適正に価格へ転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発など、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県別 製造品付加価値額
(従業者4人以上の事業所)

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業員数 (人)	1人当たり 付加価値額	順位
合 計	104,300,711	7,778,124	13.41	
1 山口県	1,922,804	96,484	19.93	1
2 滋賀県	2,885,361	161,935	17.82	2
3 徳島県	834,171	47,191	17.68	3
4 三重県	3,519,332	204,521	17.21	4
5 茨城県	4,493,584	273,749	16.41	5
6 和歌山県	852,283	52,797	16.14	6
7 愛知県	13,702,058	863,149	15.87	7
8 京都府	2,274,428	144,808	15.71	8
9 大分県	1,020,102	66,275	15.39	9
10 千葉県	3,175,385	212,015	14.98	10
11 栃木県	3,089,908	206,973	14.93	11
12 神奈川県	5,310,394	355,924	14.92	12
13 静岡県	6,114,735	413,309	14.79	13
14 群馬県	3,128,851	213,151	14.68	14
15 山梨県	1,032,883	72,032	14.34	15
16 兵庫県	5,115,858	364,064	14.05	16
17 愛媛県	1,020,817	76,606	13.33	17
18 広島県	2,912,463	220,240	13.22	18
19 岡山県	1,941,091	150,412	12.91	19
20 大阪府	5,608,821	447,404	12.54	20
21 佐賀県	772,537	61,774	12.51	21
22 東京都	3,074,291	246,895	12.45	22
23 宮城県	1,448,220	118,720	12.20	23
24 埼玉県	4,819,313	399,193	12.07	24
25 長崎県	668,614	56,145	11.91	25
26 福岡県	2,613,680	222,538	11.74	26
27 香川県	807,934	70,467	11.47	27
28 富山県	1,453,575	127,378	11.41	28
29 奈良県	704,965	61,888	11.39	29
30 長野県	2,294,496	204,917	11.20	30
31 福島県	1,753,608	160,549	10.92	31
32 宮崎県	611,617	56,230	10.88	32
33 石川県	1,126,401	105,039	10.72	33
34 熊本県	1,011,100	95,110	10.63	34
35 福井県	789,151	74,437	10.60	35
36 山形県	1,061,358	101,048	10.50	36
37 島根県	441,470	42,420	10.41	37
38 岐阜県	2,106,709	204,629	10.30	38
39 新潟県	1,897,766	189,386	10.02	39
40 鹿児島県	714,323	71,413	10.00	40
41 北海道	1,691,669	170,662	9.91	41
42 青森県	552,138	57,586	9.59	42
43 岩手県	801,382	87,940	9.11	43
44 高知県	207,766	25,553	8.13	44
45 秋田県	502,839	62,539	8.04	45
46 鳥取県	244,111	33,923	7.20	46
47 沖縄県	174,349	26,706	6.53	47

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額である。

(出典：2019年工業統計(確報)より)

(課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-9 在留資格「特定技能」における産業分野への縫製業の追加について

出入国在留管理庁
経済産業省製造産業局

【提案・要望の内容】

改正出入国管理法の施行に伴う新たな在留資格「特定技能」の創設により、介護や農業、外食業など14業種での就業が認められた一方、その対象外とされている縫製業は、生産性向上などに取り組んでいるものの、深刻な人手不足にあることから、「特定技能」における外国人材の受入分野に縫製業を追加すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県内の9割以上を占め、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の振興を図るため、「中小企業振興条例」等の関連施策により、縫製業を含む県内中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、競争力強化等を支援しています。

- (2) 当県の縫製業は、製造業における事業所の割合では15.5%と2番目に高く、就業者についても製造業の全就業者のうち10.4%を占める地域の重要な産業です。

各事業者においては、労働生産性の向上に日々努めているところですが、労働集約型産業の縫製業では、人材確保はますます厳しさを増しています。

こうした中、当県において製造業に従事する外国人労働者のうち58.5%が縫製業で占めており、外国人労働者は当県の縫製業を支える大きな労働力となっています。

- (3) 現行制度上、技能実習制度に加え「特定技能」も対象とされている介護や農業分野は、合わせて最長10年間在留可能となる一方で、縫製業は技能実習制度のみ受入対象職種とされている関係上、在留期間は最長でも5年となっています。縫製業においても一定の技術を身に付けた外国人労働者の在留期間の延長は貴重な戦力となることから、「特定技能」における特定産業分野に縫製業の追加が必要です。

【参考資料】

1 技能実習と特定技能の制度比較

在留資格	技能実習	特定技能
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 (合計で最長5年)	通算5年

2 特定技能に指定されている特定産業分野

○特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（14分野） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
○特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（2分野） 建設、造船・船用工業

3 秋田県の製造業における事業所数及び従業者数

主な産業分類	令和元年			
	事業所数	割合	従業者数 (人)	割合
製造業 計	1,711	100.0%	62,539	100.0%
うち食料品製造業	302	17.7%	7,571	12.1%
うち繊維工業	265	15.5%	6,506	10.4%
うち電子部品・デバイス・電子回路製造業	94	5.5%	12,706	20.3%

(出典：経済産業省「工業統計調査」より)

4 産業別・外国人雇用事業所及び外国人労働者数（秋田労働局） 令和2年10月末現在

主な産業分類	外国人雇用 事業所数	割合	外国人労働 者数(人)	割合
製造業 計	197	100.0%	1,222	100.0%
うち食料品製造業	19	9.6%	144	11.8%
うち繊維工業	103	52.3%	715	58.5%
うち電気機械器具製造業	8	4.1%	43	3.5%

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-10 国内における医療用ガウン生産等の継続について (新規)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省医政局
経済産業省製造産業局

【提案・要望の内容】

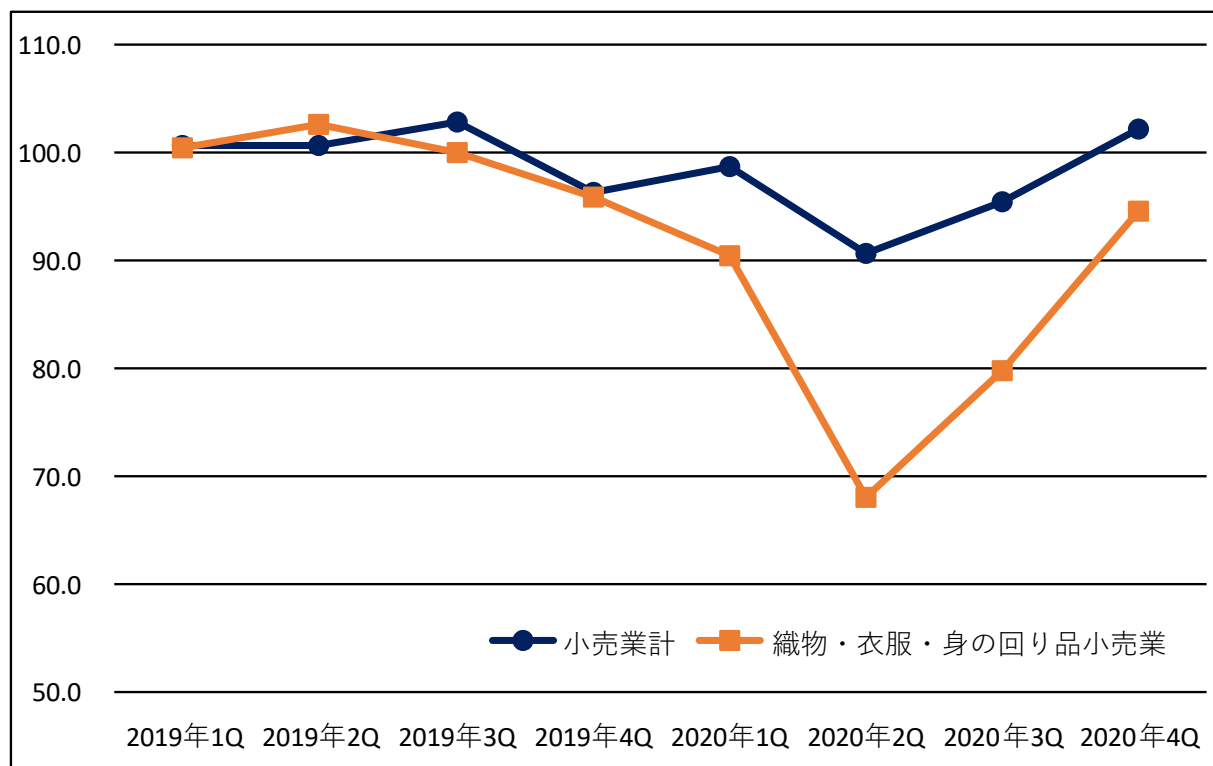
地域雇用を守るとともに高品質なガウン等の供給により医療現場を守るため、医療用ガウン等の生産について、今後も引き続き国内企業への発注を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療・介護現場等で使用する医療用ガウン等の供給が逼迫したことから、国内縫製業界は政府からの要請を受け急遽、生産・供給体制を構築し、当面の物資不足に対応してきました。
- (2) 当県の縫製業は、製造業における事業所の割合では、15.5%と2番目に高く、就業者についても製造業の全就職者のうち10.4%を占める地域の重要な産業です。
- (3) 縫製業界は、かねてから国内市場の縮小や海外製品との競合等により、厳しい経営を強いられてきましたが、設備投資や人材育成のほか、ICT等も積極的に活用しながら、高付加価値化や海外を含む販路開拓等に取り組んできました。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、アパレル製品の需要は回復していません。高品質なガウンの供給により医療現場を守るとともに地域雇用を守るためにも、医療用ガウン等の国内発注が必要です。

【参考資料】

1 業種別商業販売額前年同期比



(出典：経済産業省「商業動態統計」より)

2 秋田県の製造業における事業所数及び従業者数

主な産業分類	令和元年			
	事業所数	割合	従業者数 (人)	割合
製造業 計	1,711	100.0%	62,539	100.0%
うち食料品製造業	302	17.7%	7,571	12.1%
うち繊維工業	265	15.5%	6,506	10.4%
うち電子部品・デバイス・電子回路製造業	94	5.5%	12,706	20.3%

(出典：経済産業省「工業統計調査」より)

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-11 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

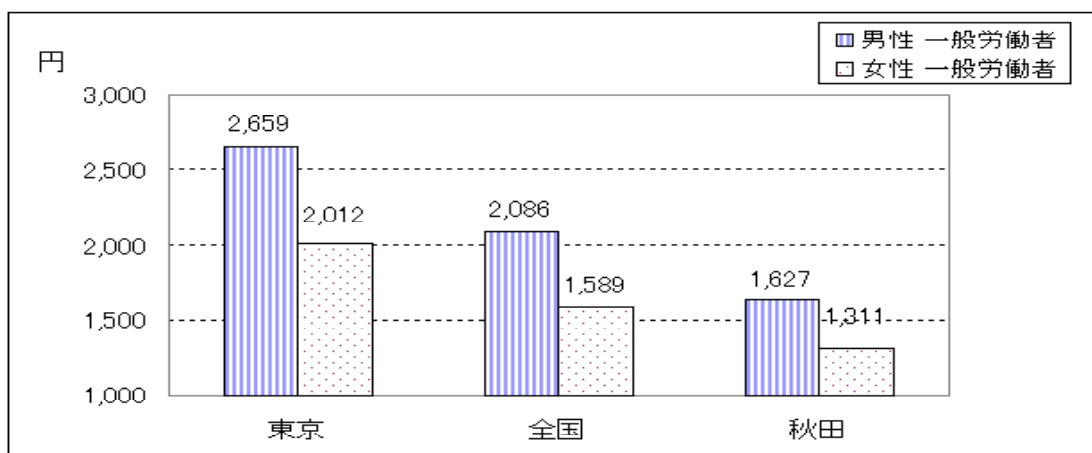
雇用における地域間格差の是正などに向けて、最低賃金に係る目安制度の見直しを行うとともに、地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準を始めとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因になっています。
最近の県内経済・雇用状況は、個人消費は持ち直しの動きが続き、製造業は全体として堅調な動きとなっているほか、有効求人倍率は高い水準で推移しているものの、業種や地域により状況に差異があります。
- (2) 地域別最低賃金に係るランク間の格差は、近年、僅かながら縮小したものの、都市部と地方の最低賃金の格差の解消にはほど遠いものがあることから、こうした地域間格差の是正に向けては、最低賃金に係る目安制度の見直しを行う必要があります。
- (3) 制度の見直しに当たっては、国のフォローアップ施策である「専門家派遣・相談等支援事業」や「業務改善助成金」などの支援制度の継続など、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた環境整備も併せて行う必要があります。

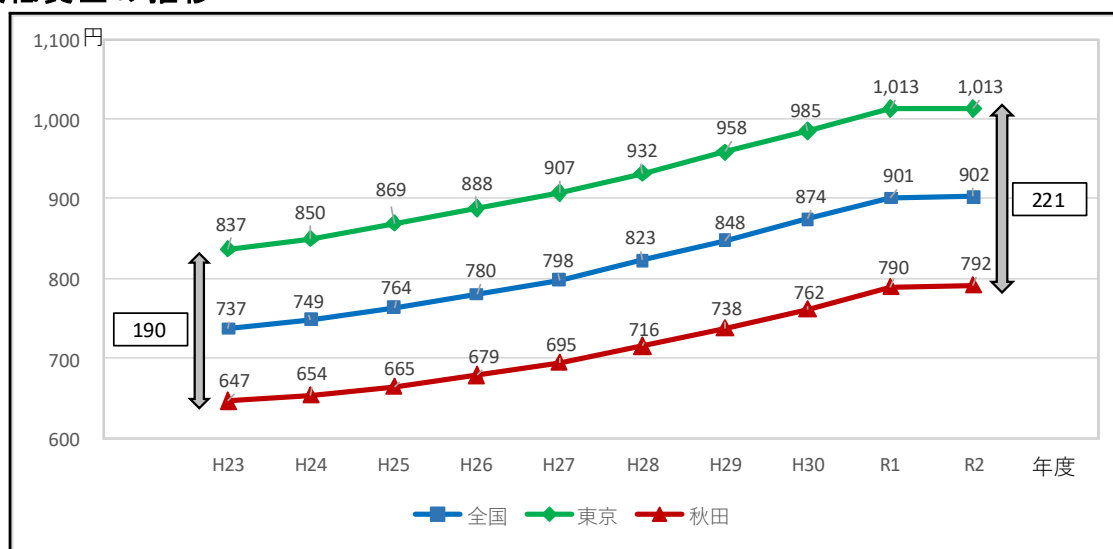
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・中央及び地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定する。
- ・中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成20年の最賃法改正後は、生活保護基準額との整合性に配慮することになっている。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅳ 食料の安定供給と脱炭素社会に貢献する農林水産業の振興

IV-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、生産局、
農村振興局、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」を始め、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」等について、予算を十分かつ継続的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けた施策を円滑に推進するため、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。
また、T P P 1 1 や日 E U ・ E P A、日米貿易協定の発効を踏まえ、「総合的な T P P 等関連政策大綱」と「農業生産基盤強化プログラム」に基づく対策を着実に実行するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含め T P P 協定の総枠内で設定することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模生産団地を、それぞれ 5 0 か所を目標に全県域に整備してきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、農業産出額の伸び率が 4 年連続で全国トップクラスになるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「農業農村整備事業」を始め、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、増頭奨励金を含む「畜産クラスター事業」等が不可欠であり、地域の実情に応じた制度にするとともに、必要な予算を安定的に確保することが必要です。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

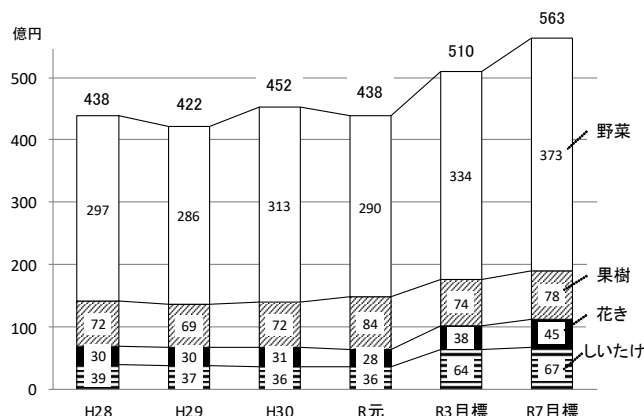
(単位：百万円)

予算時期等	地 区 名 等	事業費	補助金
令和2年度実績 (R元補正)	横手市醍醐地区、美郷町中野地区、三種町鶴川地区、八峰町峰浜地区、湯沢市秋ノ宮地区など 計19地区	2,095	952
令和3年度計画 (R2補正)	大館市田代地区、藤里町矢坂上野地区、大仙市内小友地区、秋田市金足地区、横手市など 計13地区	2,697	1,226
令和4年度計画 (R5以降含む)	秋田市上新城地区、大館市、北秋田市など 計19地区	2,321	1,055

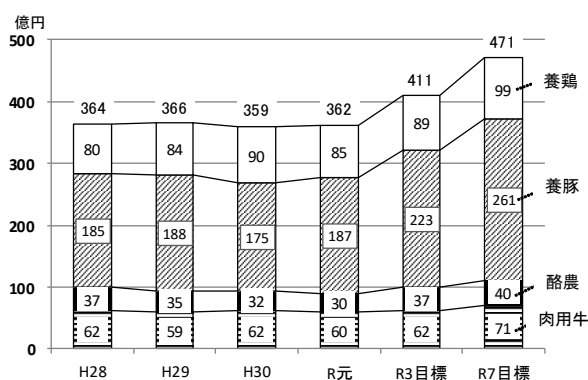
2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地 区	事業費	補助金
令和2年度実績 (R元補正)	男鹿市角間崎地区、大仙市中仙地区、由利本荘市大内地区 計3地区	621	281
令和3年度計画 (R2補正)	北秋田市鷹巣地区、秋田市河辺地区 計2地区	3,579	1,622
令和4年度計画 (R5以降含む)	大館市赤石地区、北秋田市鷹巣地区、鹿角市八幡平地区など 計7地区	8,701	3,955



〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕



〔畜産産出額の推移と目標額〕

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

IV-2 農業農村整備事業の予算確保等について（拡充）

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

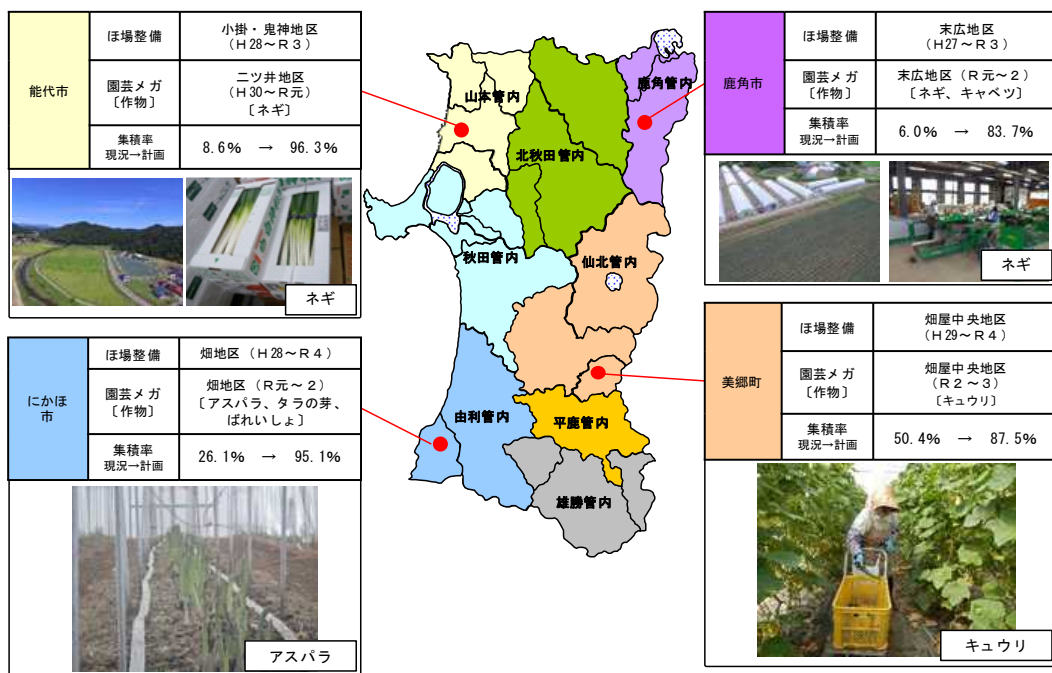
農業農村整備事業は、担い手への農地集積や高収益作物への転換、スマート農業の導入に必要不可欠であり、農業農村の安全・安心を確保する上でも極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保するとともに、地域の実情に応じた事業メニュー等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

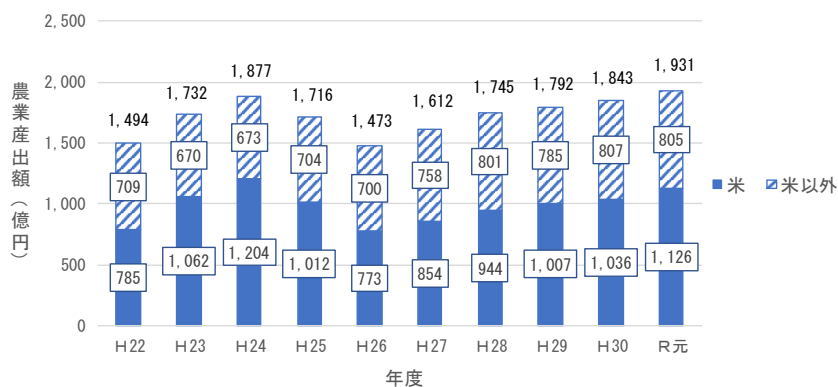
- （１） 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備を始めとする各種施策を強力に推進した結果、令和元年度の農業産出額は、過去１０年で最高額となり、前年度からの増加額が全国１位となるなど、着実に成果が現れてきています。
- （２） 収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の普及拡大には、ほ場整備が不可欠であることから、引き続き、農地中間管理事業、園芸振興施策と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点施策として推進することにしていきます。
- （３） 特に、ほ場整備の効果を最大限に発揮するためには、中山間地域等において農地中間管理機構関連農地整備事業により地区に関連する農業水利施設を一体的に整備できるようにするなど、地域の実情に応じた事業メニューの充実が求められています。
- （４） また、流域治水対策の加速化に向け、田んぼダムを取組を拡大することができるよう、田んぼダムに取り組む地区のほ場整備事業において、農家へのインセンティブを強化することが必要です。
- （５） 当県の基幹的な農業水利施設の４割以上が標準耐用年数を超過しており、施設の長寿命化や防災・減災のための適切な補修・更新等が必要となっています。特に、防災重点農業用ため池については、ため池工事特措法等に基づき、長期にわたり計画的に防災工事等を推進することから、安定的な予算確保が必要です。

【参考資料】

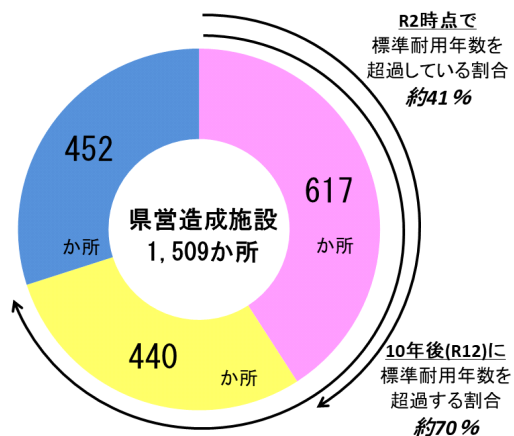
あきた型ほ場整備の具体事例



〔当県の農業産出額の推移〕



〔県内の基幹的農業水利施設の現状〕



〔県内の防災重点農業用ため池〕



大内地区（由利本荘市）

（県担当課室名 農林水産部農地整備課）

IV-3 脱炭素社会の実現と林業成長産業化に向けた再造林の推進について（新規）

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、林野庁

【提案・要望の内容】

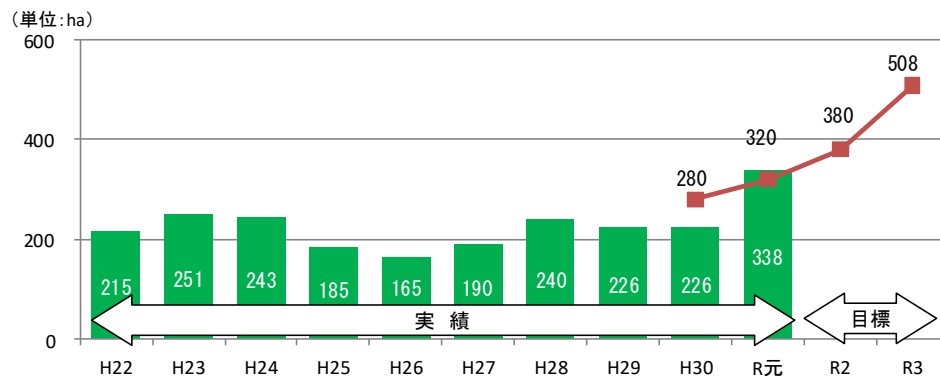
- （１） ２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、森林資源の循環利用と木材利用の拡大を推進するための十分な対策を講じること。
- （２） 特に、再造林による森林の若返りを図ることは、ＣＯ₂吸収量の向上や、林業の持続的発展を図る上で極めて重要であることから、再造林を強力に推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県は、ＣＯ₂の吸収源である森林に恵まれており、地球温暖化防止への貢献のみならず、国土強靱化や水源かん養などに対応するため、多様で健全な森づくりを推進しています。
- （２） 森林資源の循環利用を図るためには、路網整備や高性能林業機械の導入を促進するとともに、木材の加工流通体制の強化や、非住宅建築物における木材利用の拡大など、林業の成長産業化を図ることが重要です。
- （３） 再造林について、当県では、令和元年度から、低コスト再造林に取り組む林業経営体を支援しているほか、今年度からは、低コスト造林技術を普及するための「先進的造林技術実践フィールド」を設けるなどの対策を講じています。
- （４） 再造林を一層進めるためには、林業の採算性の改善や労働力の確保が課題となっていることから、造林公共予算など森林整備事業の支援により、所有者の再造林意欲を高めるとともに、エリート・ツリー等の優良種苗の生産や造林機械の開発など、省力化・効率化に向けた取組を強化する必要があります。

【参考資料】

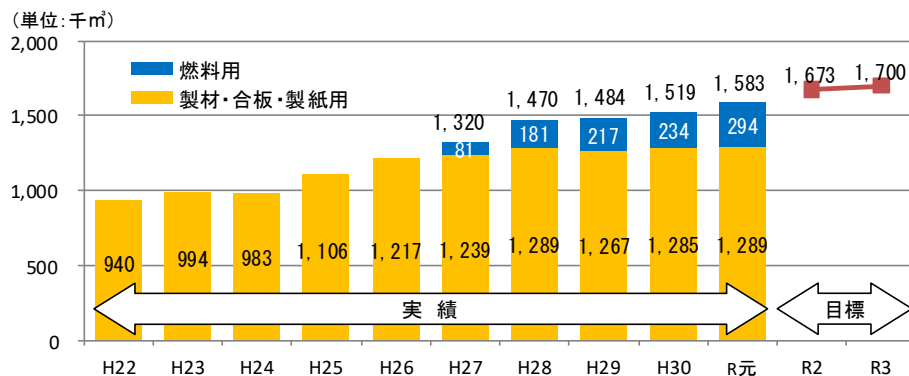
1 再造林面積の推移



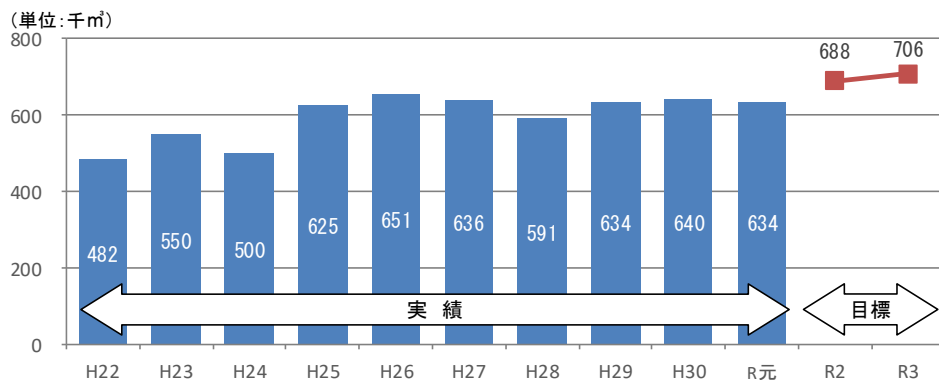
2 再造林の取組



3 素材生産量の推移（燃料用を含む）



4 スギ製品出荷量の推移



(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-4 スマート農業の推進について（拡充）

農林水産省大臣官房、生産局、経営局、
農村振興局、政策統括官、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- （１） 国の「スマート農業実証プロジェクト」について、収量性や品質の向上、労働時間の削減、費用対効果、導入基準など、明らかになった成果については、生産現場への早期の技術移転に努めること。
- （２） 大規模農業法人等に対し、スマート農業を広く普及していくため、引き続き農機等の低価格化に向けた研究開発を推進するとともに、生産から販売まで一貫体系でのスマート技術の導入に対する負担軽減措置や、経営管理に対する支援の充実・強化を図ること。
- （３） ほ場の大区画化や農業用排水路の整備などスマート農業に対応した生産基盤の整備と、地域のニーズに沿ったスマート農業の導入が一体的に実現できるよう、支援制度の充実を図ること。

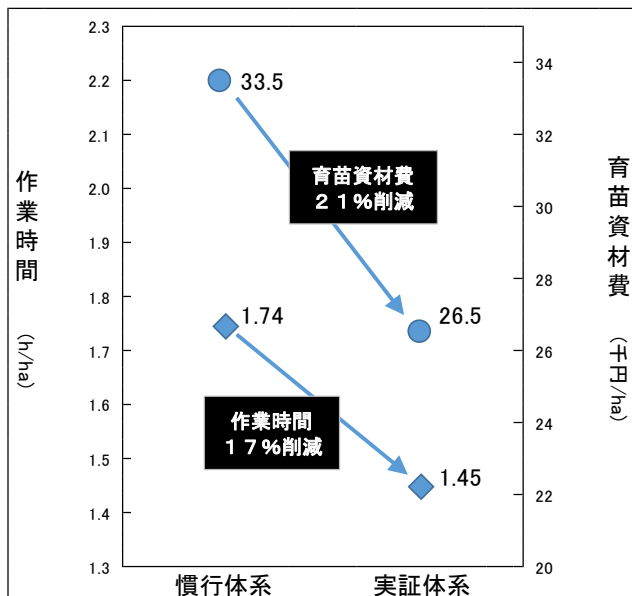
【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、スマート農業を「知り」、「試す」ことにつながるよう、実証プロジェクトの動画や「スマート農業導入指針」により情報提供を行っているほか、令和３年度からは、地域協議会や公設試験研究機関にスマート農業の専門部門を設置するなど、組織体制を強化しています。
- （２） また、実証プロジェクトを通じて、栽培技術はもとより経営全体における効果を検証していますが、今後、担い手の取組を拡大していくためには、スマート農機の低価格化に加え、栽培や経営の要素技術をパッケージで導入することができる事業の充実・強化を図ることが重要です。
- （３） スマート農業の効果は、自動走行機の導入やＩＣＴを活用した用水システムなどの整備と合わせ、ドローンや草刈機などの機器導入も一体的に行うことで発揮されます。農地耕作条件改善事業において、それらの機器導入にも対応できるよう、支援メニューの充実が望まれます。

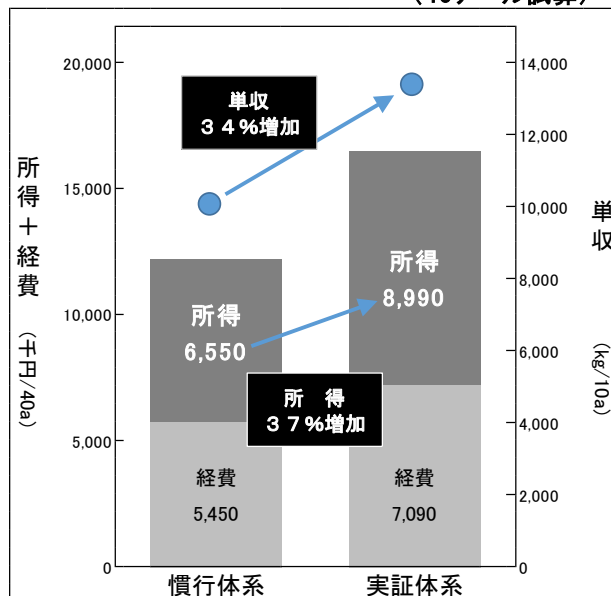
【参考資料】

1 当県におけるスマート農業の実証成果

○ 田植作業時間と育苗資材費削減効果



○ きゅうりのAI自動かん水施肥システムの増収効果 (40アール試算)



2 中山間地域における基盤整備後のスマート農業のイメージ (由利本荘市松ヶ崎地区)



(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、農地整備課)

IV-5 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構の運営及び業務委託等に必要な「農地中間管理機構事業」の予算を十分に確保するとともに、事業の推進に当たり、地方に新たな負担が生じないようにすること。
- (2) 地域集積協力金については、3月から2月までの1年間に機構に貸し付けられた農地だけでなく、複数年度にわたって農地バンクに貸し付けられた農地をまとめて交付対象とするよう見直しを行うこと。
また、現場において機構を活用した利用権設定の手続を計画的に進めるため、令和6年度以降の地域集積協力金の事業内容について早期に見直しを示すこと。

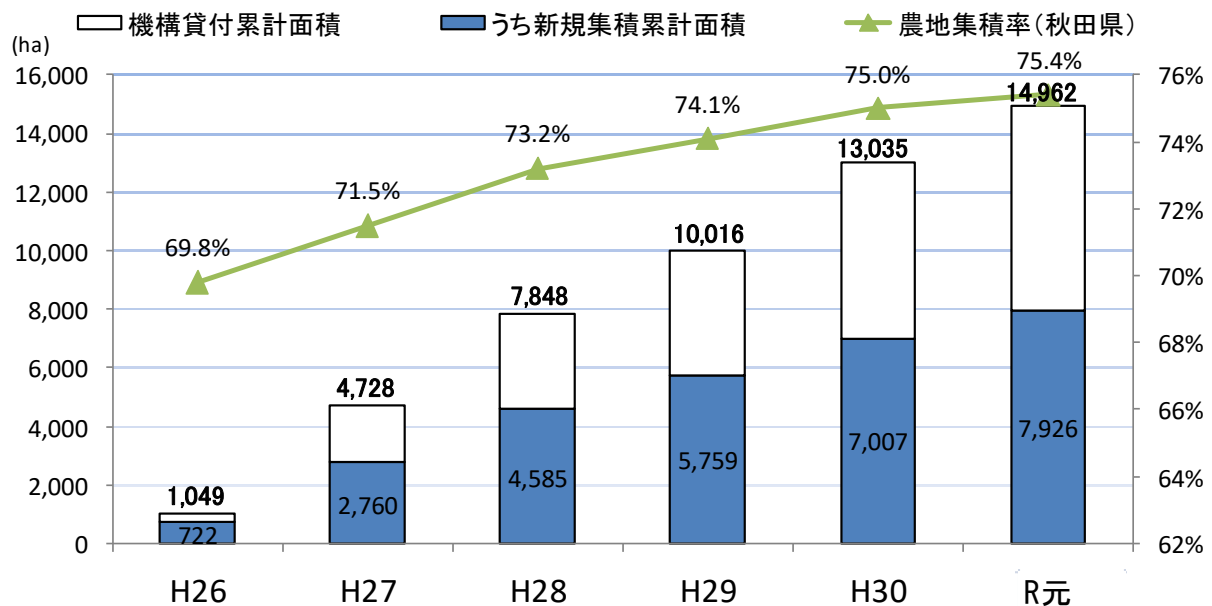
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度までに担い手への農地集積率を90%に引き上げることを目標に、事業推進に向けた関係機関の連携協定を締結し、推進チームの設置や機構の現地相談員を配置するなど、現場段階の推進体制を強化したほか、ほ場整備や園芸メガ団地整備との一体的な取組により、農地の集積・集約化を積極的に推進しています。
また、法改正を踏まえ、集積計画一括方式の導入や、円滑化団体との統合一体化等に関係機関と連携しながら取り組んでいます。
- (2) 従前は、複数年度にわたって機構へ貸し付けた農地をまとめて助成対象としていた地域集積協力金の交付基準が、令和元年度に変更され、事業実施年度の前年度の3月から翌2月までの1年間に機構に貸し付けられた農地のみが対象になっています。
地域集積協力金の交付単価は、1年間の機構の活用率に比例して上がりますが、基盤整備実施地区等では、複数年かけて計画的に集積を進めているため、現行制度では年度毎の機構の活用率が低くなり、交付単価が下がることになり、現場で混乱を招いています。

- (3) 機構を活用した利用権設定の手続を計画的に進めるため、現場では地域集積協力金を活用する年度の数年前から調整を開始するケースもあることから、次期の事業内容について早期に見通しを示す必要があります。

【参考資料】

当県における農地集積の推移



機構実績の全国順位

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
貸付面積	7	5	3	3	2	4
うち新規集積面積	3	2	1	2	3	3

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

IV-6 需要に応じた米生産推進のための環境整備について (拡充)

総務省自治財政局
農林水産省生産局、政策統括官、食料産業局

【提案・要望の内容】

- (1) 需要に基づいた米生産を進めるため、播種前を基本に、数量や価格に関する事前契約を締結する取組が普及・定着するよう、卸売業者や実需者の理解と協力を促すこと。
併せて、方針作成者や生産者が需給状況を的確に把握できるよう、主食用米の産地・銘柄別の需要動向や在庫量など、きめ細かな情報を迅速に提供すること。
- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の交付水準を維持するとともに、主食用米の需給の均衡を図るため、備蓄米や飼料用米など非主食用米のインセンティブを高めること。
- (3) 主食用米の需要の減少に歯止めをかけるため、消費喚起に向けた対策の充実・強化を図ること。
- (4) 集荷業者が、需給状況に応じて自主的な判断で飼料用米等に転換できるようにするため、制度の更なる見直しを行うこと。
また、豊作や予期せぬ需要減により発生した余剰米を市場から隔離するなど、翌年産に影響を与えないよう、実効性のある新たな需給調整のシステムを構築すること。
- (5) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定と、それに伴う施設の改修に対する支援対策に必要な予算を十分に確保すること。
- (6) 主要農作物の優良種子の安定供給に支障を来さないよう、都道府県での取組状況に応じた地方財政措置を堅持するとともに、農産物検査制度の見直しに当たっては、生産や流通の混乱を招くことのないよう現場への十分な説明を行うほか、生産者のコストが増大することがないように配慮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 米の需要を見極め、価格の安定を図るため、県農業再生協議会では、集荷団体に対し、数量のみならず、価格も含めた事前契約を推進していますが、その普及・定着には実需者側の理解と協力も必要不可欠です。
また、集荷業者等が販売計画を立てる際には、全国の需給状況だけでなく、産地・銘柄別のきめ細かな情報も必要です。

- (2) 主食用米の需給緩和に伴い、当県を始め全国的に主食用米からの作付転換が重要となっていることから、備蓄用米や飼料用米など非主食用米については、生産者が安心して取り組めるよう、主食用米と遜色のない収入水準となる支援の充実・強化が必要です。
- (3) 需要に応じた米づくりを着実に進めていくためには、生産面での取組だけでなく、需要面からも減少に歯止めをかけることが重要であり、消費拡大に向けた取組の更なる強化が必要です。
- (4) 集荷業者が、機動的に対応できるよう、交付金の代理受領に取り組みやすい環境整備が必要であるほか、コロナ禍による影響や作柄変動等により著しく需給バランスが崩れた場合は、その余剰分を飼料用米や備蓄米に振り向けたり、パック米飯として輸出するなど、需給を緊急的に改善するとともに、翌年の生産に影響を与えないようにする制度の抜本的な見直しが必要です。
- (5) 稲作の基幹施設として当県で整備されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (6) 主要農作物の種子生産は、我が国における食糧生産の根幹を成すものであることから、種子法廃止による優良種子の安定供給に対する不安の声を払拭するとともに、生産現場に優良種子を安定的かつ継続的に供給できるよう、これまで都道府県が担ってきた体制を堅持していく必要があります。
- (7) 農産物検査制度については、穀粒判別器等の機械鑑定による検査の効率化を図ることは重要ですが、全国統一された基準により円滑な流通が図られている実態を踏まえ、生産現場での運用コストや労務負担への増大につながらないよう十分な配慮が必要です。

【参考資料】

1 事前契約率の状況

(単位：千玄米トン)

	令和元年	令和2年(令和3年2月末現在)
集荷数量	277.0	275.2
うち事前契約数量 (事前契約比率)	189.5 (68%)	207.1 (75%)

2 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

	令和元年	令和2年
戦略作物助成	78.2	未確定
産地交付金	36.3	35.5(見込み)
計	114.5	—

3 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

(単位：基)

設置時期	S40～59	S60～H9	H10～19	H20～	計
設置基数	19	16	4	6	45
うち耐用年数経過 ※	15				15

※全体のうち、耐用年数(鉄筋コンクリート造サイロ：35年)を超えて更新等が行われていないもの。

(県担当課室名 農林水産部 農林政策課、水田総合利用課)

IV-7 コメのカドミウム対策の充実について

総務省自治財政局
農林水産省消費・安全局、生産局、
農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

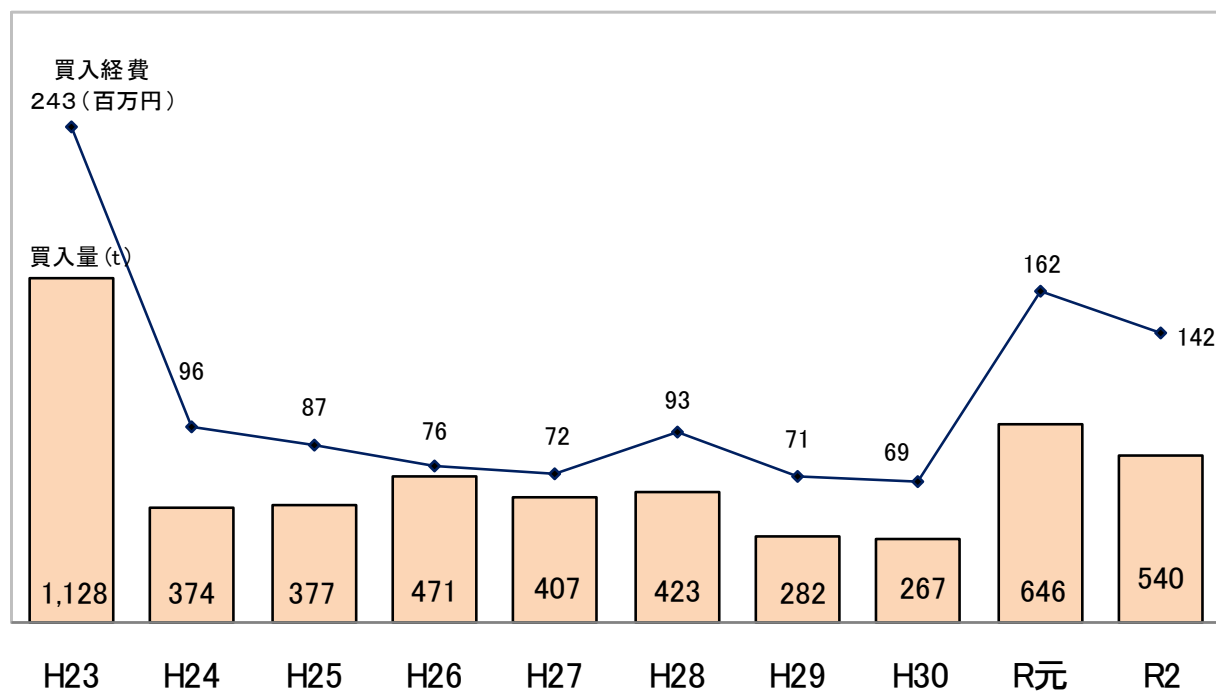
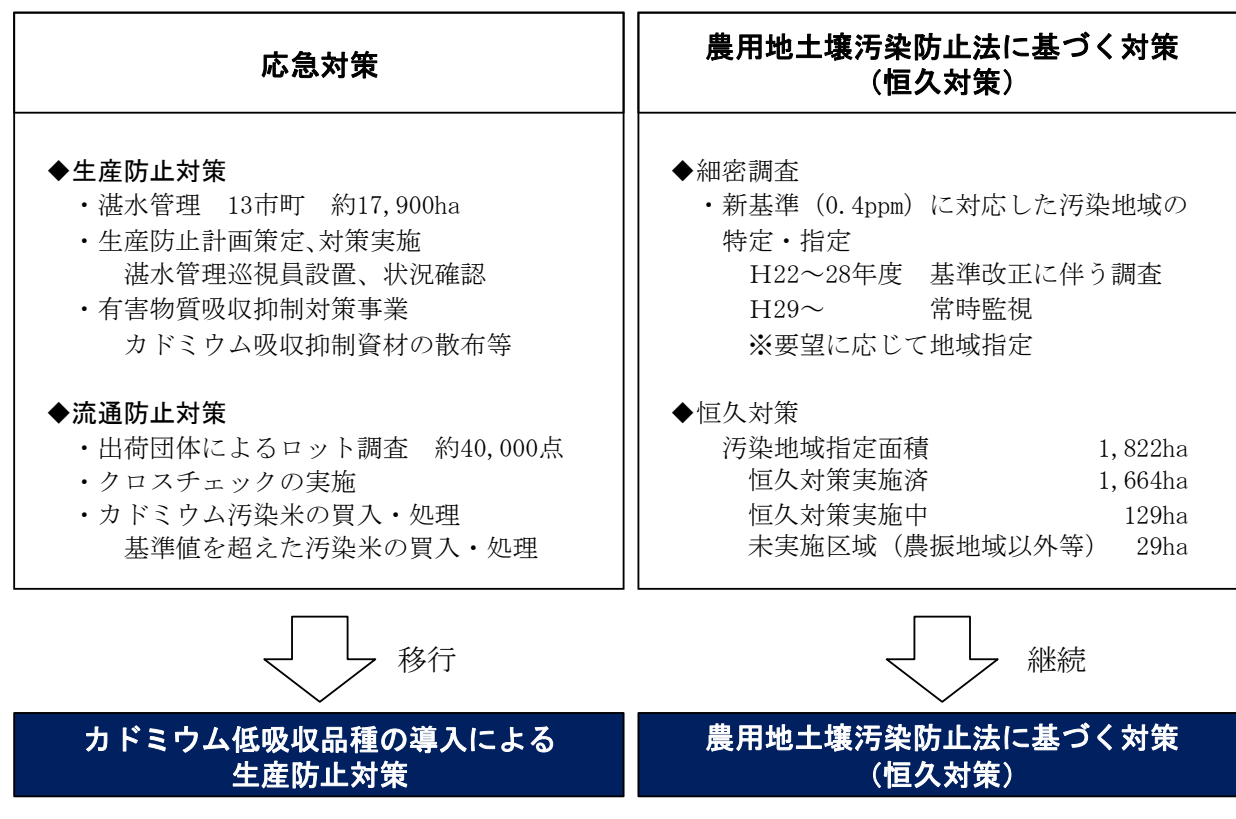
- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、当県では、独自に汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) カドミウム低吸収品種の導入に当たっては、風評被害につながらないよう、国の主導の下、消費者や流通業者等の理解の醸成を図ること。
- (3) カドミウム低吸収品種の生産現場での普及拡大を図るため、必要な施設等の導入や技術指導など、総合的な支援策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、客土や湛水管理による生産段階での発生防止対策や、出荷団体によるロット調査等の流通防止対策を講じるとともに、汚染米については、平成23年度以降、国に代わって県が毎年、買入・処理を行っています。
- (2) こうした中、カドミウム低吸収コシヒカリが開発され、抜本的な解決が期待されることから、当県においても、国の指針に基づき、「あきたこまち」など県オリジナル品種について、低吸収品種の開発を進めています。
- (3) 今後、開発した低吸収品種の普及に向け、種苗登録や産地品種銘柄の設定、生産地での導入試験などを行いますが、こうした取組が風評被害につながらないよう、国の主導の下、各都道府県と連携し消費者や卸・流通業者等の理解の醸成を図っていく必要があります。
- (4) また、県全域への導入に際しては、種子生産ラインの新設が必要となるほか、栽培マニュアルの作成、品種切替のための技術指導など、段階に応じた支援をしていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における農用地土壌汚染対策の概要



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-8 豚熱のまん延防止対策の徹底について（新規）

農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

- （１） 円滑な豚熱ワクチン接種を実施するため、知事が認定した獣医師が実施したワクチン接種により死亡し、又は障害を受けた豚についても、家畜伝染病予防法第５８条の手当金の交付対象とすること。
- （２） 野生イノシシの豚熱感染拡大を防ぐ経口ワクチンの散布に当たっては、引き続き十分な予算を確保するとともに、国主導により関係省庁等と連携して実施すること。
- （３） 豚熱ウイルスの侵入を防止するため、ワクチン接種経費への特別交付税措置のほか、地方空港における探知犬の配備や靴底消毒への支援、養豚場等における消毒薬散布機や防鳥ネット等の購入支援を継続すること。

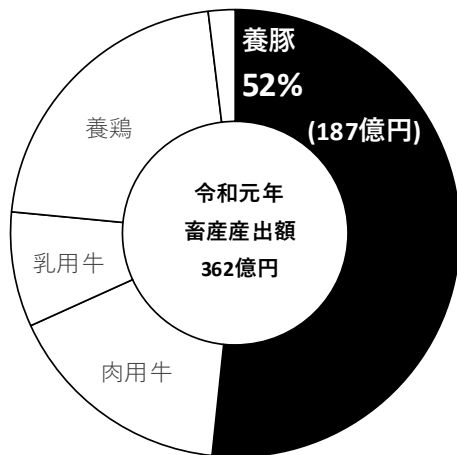
【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 全国的な感染拡大に伴い、飼養衛生管理基準遵守の徹底指導、ワクチン接種、野生イノシシ検査など、家畜防疫員の業務量が増加しており、万一、重大な動物感染症が発生した場合、防疫措置に支障を来することが懸念されます。
- （２） 今後、知事が認定した獣医師を確実に確保する観点から、ワクチン接種による事故等が発生した場合でも、当該獣医師個人の賠償が生じない制度が必要です。
- （３） 経口ワクチンの散布は、まん延防止の観点から、国が主導的に実施する必要があり、散布のための予算の確保に加え、環境省や猟友会などの関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。
- （４） ワクチン接種の開始に伴い、ワクチンや抗体検査試薬の購入費など、都道府県の負担が増加することから、特別交付税措置の継続が必要です。
- （５） 旅行者の肉製品の持ち込みが後を絶たず、依然として我が国への豚熱ウイルス等の侵入リスクが高いため、引き続き、地方空港への検疫探知犬の配備、養豚場等での消毒、野生鳥獣の侵入防止等の徹底が必要です。

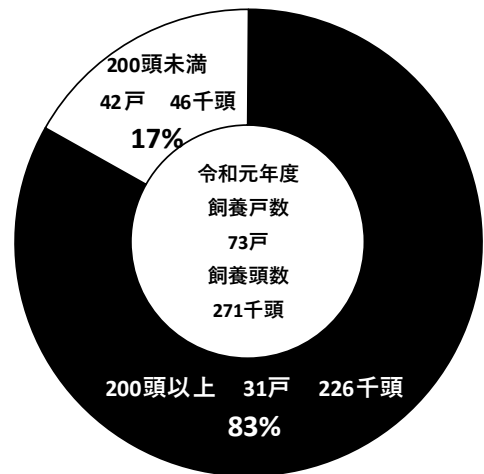
【参考資料】

1 当県における養豚業の状況

〔畜種別農業産出額の割合〕



〔大規模化が進展（繁殖雌豚飼養規模別頭数）〕



2 大規模養豚団地



〔小坂町：ポークランドグループ〕



〔連続注射器・注射針〕

3 県内空港における靴底消毒マットの設置



〔秋田空港〕



〔大館能代空港〕

（県担当課室名 農林水産部畜産振興課）

IV-9 団体営事業等の円滑な実施について（拡充）

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

農地や農業水利施設の適正な維持管理や更新整備、災害時の迅速な対応を行うため、団体営事業や災害復旧事業が円滑に実施できるよう、市町村や土地改良区に対する支援措置を充実すること。

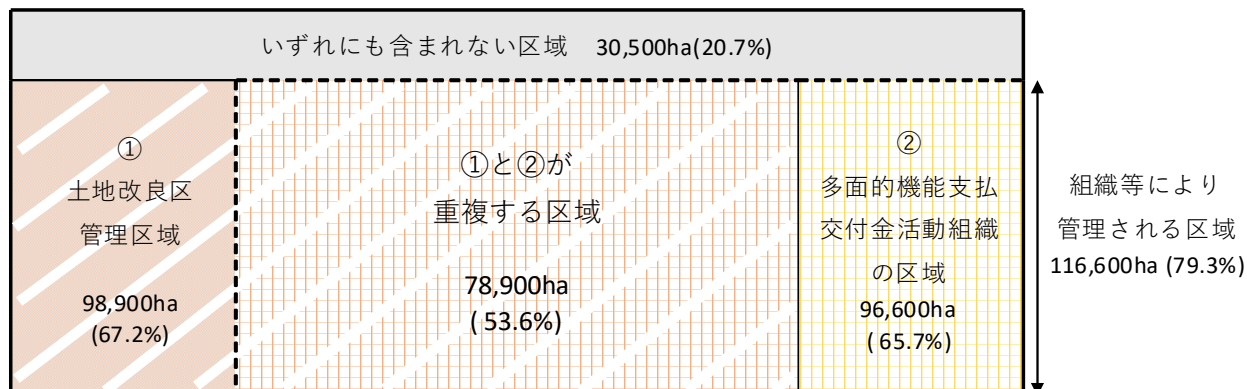
【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、全農地（約１５万ヘクタール）に占める土地改良区の管理区域の割合が７割弱となっており、特に中山間地域を中心に、小規模な水利組合や多面的機能支払交付金活動組織等が農地や農業水利施設の維持管理等を行っています。
- （２） 近年豪雨災害が多発しており、土地改良区の管理区域外において、農地や農業水利施設の災害復旧に向けた対応が滞り、営農継続の断念や耕作放棄地の増大につながることが懸念されています。
- （３） また、当県の防災重点農業用ため池１，０１８箇所のうち、水利組合や集落等が管理するため池が半数以上を占めており、こうした管理体制の脆弱なため池では、施設管理の粗放化や、計画的な維持補修等に支障を来しています。
- （４） 当県では、平成３０年度から、水利組合等が新たに土地改良区に編入された場合、市町村と協調し、編入に必要な事務的経費の一部を土地改良区に支援する事業を実施しており、これまで本事業を活用し、１１土地改良区において５３７ヘクタールの区域拡大が行われています。
- （５） 将来にわたって優良な農地を維持するとともに、安定した農業用水の確保や地域の安全・安心を確保していくため、団体営事業や災害復旧事業が円滑に実施できるよう、事業主体の事務的経費等に対する支援や、土地改良区の管理区域拡大の取組に対する支援など、制度の充実が必要です。

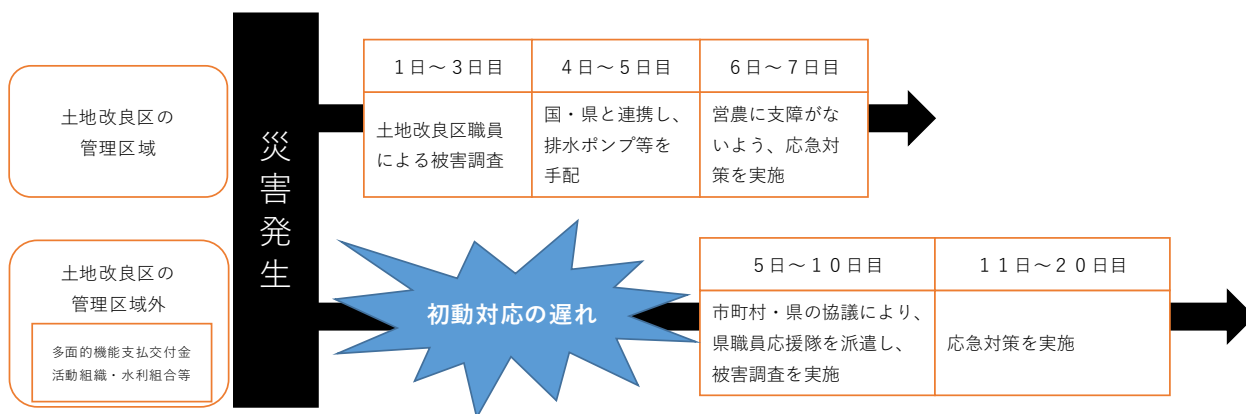
【参考資料】

〔県内の農地・農業水利施設における管理区域の状況〕

全農地面積 147,100ha



〔災害時の土地改良区管理区域と管理区域外の初期対応の実態〕



〔県内における防災重点農業用ため池の管理区分〕

管理区分	地方公共団体	土地改良区	水利組合、集落等	不明	合計
箇所数	17	450	522 (51.3%)	29	1,018

〔県内の土地改良区管理区域拡大の実績〕

年度	土地改良区数	面積(ha)
H30	4	231
R元	1	21
R2	6	285
計	11	537

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

IV-10 「日本型直接支払制度」の着実な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

日本型直接支払制度は、農業の有する多面的機能の維持・発揮や中山間地域等における営農の継続等を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

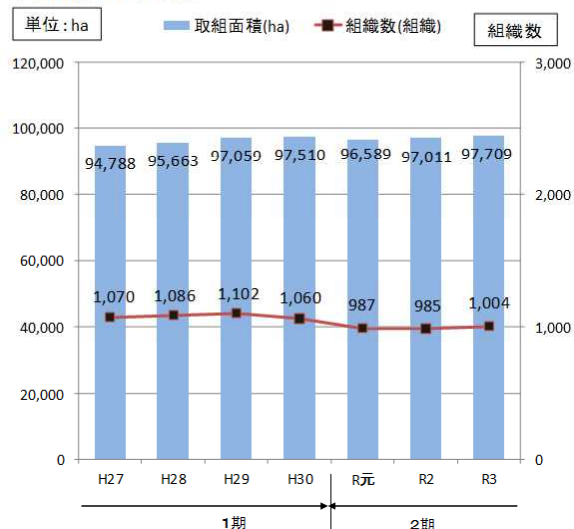
- (1) 当県では、「日本型直接支払制度」の各交付金を活用し、県内農地の7割に当たる約10万7千ヘクタールで、地域住民と一体となった保全活動等に取り組んでおり、農地の有効利用や良好な環境の維持が図られています。
- (2) しかしながら、人口減少や高齢化の進行により、中山間地域を中心に地域活動を担う人材不足が深刻化しているため、活動組織や集落協定の広域化のほか、土地改良区等への事務委託や民間企業への作業委託など外部人材の活用を積極的に推進していくことにしています。
- (3) また、条件不利な中山間地域等で農業生産活動を継続するには、ICT等省力化技術の導入による生産性の向上のほか、森林の保全活動と連携した農地の保全などにより良好な営農環境が維持されることが重要です。
- (4) 洪水防止機能などの国土保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等といった農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮は、都市住民を含む国民に多くの恩恵をもたらすことから、必要な予算を安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

1 取組状況

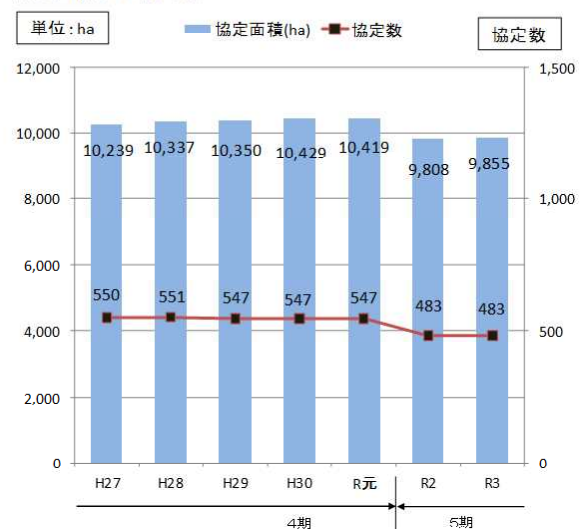
【多面的機能支払交付金】

取組面積及び組織数



【中山間地域等直接支払交付金】

協定面積及び協定数



農地まわりの草刈りによる営農環境の改善
(多面的機能支払交付金)



ドローンによる防除作業の省力化
(中山間地域等直接支払交付金)

2 令和3年度実施計画について

	多面的機能 支払交付金	中山間地域等 直接支払交付金	左記計	環境保全型農業 直接支払交付金
実施市町村数 (組織数)	25 (1,004)	22 (483)	25 (全市町村) (1,487)	12 (23)
実施計画面積 (ha)	97,709	9,855	107,564	5,034
交付額 (上段:事業費) (百万円) (下段:国 費)	4,581 2,328	1,052 526	5,633 2,854	158 79

県全体の耕地面積に対するカバー率は70% (重複面積を除く)

(県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)

IV-11 水産基盤整備事業の予算確保について

農林水産省水産庁

【提案・要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、水産資源の維持・増大や漁業者の所得向上を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

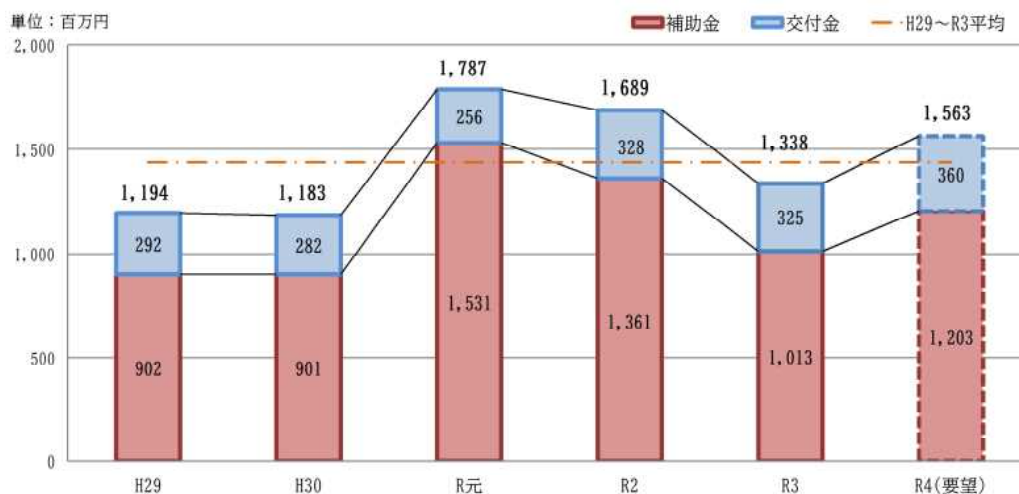
- (1) 当県では、水産物の生産・流通の拠点となる漁港を災害に強い漁港とするため、漁港施設の地震・津波対策等を推進するとともに、つくり育てる漁業や水産物の高付加価値化などに取り組み、水産業の振興と漁村の活性化を図ることにしています。
- (2) このため、県の魚であるハタハタを始めとした水産資源の維持・増大や新規就業者の確保・育成に加え、新たに漁港内を活用した蓄養試験に取り組んでいるほか、漁港の長寿命化や防災機能の強化に努めてきているところです。
- (3) また、ハタハタの産卵場や稚魚の保育場となる藻場の造成、メバル類の増殖やサワラ等の鰒集効果を狙った魚礁の設置を進め、漁業資源の維持・増大及び生産量の向上を図っているほか、海底耕うんによる底質改善を実施しています。
- (4) 持続可能な漁業経営に向け、こうした取組を長期間にわたって計画的に実施していくためには、水産基盤整備予算を安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

1 水産基盤整備事業の整備計画

事業名	区分	地区名	事業内容	事業主体	実施年度
水産流通基盤整備事業	防災・減災	椿（船川港）	漁港施設整備	県	H29～R4
水産生産基盤整備事業		岩館	漁港施設整備	県	H29～R4
漁港施設機能強化事業		金浦	漁港施設の機能強化	県	R2～R6
水産物供給基盤機能保全事業	長寿命化	秋田県(岩館漁港ほか7漁港)	漁港施設の長寿命化	県	H22～R9
		由利本荘市(道川漁港ほか1漁港)		由利本荘市	H24～R8
		男鹿市(加茂漁港ほか1漁港)		男鹿市	H27～R10
水産環境整備事業	魚礁・藻場	秋田県（八森漁場ほか7漁場）	漁場整備	県	R3～R12
漁村再生交付金（交付金）	海底耕うん	秋田県沖合	漁場整備	県	R3～R7
海岸保全施設整備事業（交付金）	高潮対策	椿（船川港）、象潟、八森	海岸施設の機能強化	県	H30～R7

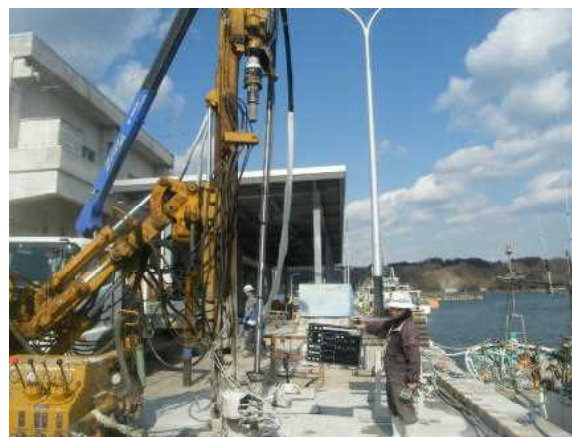
2 水産基盤整備事業の事業費の推移（当初予算ベース）



3 状況写真



〔増殖ブロック製作状況 金浦漁場〕



〔地震・津波対策状況 椿（船川港）漁港〕

（県担当課室名 農林水産部水産漁港課）

IV-12 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

総務省自治財政局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 秋田県林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還の受入れや低利資金への借換、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備の実施や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
しかし、森林整備等の財源を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、未だ本格的な主伐期を迎えていない中で、木材価格の低迷等により採算性が悪化していることに加え、多額な利息負担が経営を圧迫しています。
- (2) このため、県では、無利子長期貸付や職員派遣など経営改善に向けた支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

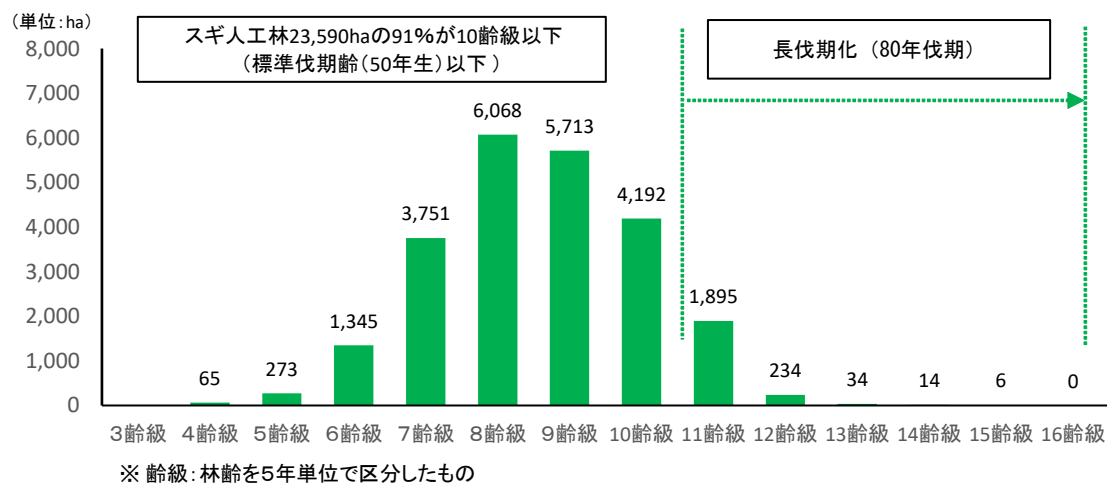
1 秋田県林業公社の概要

(1) 契約面積等

契約面積		契約件数	契約者数
	うちスギ人工林		
27,864ha	23,590ha	1,907件	9,168人

(令和3年3月末現在)

(2) スギ人工林の齢級構成



(令和3年3月末現在)

2 日本政策金融公庫借入金の償還状況

(単位: 百万円)

借入額	償還済額		残 高	
	元 金	利 息	元 金	利息見込額
15,855	8,906	14,616	6,948	865

(令和3年3月末現在)

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-13 治山事業の推進について（拡充）

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

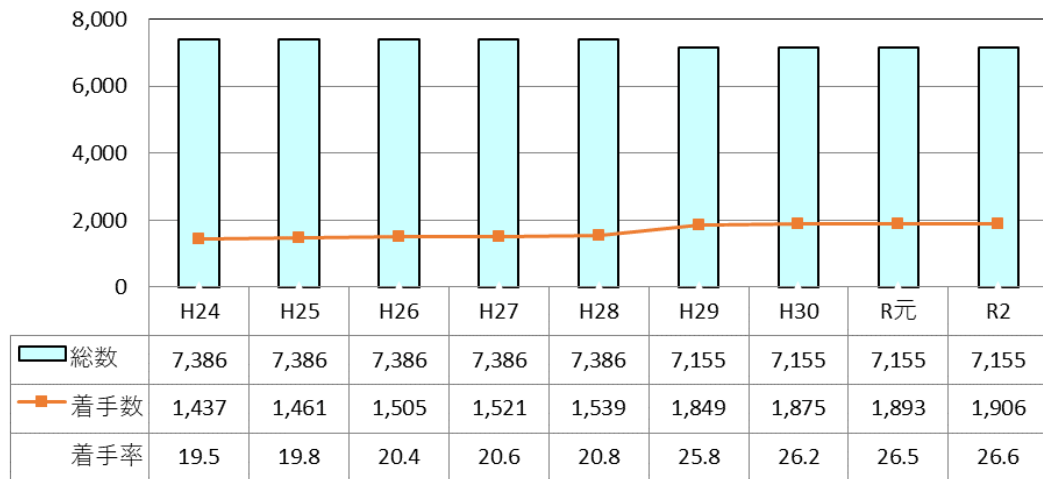
- （１） 荒廃した森林の復旧や山地災害の防止に必要な施設の計画的な整備、老朽化が進んだ施設の補修等を進めるため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- （２） 山地災害危険地区対策関係事業については、老人福祉施設や介護保険施設などの災害時要援護者関連施設が保全対象となっている山地災害危険地区において、優先的に対策が実施できるよう事業の対象を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 近年、局地的な集中豪雨等により甚大な山地災害が多発し、緊急性の高い箇所では、災害復旧事業を実施している一方、経常の治山事業により復旧を図る箇所が累積しており、山地災害危険地区のうち、対策工事に着手した箇所は、いまだ３割以下にとどまっていることから、補正予算等を含め、更なる予算の拡充を図る必要があります。
また、将来にわたって治山施設の機能が確実に発揮できるよう、インフラ長寿命化計画に基づき、老朽化により破損した治山ダムや機能が低下した地すべり防止施設等の補修を早急に進める必要があります。
- （２） 緊急予防治山事業及び緊急機能強化・老朽化対策事業は、地形・地質による山腹崩壊の危険度が高く、住家の戸数が多いなどの条件を満たした山地災害危険地区が対象となっています。
しかしながら、当県においては、被災時に逃げ遅れる危険性の高い人が利用する老人福祉施設や介護保険施設などの災害時要援護者関連施設が山際にも多く立地していることから、近年の局地的な災害の発生状況を踏まえ、このような地域については、これらの事業により優先的に対策が実施できるよう対象を拡充する必要があります。

【参考資料】

1 山地災害危険地区における工事着手数の推移



※山地災害危険地区は平成29年度の全体見直しによる区分等変更に伴い、総数が減となっている。

2 荒廃した森林や老朽化施設の状況



3 山際に立地する災害時要援護者関連施設の状況と補助対象概要等



緊急予防治山事業、緊急機能強化・老朽化対策事業の補助対象

地形・地質による危険度

危険度	山の傾斜の場合
a1	傾斜71%～(35.4°以上)
b1	傾斜51%～(27.0°以上)
c1	傾斜31%～(17.2°以上)

保全対象の被災危険度

危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設(道路を除く。)又は10戸以上の人家がある場合
b2	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c2	5戸未満の人家又は道路がある場合

両方を満たすものが緊急予防治山事業、緊急機能強化・老朽化対策事業の対象

山地災害危険地区の保全対象となっている災害時要援護者関連施設数(秋田県)

うち補助対象	総数
8	61
53(対象外)	

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV-14 森林病虫害等防除対策の拡充について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保するとともに、奥地の老齢ナラ林の若返りを促進するための支援策を拡充すること。

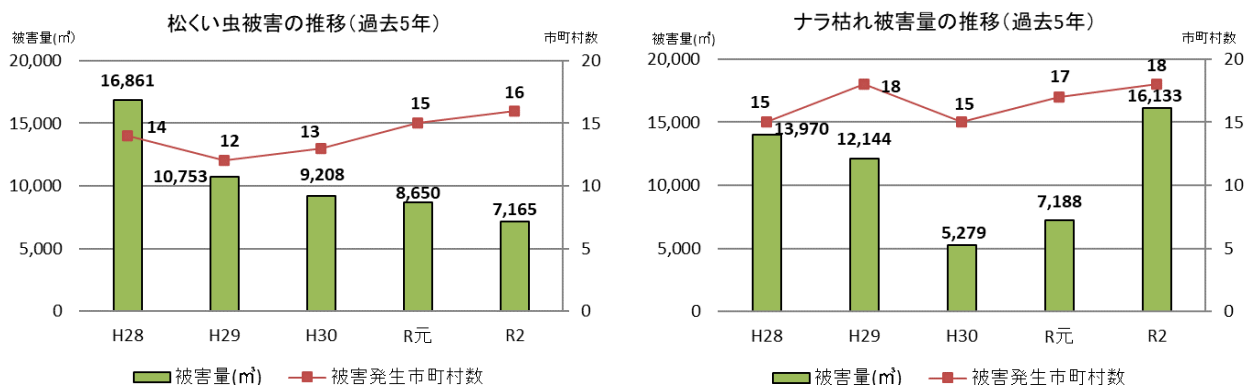
【提案・要望の背景や当県の実情】

- (1) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準での被害発生が続いていることから、今後も徹底した対策の継続が必要です。
- (2) ナラ枯れについては、森林病虫害等防除事業の活用による防除のほか、森林整備事業に県単独事業を組み合わせ、奥地の老齢ナラ林の伐採・更新を促進していますが、令和2年度の被害は、前年度の2.2倍に増加しました。

このため、新たに国有林と連携した被害対策の取組を進めており、ナラ枯れ被害の拡大防止のためには、森林整備事業の更新伐において標準事業費の因子となる集材距離の延伸が必要です。

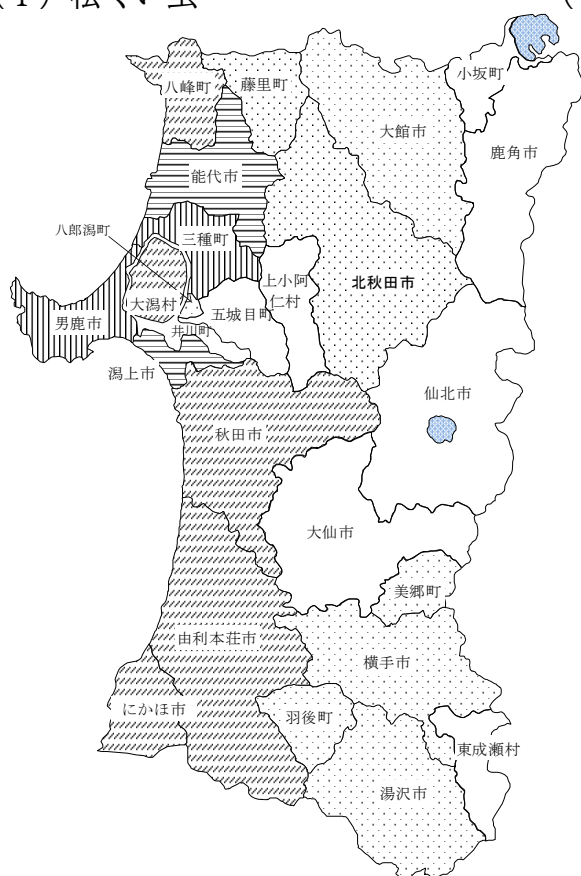
【参考資料】

1 被害量の推移

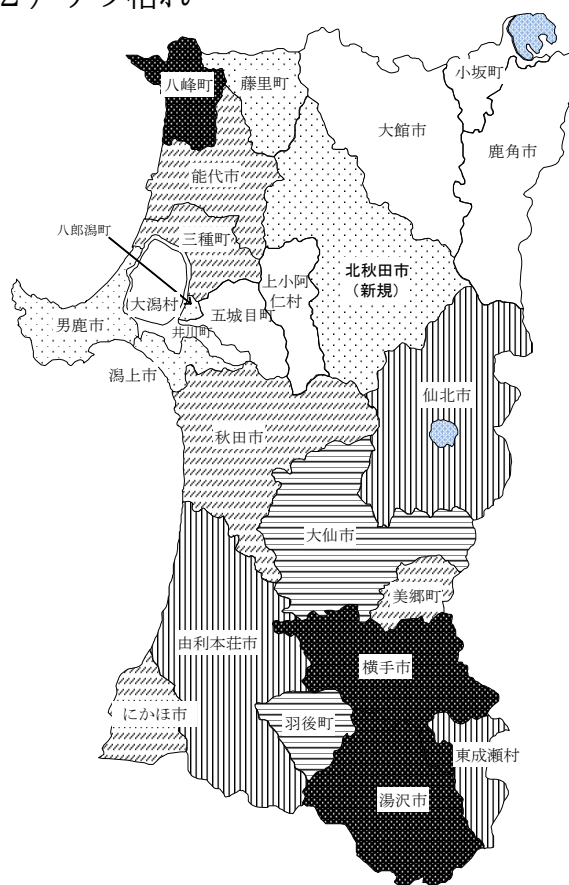


2 令和2年度森林病虫害被害状況

(1) 松くい虫



(2) ナラ枯れ



凡 例	
	2,000m ³ 以上
	1,000～2,000m ³ 未満
	500～1,000m ³ 未満
	100～500m ³ 未満
	1～100m ³ 未満
	なし

3 被害対策の状況



〔松くい虫薬剤散布（地上散布）〕



〔ナラ枯れ伐倒駆除〕

（県担当課室名 農林水産部森林整備課）

IV-15 「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

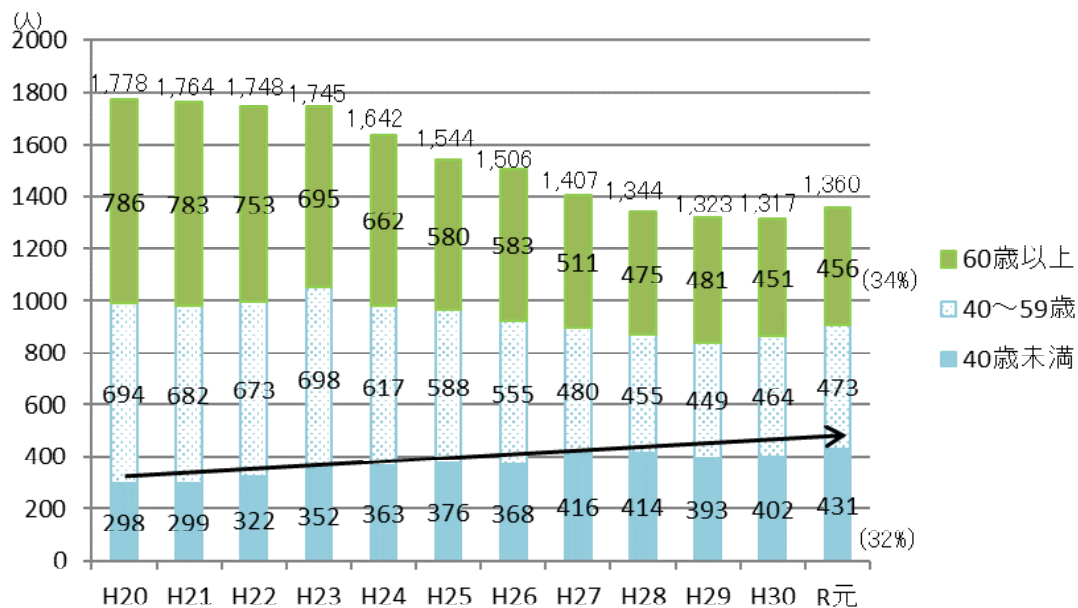
森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成できるよう、「緑の人づくり」総合支援対策のうち、特に、林業への就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源を有する当県では、資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるため、高い技術力を持つ人材の確保・育成に力を入れた結果、40歳未満の林業従事者が増加するなど、その成果が着実に現れてきています。
- (2) 平成27年度に開講した秋田林業大学校では、高性能林業機械の操作やメンテナンス、労働安全衛生に関する実習など、現場技術の習得に力を入れており、修了生は県内の林業事業体等に就業し、就業先から即戦力として高い評価を得ています。
- (3) 令和3年度からは、ICT等を活用した生産管理や、UAV等で取得した森林資源情報を用いた効率的な施業プランの作成をカリキュラムに取り入れるなど、今後の林業を見据え、研修内容を充実させています。
- (4) 全国的に林業大学校等の設立が増加する中、今後も、林業への就業を希望する若者が、質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金」の予算を十分に確保する必要があります。

【参考資料】

1 秋田県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給金実績

単位：千円

年 度	給付人数(人)	給付額	給付額/人(11か月)
H28	35	48,090	1,374
H29	35	43,155	1,233
H30	32	40,295	1,260
R元	31	33,418	1,078
R2	31	43,989	1,419
R3要望	34	48,246 (25,503)	1,419 () : 一次交付決定額

3 秋田林業大学校の研修状況



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV-16 雪害からの復旧に対する支援について（新規）

農林水産省大臣官房、生産局、経営局

【提案・要望の内容】

- （１） 果樹産地の復興に向け、担い手が被災している中であっても、廃園を含めた樹園地の集積や効率的な防除を行えるよう、省力樹形へ転換する改植や、高性能防除機械の導入への支援措置を特例的に一定期間手厚く講じること。
- （２） 被災した果樹農家の経営安定を図るため、収入保険の運用に当たっては、被災前の収入の水準が樹体の回復までの間確保されるよう基準収入の算定方法を改善するとともに、被災した農家が新規加入しやすいよう、要件となる青色申告の実績を特例的に緩和する措置を講じること。
- （３） 被災した農業生産施設等の復旧に当たっては、支援事業の内容を一元化するなど、農家にとって分かりやすい制度にするとともに、現場の事務負担の軽減が図られるよう配慮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 昨年１２月からの大雪により、当県では、生産施設の倒壊や果樹の樹体の損傷など甚大な被害が発生しており、特に、果樹については、生産量の回復までに長期間を要すると見込まれています。
- （２） 雪害を契機に経営を断念する農家が増加し、産地の衰退が懸念されることから、雪害に強い樹形への転換を図る果樹経営支援対策事業では、改植等への支援単価を増額するとともに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では、廃園を含めた産地の防除体制を強化する組織に対し、高性能機械の導入を優先採択するなど、産地復興の中核となる担い手への特例的な支援措置が必要です。
- （３） 収入保険の運用に当たっては、果樹等の永年作物は、一年生作物と異なり樹体の損傷などによる収入の減少からの回復に複数年を要することから、被災前の収入の水準が樹体の回復までの間、確保される仕組みにするとともに、被災した農家が令和３年に保険加入できるよう令和４年度から青色申告を開始する者を「みなし加入者」とするなど、果樹の雪害に対するセーフティネットを強化することが必要です。

- (4) 雪害からの復旧に当たっては、持続的生産強化対策事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を活用して取り組んでいます。原状復旧は対象にならない上、事業毎に要件や補助対象が異なっていることから、農家にとって分かりにくく、現場の事務負担が増大しています。

【参考資料】

1 令和2年12月からの大雪による被害状況

被害額 82.9億円

農作物等	64百万円（菌床しいたけ、せり、ほうれんそう 等）
果樹の樹体	3,437百万円（りんご、ぶどう、おうとう、もも 等）
農業生産施設等	4,781百万円（パイプハウス、農作業小屋、畜舎、ぶどう棚 等）
その他	7百万円（土地改良施設、水産施設、林産施設）

2 当県における果樹の復興対策

① 今冬の果樹被害状況



りんご樹の枝の折損



ぶどう樹及び棚の倒壊

② 省力樹形への転換促進



日本なしの盛土式根圏制御栽培



りんごの高密植栽培

（県担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課、水田総合利用課、園芸振興課）

V 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

V-1 秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じること。

また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であることから、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からも、支援策の具体化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、国内最高速度を誇る東北新幹線との直通運転により首都圏との速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来しています。
- (4) こうした中、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業を計画しており、現在事業化に向け検討を進めています。
- (5) 令和元年度に当県においてトンネル整備に伴う経済波及効果等を推計し、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれるとの結果を得たところです。
- (6) また、当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」においても、要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

【参考資料】

1 秋田新幹線運行概要

運 転 区 間	東京～秋田間 662. 6km	東京～盛岡間 535. 3km 盛岡～秋田間 127. 3km
最 高 速 度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h	
所 要 時 間 (東京～秋田間)	最速 3時間37分	
運 転 本 数	東京～秋田間 15往復/日 仙台～秋田間 1往復/日 合 計 16往復/日	



秋田新幹線「こまち」

2 秋田新幹線トンネル整備構想の概要

・トンネル部の距離は 約 1 5 k m ・概算工事費は 約 7 0 0 億円 ・工期は着工から 約 1 1 年	➡	◎時間短縮効果 約 7 分の短縮 現 在：最速 3 時間37分 トンネル整備後：最速 3 時間30分
--	---	--



3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果等

主な効果等	内 容
トンネル整備(建設投資)による 経済波及効果	約1,113億円
秋田県への入込客増加による 経済波及効果	年間 約6億円(約4万人増加)
時間短縮による利用者便益	年間 約11億円(約7分短縮)
その他の効果	○防災対策強化による安全性向上 ○交流人口拡大による地域活性化 等

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-2 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

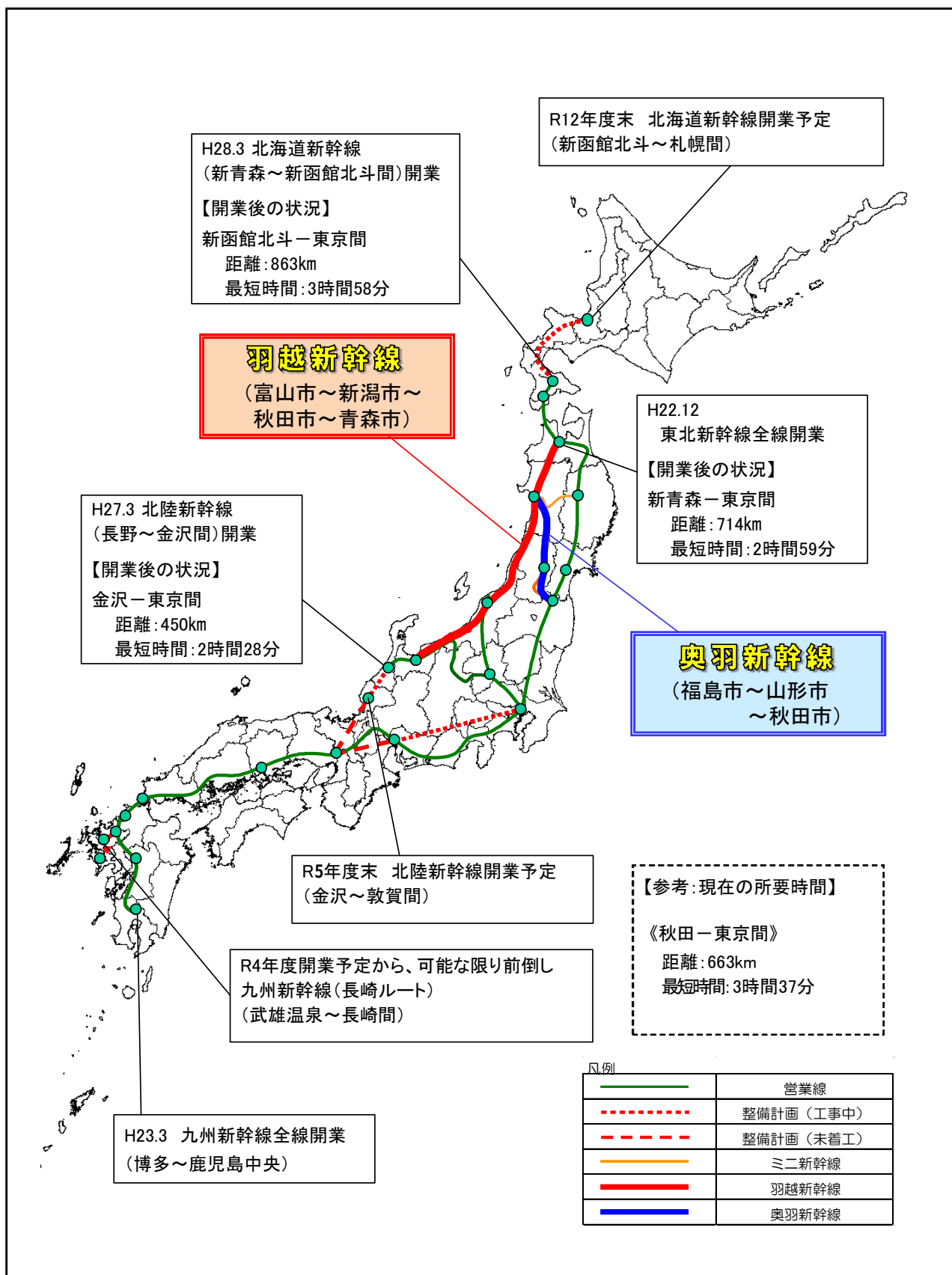
【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の開業予定であるなど、整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線はいまだ、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進を図られる必要があります。
- (4) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、沿線6県合同のプロジェクトチームにおいて、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法について調査・検討を行っています。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-3 航空ネットワークの維持・拡充について（新規）

国土交通省大臣官房、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した航空需要の回復に向け、路線維持に必要な利用促進策や事業者の負担軽減策について、補助制度の創設などの財政支援措置を講じること。
- (2) 羽田発着枠政策コンテストによって配分された発着枠の使用期間を延長すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県と三大都市圏等を結ぶ航空ネットワークは、県内産業や観光の振興に加え、交流人口の拡大においても必要不可欠な社会基盤であり、当県の活性化に大きく寄与しています。
- (2) 地域と航空会社が連携した取組により、県内空港の利用者は増加を続けていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の利用者数は秋田空港では9年ぶり、大館能代空港では7年ぶりに前年度を下回りました。
- (3) さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大及び感染拡大防止のための移動制限等により航空旅客は大きく減少し、令和2年4月以降全路線において減便され、今後の見通しも不透明な状況の中、航空ネットワークを地元の取組のみで維持していくことは非常に困難になってきています。
- (4) また、大館能代空港が令和2年5月に羽田発着枠政策コンテストによって追加配分を受けた発着枠は、令和4年冬ダイヤまでが使用期間とされ、令和5年夏ダイヤ以降の取扱いが取組、成果等を検証の上検討されることとなっているものの、コロナ禍により当発着枠を活用した運航は実現しておらず、県民、地域が発着枠配分の効果をまったく実感できずにいます。

【参考資料】

1 秋田空港（国内定期便）

（１）運航状況（令和３年５月１０日時点）

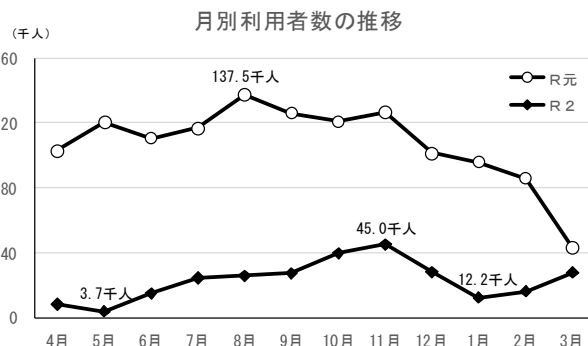
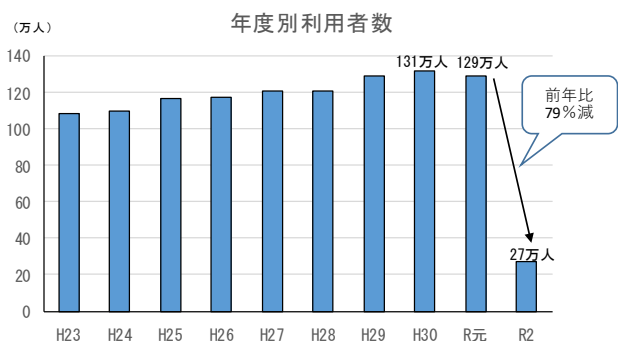
本来のダイヤ：21往復42便/日

（東京羽田線18便、札幌千歳線8便、
大阪伊丹線12便、名古屋中部線4便）

５月の状況：9～18往復18～36便/日

（東京羽田線8～12便、札幌千歳線4～8便、
大阪伊丹線4～12便、名古屋中部線2～4便）

（２）利用状況（全路線合計）



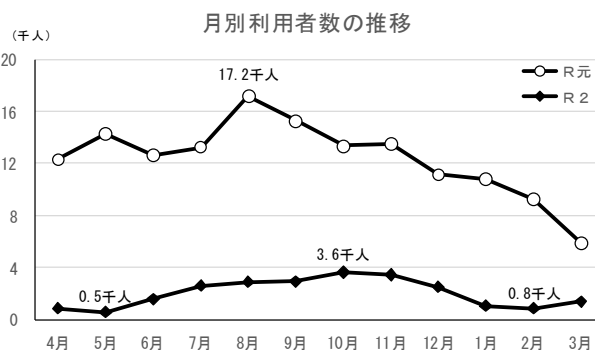
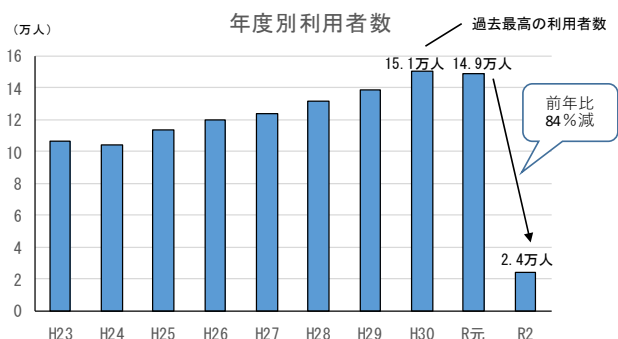
2 大館能代空港（国内定期便）

（１）運航状況（令和３年５月１０日時点）

本来のダイヤ：3往復6便/日（東京羽田線）

５月の状況：0～2往復0～4便/日（東京羽田線）

（２）利用状況



（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

V-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C ~ (仮)小繫 I C」間、「遊佐象潟道路」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
また、「二ツ井白神 I C ~ (仮)小繫 I C」間のうち、「能代地区線形改良」の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 日本海沿岸東北自動車道（現道活用区間）の一部を形成する「(仮)今泉 I C ~ 蟹沢 I C」間については、国が責任を持って高速道路ネットワークとして整備すること。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。
特に、4 車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間について、「北上西 I C ~ 横手 I C」間における事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間について早期に事業化すること。
- (4) 県内高速道路の暫定 2 車線区間において、当面の安全対策として、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
- (2) 県で重点的に整備を進め、令和 2 年 12 月に開通した「鷹巣西道路」は、日本海沿岸東北自動車道の一部を形成しており、国が一体的に管理し、将来にわたり高速道路ネットワークの機能を確保する必要があります。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題を抱えています。
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25% 以上と高くなっているほか、リダンダンシーの確保の面で課題があり、当県がインターチェンジ周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中において、企業側が求める「定時性や時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間の早期 4 車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定 2 車線区間の死亡事故率は、4 車線以上区間の約 2 倍であり、対向車線飛び出しによる事故を防止する観点から、ワイヤーロープ式防護柵等を設置し、高速道路の安全性向上を図る必要があります。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

高速道路開通によるストック効果

1 企業進出・設備投資を後押し

- ・大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により、工場の新設・増設等の設備投資が増加するとともに新規雇用も増加。

ニツ井白神IC～蟹沢IC間の整備促進を要望

青森市

八戸市

高速道路凡例

■ 供用済

■ 整備中

● 重要港湾

● 能代港

● 秋田港

● 日本海沿岸東北自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

● 秋田自動車道

北上JCT～大曲IC間
約72kmの4車線化を要望
(R元. 9月 優先整備区間選定)

4車線化事業区間

R2.3.31 約7.7km

H31.3.29 約7.7km

R3.3.30 約19.5km

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

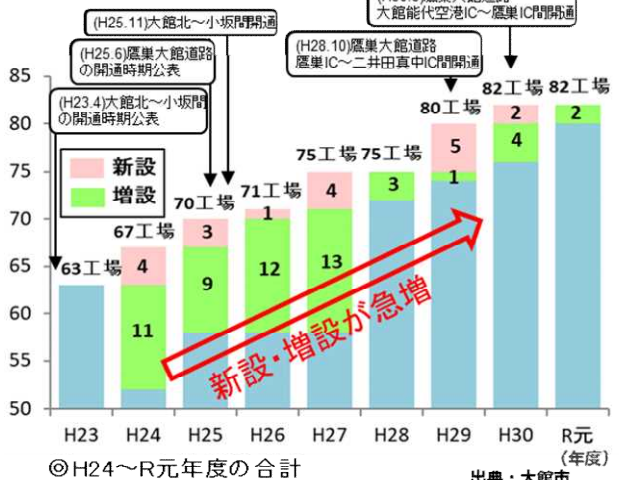
秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

秋田自動車道

▼大館市の主な工場数の推移



設備投資額
約656億円

新規雇用創出
759人



▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

2 自動車関連企業の増加

- ・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化により、自動車関連企業の進出が増加。
- ・企業が求める定時性を確保するため、事業中区間の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。

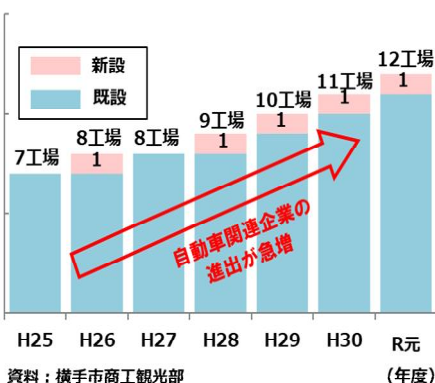
自動車部品製造 大橋鉄工秋田(横手市)

受注回復、通常稼働に
変速機部品が好調

▲秋田魁新報 (R2.8.8)

イイダ産業 横手に進出

▲秋田魁新報 (R元.7.4)



▲横手市の工業団地における自動車関連工場数の推移



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

○横手第二工業団地における近年の自動車関連企業の進出状況

- ・大橋鉄工秋田株式会社 (H29.2.23竣工)
主な製造部品：パーキングロッド
- ・秋田化学工業株式会社 (H31.3.9竣工)
県内初となる「防さび電着塗装工場」を建設
- ・株式会社アスター (R元.6.11竣工)
主な製造部品：高効率モーターコイル
- ・イイダ産業株式会社 (R2.7.3操業)
(オロテックス秋田株式会社を設立)
主な製造部品：防音材

(県担当課室名 建設部道路課)

V-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。
 - ① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、早期に事業化すること。
 - ② 国道105号「大曲鷹巣道路」の大覚野峠地区について、国直轄権限代行により事業中である峠部区間の早期着工を図ること。
また、国道101号「西津軽能代沿岸道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。
- (2) 計画段階評価を実施している国道13号「横手北道路」の早期事業化を図ること。
また、秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号「秋田南バイパス」4車線化延伸や国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を図ること。
- (3) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘道路」、
県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、当県が管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結び、物流機能を強化する「秋田港アクセス道路」への重点支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結ぶ、県央部の「横軸」である国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、冬期間の安全確保を図る必要があります。
特に、「生保内～卒田間」については、線形不良により物流を担う車両の通行に支障を来しているほか、交通事故が多発しているなど現道課題が多い区間のため早期事業化が必要です。
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と県南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、高速道路とのダブルネットワークを構築するため早期整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、早期整備が必要です。
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所及び交通事故多発区間の存在に加え、路肩狭小区間において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題が多いことから早期事業化が必要です。
また、国道7号「秋田南バイパス」は、2車線区間の渋滞・交通事故対策のため、早期に4車線化延伸が必要です。
- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路の整備を推進し幹線道路ネットワークの充実・強化を図る必要があります。
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や、交流人口を拡大させるため、重点化による早期整備が必要です。

高速道路を補完する道路ネットワーク

凡例

高速道路

- 供用済
- ▨ 整備中

地域高規格道路

- 計画路線
- 候補路線

国道105号「大覚野峠地区」の
事業中区間の早期着工を要望

雪崩（H23.4月発生）



国道105号「大覚野峠地区」の現道に
おいて雪崩による通行規制が発生

国道46号「盛岡秋田道路」
仙北市生保内～卒田間の早期事業化を要望



急カーブ・急勾配箇所が多い国道46号「生保内～卒田間」

県道西目屋二ツ井線「荷上場BP」の
予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の
重点支援を要望



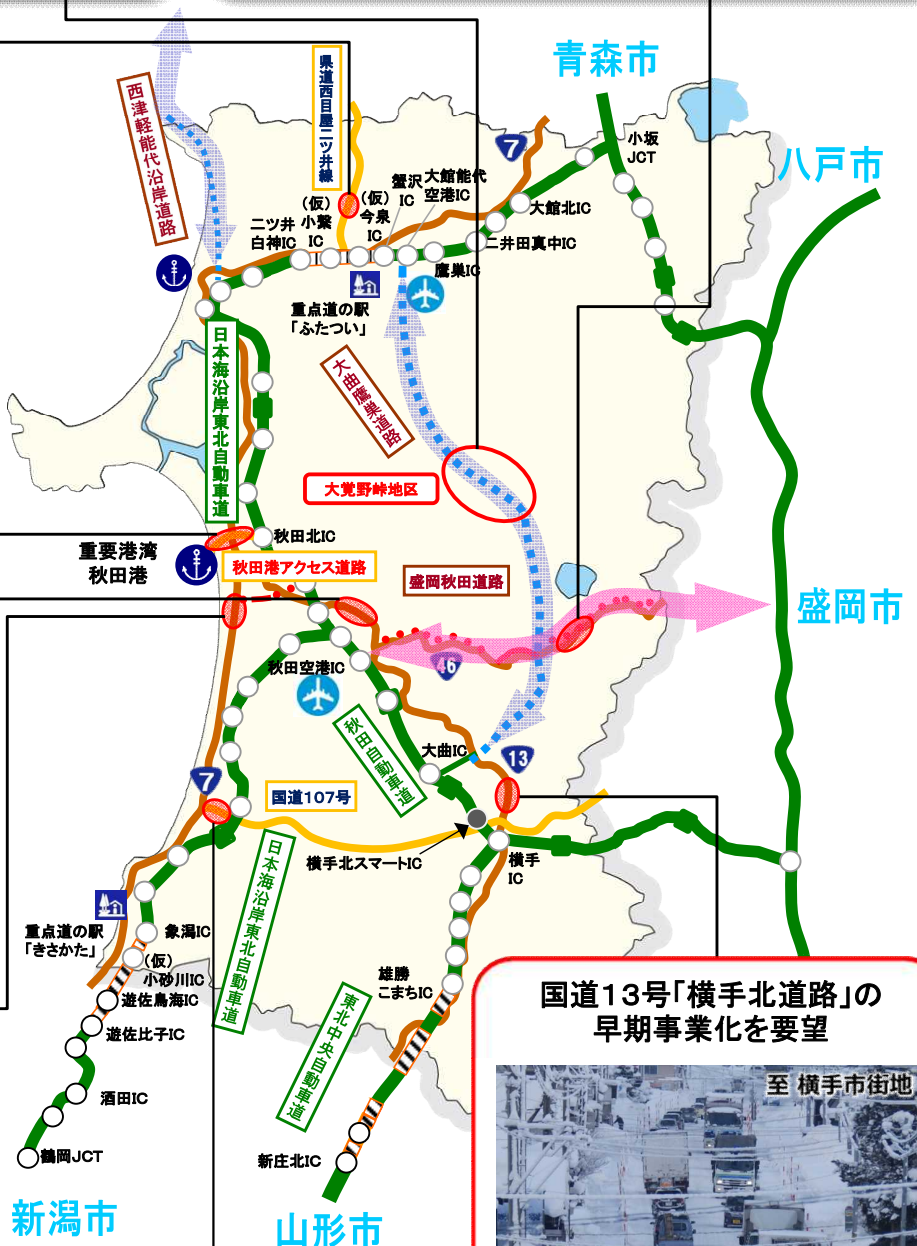
秋田港と秋田北ICを結ぶ
秋田港アクセス道路

国道13号「河辺拡幅」など
幹線国道の整備促進を要望

国道7号「秋田南バイパス」の
4車線化延伸を要望



2車線区間の混雑状況



国道107号「本荘道路」
の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の
早期事業化を要望



国道13号の冬の混雑状況
（横手市金沢中野地区）

V-5 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に対する支援の拡充について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房
観光庁

【提案・要望の内容】

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した観光客の回復を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等、観光流動を促進させるための地域の取組に対し、十分な予算を確保し積極的に支援を行うとともに、地方の実情に即した柔軟な制度運用を可能とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内では大幅に観光客が減少しており、国による「Go Toトラベル」事業は休止となっています。
- (2) 当県では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等の活用により、観光需要を喚起させるため地域独自の取組を実施しているところですが、需要の回復に向けては、感染症の動向を見極めながら弾力的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。
- (3) 深刻な影響を受けている観光事業者等が事業を継続するためには、臨時交付金や補助金の継続等により、地域の感染状況に応じて各地域が主体となった取組に対する各種支援の拡充等柔軟な対応が必要です。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課）

V-6 スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について

文部科学省大臣官房、スポーツ庁

【提案・要望の内容】

スポーツの成長産業化とこれがもたらす効果を地域活性化に循環させる仕組みを構築するため、拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、プロサッカーチームやバスケットボールチームなど、地域に密着したトップスポーツチームの活躍が、多くの県民に夢や元気を与え、交流人口拡大や地域活性化に大きく貢献しています。
- (2) 新スタジアムについては、「ブラウブリッツ秋田」が昨シーズンＪ３リーグで優勝し、Ｊ２昇格を果たしたこと等により、サッカー関係者を中心に整備を望む声が大きくなってきています。
- (3) これまで関係地方公共団体や経済団体と共に、施設の建設場所や規模・機能等について議論を重ねてきたところであり、現在は、秋田市において候補地の選定を進めています。今後はその選定状況を踏まえ、県と秋田市が共同で、整備主体や運営主体のあり方など、事業手法等の検討を行うことにしています。
- (4) トップスポーツチームの活動拠点として、県民の一体感の醸成やにぎわい創出に寄与するスタジアム・アリーナは、地域活性化のための起爆剤となる潜在力の高い基盤施設ではありますが、整備に対する支援制度がないため、地方においては、財源確保が施設整備の大きな足かせになっています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

V-7 地域公共交通の維持・確保に向けた乗合バス等への支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、自動車局

【提案・要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増し、新型コロナウイルス感染症の影響も深刻になっている中で、通学、通院、買い物等の日常生活に欠かせない乗合バスやコミュニティ交通の維持・確保を図るため、支援制度について次のとおり維持・拡充を図ること。

- (1) 市町村間を結ぶ主要な幹線路線を対象とする「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」について、十分な予算措置を講じて制度を維持するとともに、補助要件を緩和するなど制度の充実を図ること。
- (2) 地域内を運行する乗合バスやデマンドタクシー等を対象とする「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、引き続き十分な予算措置を講じ、市町村毎に定められる上限額の維持を図るとともに、新規性要件を緩和するなど制度の充実を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子化及び人口減少が進行している当県では、「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の対象となる主要なバス路線であっても、多くの系統において、平均乗車密度が5人に満たない等により、対象経費の一部がカットされています。

また、一日当たりの輸送量の要件（15人以上）を満たせなくなる系統が増え、補助対象となる系統が年々減少しており、平成27年度の25系統に対し、5年後の令和2年度は20系統となっています。

- (2) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」については、平成30年度まで、市町村毎の国庫補助上限額が毎年度引き下げられ、本来必要な補助額から減額されている状態でしたが、令和元年度及び2年度は、年度途中の見直しにより大幅な引き上げが行われ、生活交通を支える市町村や事業者から継続を望む意見が示されています。

一方、当該国庫補助金は、運行ルートの設定において厳しい新規性要件が求められることから、他地域に先駆けて路線再編を実施した市町村が当該補助金を活用できない事例が見られています。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

V-8 第三セクター鉄道の運行継続に向けた支援の拡充について

国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

運行の継続が困難になるおそれのある旅客鉄道を対象に、国の支援の下で経営改善や事業構造の変更を行い路線の維持を図る「鉄道事業再構築事業」については、経常損益の黒字化を前提とせず、県や沿線市の運営費補助も含めた当期純利益で黒字化を目指す計画も対象とすること。

また、地域鉄道の安全性を向上させ、将来に向けた持続的な運行を確保するため、「鉄道施設総合安全対策事業費補助」など施設整備に係る国庫補助金について、必要な予算の確保と支援の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の第三セクター鉄道である秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道は、経営環境に恵まれない中山間地域に位置し、開業以前から恒常的な赤字計上が見込まれてきたが、県や沿線市町村等の出資により設立され、今日まで運行を継続してまいりました。
- (2) 両鉄道は、通学や通院といった住民生活を支える移動手段として利用されるとともに、近年は、国内外の観光客の旅の目的地として人気が高まり、当県ならではの貴重な誘客コンテンツとして、観光を通じた地域振興を図る上でも欠かせない路線となっています。
- (3) これらの鉄道について、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を克服し、引き続き安定した経営基盤のもとで安全運行を行うことにより、将来にわたって地域の期待に応えていくためには、鉄道事業再構築事業を活用して更なる経営改善を進めるべきと考えられます。
- (4) しかし、事業の対象となるためには、事業実施により鉄道事業の収支が黒字化する計画を策定することが必要であり、この黒字化は、地方公共団体からの運営費補助を含まない経常損益で達成しなければならないという取扱になっていることから、いずれの鉄道も、現行のルールの下では再構築事業の対象にはなり得ない状況です。
- (5) また、両鉄道では、安全運行を確保するため国の支援のもとで計画的な整備更新を行っています。また、橋梁やトンネル、列車集中制御装置等が耐用年数を経過するなど、今後大規模な施設整備の必要に迫られており、次年度以降、更なる国の支援を要する状況になっています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-9 図柄入りナンバープレートの地方への導入促進について

国土交通省大臣官房、自動車局

【提案・要望の内容】

図柄入りナンバープレートは、地域振興や観光振興に向けた情報発信の手段として大きな効果が見込まれることから、既存のナンバーを対象に図柄入りプレートを交付する「地方版図柄入りナンバープレート」について、早期に追加募集を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「地方版図柄入りナンバープレート」について、当県では、平成29年度に行われた公募の際は、県民アンケートの結果等を踏まえて申請を見送ったところですが、その後、地域の特色ある観光資源などを図柄に採り入れたナンバーが各地で誕生し、全国的な注目を集めたところであり、県民や業界団体からも制度活用に向けた期待が寄せられています。
- (2) 令和元年度に当県が市町村に対してアンケート調査を実施し、「地方版図柄入りナンバープレート」の追加募集がなされた場合について質問したところ、全ての市町村から導入に同意する旨の回答がありました。
- (3) 当県では、全県をカバーする「秋田」ナンバーへの図柄導入の早期実現を目指し、今後追加募集があった場合に申請に向けたプロセスを円滑に進められるよう、市町村との情報共有等に取り組んでまいります。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VI 健康長寿・地域共生社会の形成

VI-1 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療提供体制の確保等に向けた安定的な財源の確保について（新規）

厚生労働省大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、
社会・援護局、老健局、保険局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関及び診療・検査医療機関における院内感染対策、従事者への危険手当支給やPCR検査実施などの体制確保に対する支援のほか、地域における医療・福祉サービスの維持を図るための医療機関や社会福祉施設等の経営安定化に向けた支援については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象拡大等により、国において安定的な財源を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症については、今後も患者の急増による重症者や死亡者の増加や、通常の医療・福祉サービスに支障が生じることが懸念されるため、病床や宿泊療養施設を計画的に確保するとともに、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保に一層取り組む必要があります。
また、地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、福祉施設等への支援を行っていく必要があります。
- (2) 当県では、これまで独自の取組として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、診療・検査医療機関に対する協力金により、発熱患者等の診療・検査体制の確保を図ったほか、入院患者受入医療機関に対する応援金により、病床や医療従事者の確保を図ってきました。
また、感染者に直接対応する医療従事者にPCR検査等を実施する医療機関へ検査費用を助成しているほか、高齢者施設等には感染者を早期に把握し感染拡大防止を図るため、抗原検査キットを配付し、検査を実施することとしています。
さらに、国の令和2年度第二次補正予算の医療従事者等への慰労金については、調剤薬局の医療従事者等に対象を拡大して支給しました。

- (3) こうした検査・医療提供体制等の確保に係る事業の必要性は、全国共通のものと考えられますが、現状で活用できる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は配分枠が限られており、事業の確実な実施のためには、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象拡大や新たな補助制度の創設など、国による安定的な財政措置が求められます。

【参考資料】

検査・医療提供体制等の確保に係る秋田県独自の事業

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業：令和2年度)

(1) 診療・検査医療機関体制整備事業

発熱患者等への診療・検査医療体制を確保するため、診療・検査医療機関に協力金を支給する。(感染防止策や危険手当支給等の用途を想定)

- ・新型コロナの検体を採取する医療機関 50万円、その他 25万円
(受診相談センター等から紹介可能な場合は最大で250万円を加算)

(2) 新型コロナウイルス感染症受入医療機関支援事業

感染症患者の入院に対応した医療機関を支援し、医療提供体制の維持・確保を図るため、入院患者数等に応じた応援金を支給する。

- ・100万円×入院患者数、感染者発生時1,000万円×1医療機関

(3) 新型コロナウイルス感染者対応医療従事者等支援事業

新型コロナ感染者に直接対応した医療関係者に対しPCR検査を実施し、安心して継続的に業務に従事できる体制を整備する。

- ・PCR等検査費用を対象医療機関に補助(@16,000円×検査人数)

(4) 高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症抗原検査事業

高齢者福祉施設及び障害者支援施設等の入所者及び職員の新型コロナウイルスに係る検査機会の拡大と早期感染者把握による感染拡大の抑制のため、施設に対して抗原検査キットと感染防護服を配付する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止における慰労金等支給事業

国の慰労金支給の対象外となる調剤薬局の従事者について、院外処方においても感染リスクは基本的に同様と判断し、県単独の慰労金を支給する。

- ・対象期間に調剤薬局に勤務した職員等に支給(@50,000円×対象職員数)

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課、保健・疾病対策課、医務薬事課)

VI-2 介護現場における人材確保に向けた対策の強化について

厚生労働省社会・援護局、老健局

【提案・要望の内容】

- (1) 従来の介護職員処遇改善加算について、介護職員等特定処遇改善加算と同様に、介護に直接従事する者以外にも対象職種を拡大するなど、分野全体の賃金底上げを促進する取組を進めること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算について、より柔軟な配分を認めることにより、介護サービス事業所の加算取得を促進する取組を進めること。
- (3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について、介護職を目指す学生等に対する安定的な貸付が可能となるよう、必要な財源を国の責任において安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

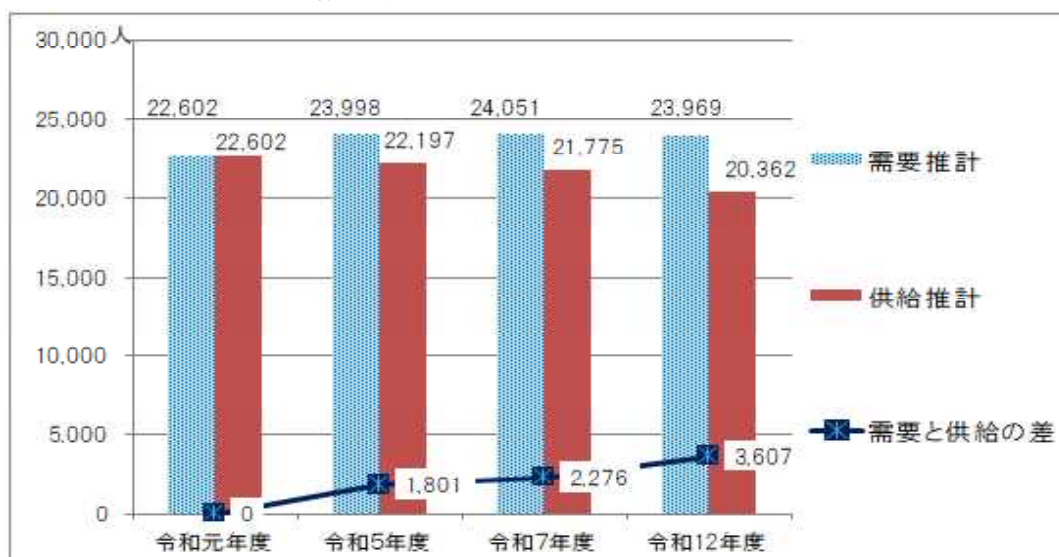
- (1) 当県では、職員の処遇や労働環境の改善等に積極的に取り組む事業所の認証評価制度を始めとした、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいますが、介護の仕事に対するマイナスイメージや他産業と比較して低い賃金水準の影響などから、成果が十分に現れていない状況です。
- (2) 介護分野の仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持ち安心して介護の仕事を選択・継続できるよう、介護職のみを対象とした従来の「介護職員処遇改善加算」についても、分野全体の賃金底上げに結びつく取組を一層進める必要があります。
- (3) 令和元年創設の「介護職員等特定処遇改善加算」により、介護職以外の職員にも一定程度、同加算の配分が認められているものの、現行の配分ルールでは看護職等介護に携わるその他の職種に属する職員の賃金水準との不均衡が生じる場合があることや、事務手続が煩雑なことなどにより、特に中小規模の介護サービス事業所において導入に踏み切れないケースが多く見られることから、その加算取得を促進する取組が求められています。
- (4) また、介護人材確保対策の一環として、介護職を目指す学生等に修学資金や就職準備金を貸し付ける「介護福祉士修学資金等貸付事業」の安定的な運営を図るため、実施主体に対する貸付原資の助成を行っていますが、原資の9割を占める国の補助金は毎年度配分される状況にないことから、今後の新規貸付に支障を来すおそれがあります。

(5) このため、学生等が、修学に要する費用の心配なく専門的な介護技術を学び安心して介護職を選択できるよう、希望する者すべてに貸付を可能とする安定的な貸付原資の確保が必要です。

(6) なお、令和3年度から新たに創設された「福祉系高校修学資金貸付事業」及び「介護分野就職支援金貸付事業」については、県が3分の1を出資する「地域医療介護総合確保基金」を原資としており、従来の貸付事業の原資まで県の一般財源で確保することは困難な状況にあります。

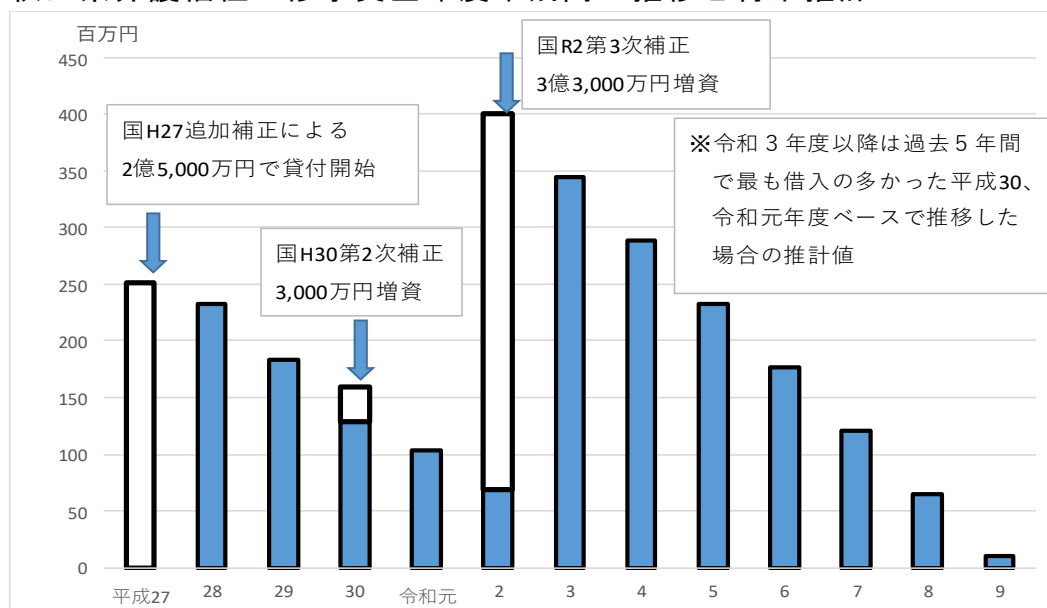
【参考資料】

秋田県内の将来の介護職員の需給推計



(出典：厚生労働省「介護サービス・事業所調査」に基づく県推計値)

秋田県介護福祉士修学資金年度末残高の推移と将来推計



(出典：秋田県長寿社会課調べ)

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

VI-3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

VI-4 ひきこもり支援の推進について

内閣府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室
厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

ひきこもり支援について、国として精神保健、医療、福祉、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られた総合的な取組として体系化するとともに、高齢化やひきこもりの長期化による８０５０等の深刻な課題にも効果的に取り組めるよう、人材育成等に関する技術的支援や地域における取組に対する財政的支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり相談支援センター」を中心に、当事者・家族への相談、事業所の協力を得て行う社会とのつながり支援（職親）事業による社会参加の機会の提供を行っています。令和３年度は、市町村での相談体制整備の普及を目指し、潟上市を中心にひきこもり相談支援センター及び地域振興局福祉環境部（保健所）と連携したモデル事業を新たに行うことにしています。
- (２) 県が令和２年に秋田県民生児童委員協議会の協力により行った実態調査では、６４７人の民生委員・児童委員が、９８７人のひきこもり状態にある方を確認しており、その内訳は３０代から４０代の方が５割弱を占め、ひきこもりの期間が１０年以上となる方が多くなっており、ひきこもりの長期化に伴う問題の深刻化が危惧される状況になっています。
- (３) 国は、これまでに生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業や、「就職氷河期世代支援に関する行動計画２０２０」による施策において、地方公共団体に対し、年齢に関わらず、かつ、特定の期間を区切ることなく、支援に取り組むことを求めています。しかし、ひきこもり要因の多様さや８０５０等、今後の地域課題に対応していくためには、これまでの取組のほか、国において福祉、保健、労働、教育などの関連分野を跨ぐ効果的な支援方法に関する研究を推進し、ひきこもり支援を総合的な施策として位置づけることが必要です。

- (4) また、地方においては、ひきこもりやその家庭に継続的に関与しながら支援する人材や、支援者に対する指導を行う専門的な人材が不足していることから、地域において中・長期的に課題に取り組むことができるよう、国において財政的支援の充実を図る必要があります。

【参考資料】

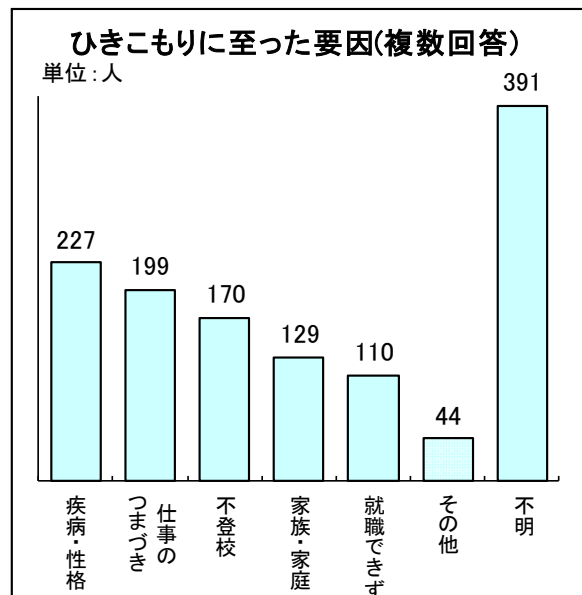
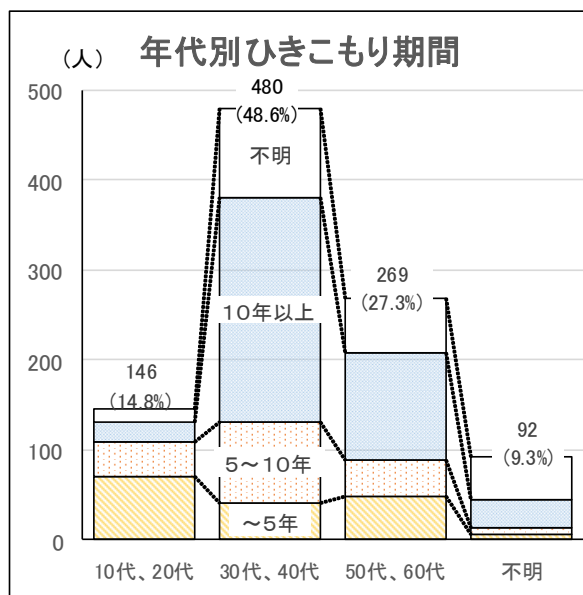
1 ひきこもり相談支援センター・地域振興局福祉環境部での相談実績

延べ件数：単位（人）

	電話・面接	訪問	計
平成30年度	641	128	769
令和元年度	933	75	1,008

2 秋田県ひきこもりに関する実態調査の概要

- ・県内の民生委員・児童委員全員を対象にアンケート調査を実施
- ・民生委員・児童委員3,267人中1,926人が回答（回収率59.0%）
- ・令和2年11月現在でひきこもり状態にあることが確認された987人の状況は以下のとおり



（県担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

VI-5 医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

- (1) 新専門医制度の開始から3年経過しているが、大都市圏の募集定員枠は依然として大きく、専攻医の集中を招いていることから、これを大幅に削減し、地域別・診療科別の適正な定員を設定するなど、医師少数区域等で必要な医師数が確保される効果的な仕組みとなるよう、国が主体的に（一社）日本専門医機構に働きかけること。
- (2) 医師少数区域等での勤務を促進するため、当該区域等での勤務のインセンティブとなる医師の認定制度については、対象となる病院を公的医療機関などに拡大することや、勤務期間を延長するなど、医師の地域偏在の解消に向けた制度の見直しを図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和元年度に国が示した医師偏在指標では、当県は全国第41位であり、また、二次医療圏別（全335地域）では、秋田周辺以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。
- (2) 新専門医制度の開始以降、定員枠は削減しているものの、全国において大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）の専攻医が占める割合は、平成30年度が46%、令和2年度では44%と、依然として高い水準で推移しており、その結果、当県においては、臨床研修修了後の医師の県内定着率が、制度開始前3年間の平均79.8%に対して、開始後3年間の平均63.7%と制度移行により15ポイント以上低下しています。
- (3) 本年夏には新制度による専門医が誕生しますが、その後は5年毎の更新が予定されており、日本専門医機構においては、専門医が自主的に医師不足地域での勤務を経験することへのインセンティブの付与等に関する議論がなされております。
新専門医制度の運用は、医師の地域偏在に及ぼす影響が大きいことから、引き続き、日本専門医機構の制度運営に対して、国の関与が必要です。

- (4) 医療法の一部改正（令和2年4月1日施行分）による医師の認定制度では、医師少数区域等における勤務経験が管理者要件となる病院が「地域医療支援病院」のみであることと、勤務経験として必要な期間が6か月と短期間であることから、医師の地域偏在対策としては効果が限定的です。
- (5) 当県では、医師不足と地域偏在の解消に向け、平成18年度以降、秋田大学の地域枠等の医学生に修学資金を貸与してきたほか、平成28年度から東北医科薬科大学の地域枠医学生に修学資金の貸与を開始するとともに、本年度は岩手医科大学に地域枠を新設するなど、医師確保対策に取り組んでいましたが、県単独の取組には限界があります。

【参考資料】

秋田県の3年目県内勤務（定着）医師数の推移 （単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
臨床研修修了者数（前年度末）	63	65	60	84	77	76
3年目県内勤務（定着）医師数	54	46	50	59	43	49
定着率	85.7%	70.8%	83.3%	70.2%	55.8%	64.5%
	79.8%			63.7%		

（出典：医療人材対策室資料）

（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室）

VII 新たな時代を拓く教育・人づくり

VII-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数教育によるきめ細かな指導が、全ての学級で、その実情に合わせて展開できるよう、中学校全学年における安定的な35人以下学級の制度化を計画的に進めること。
- (2) 小学校高学年からの教科担任制の導入に向けて、専科教員による指導の充実と働き方改革の推進のために、指導方法工夫改善に係る加配の拡充と運用条件の改善を図ること。
- (3) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実を図るための加配を拡充すること。
- (4) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (5) 特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級の算定基準を見直すこと。
- (6) 再任用教職員の短時間勤務に対し、定数外としての財源措置を行うこと。
- (7) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を進め、教育環境を一層充実させるために(1)から(6)までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平成14年度）において30人程度学級編制を導入しました。
その後、順次、対象学年を拡充し、平成28年度の小学校6年生への拡充により、義務教育全学年で実施しています。
この取組の成果は、学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえ、より効果的な運用方法を検討する必要があります。

今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、より一層の成果を生み出していくためには、中学校における国の35人以下学級の制度化推進が必要です。

- (2) 専門性を生かした指導の充実と学校における働き方改革への支援として、指導方法工夫改善加配として小学校専科指導のための定数が措置されていますが、専科指導教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。

小学校高学年での教科担任制の導入が検討されている中であって、全ての学校が専門性を生かした指導体制の強化・充実と働き方改革を推進して教員の負担軽減を図るために、指導方法工夫改善加配の拡充と弾力的運用を可能とする運用条件の改善が必要です。

- (3) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的な取組が不可欠となっています。また、少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模校化が進んでいる中、児童生徒が教育環境の変化に適切に対応できるよう、支援体制の充実が必要です。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するとともに、学級数に関わらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要があることから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒への対応においては、インクルーシブ教育の視点から、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっており、市町村からの要望に対して十分に対応できない状況です。今後更に増加すると予想される、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導教室に係る教職員定数の拡充が必要です。

- (4) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネーター役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (5) 現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、1学級8人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要す

る特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。

十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられるようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。

- (6) 当県では年齢構成上、教職員の大量退職の時期に入り、今後更に再任用を希望する者の増加が予想されます。再任用者は教職員定数内での配置となることから、新規の希望者と併せて任用更新に伴う数年間の累積による対象者数の増加は、新規採用者数への影響が避けられません。また、再任用短時間勤務を併用して運用する中で、短時間勤務者が著しく増加した場合には、学級担任を持っていないなど、学校現場への負担が大きくなることが予想されます。

当県の厳しい財政状況においては、短時間勤務者を定数外の職として県単独の財政措置を行うことは困難であり、再任用教職員の短時間勤務に対しての国による定数外としての財源措置が必要です。

- (7) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかし、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。

加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を推進し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)

VII-2 補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化する中、教員の学校業務における負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、特に学校からのニーズが高い、「補習等のための指導員等派遣事業における学力向上を目的とした教育活動支援及びスクール・サポート・スタッフの配置」に必要な財源措置を拡充すること。
- (2) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財源措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化・困難化しており、教員の負担を軽減し、個々の学校課題に対応していく体制を構築するためには、専門的役割を担う教職員を拡充することに加え、それぞれの役割を担う教職員をサポートする体制づくりが欠かせません。

当県では、平成30年度からスクール・サポート・スタッフの配置について、国庫補助を活用しながら人的措置や財源措置を講じており、昨年度は、規模・校種等を考慮しながら県内9校を対象に9名のスクール・サポート・スタッフを配置したことで、授業準備や後片付け、教室環境の整備補助等で、教員の負担軽減に大きな効果を上げています。

さらに、授業サポート・スタッフ10名を10校に配置し、教員免許を必要とする専門性の高い支援業務である学習の評価や成績処理、採点業務の補助等で、教員の負担軽減に大きな効果を上げています。

今年度は、教員免許を必要とする専門性の高い業務を担う学習指導員を12名、新型コロナウイルス感染症対策等も踏まえたスクール・サポート・スタッフを80名配置する予定としており、更なる教員の負担軽減を目指しています。

しかし、経費の3分の1が国庫負担であるとはいえ、当県の厳しい財政状況下においては、今後の配置人数の増加は難しい状況にあります。加えて「補習等のための指導員等派遣事業における学力向上を目的とした教育活動支援」においては、4年続けて国庫補助額が補助率である3分の1を下回っている状況にあることから、当事業における財源措置の更なる拡充が必要です。

- (2) 当県教育委員会の調査では、当県中学校教員の多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部を担当することにより、専門的な指導ができないなど心理的な不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、「補習等のための指導員等派遣事業」の中学校における部活動指導員配置事業を活用し、8市37名の配置を予定していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、活用の希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

また、今年度からは、新たに文化部活動を対象とした部活動指導員の配置を予定しており、より幅広い教員の支援を目指しているところです。

しかし、部活動指導員の財源は地方財政措置がなされているとはいえ、当県の財政難は今後も続くことが予想されるため、本事業に係る国の予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、財政支援の更なる拡充が必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課、保健体育課)

VII-3 幼児教育の質の向上を図る推進体制整備に必要な財源の措置について（新規）

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

幼稚園、保育所、認定こども園等に対する一体的な指導により、幼児教育の更なる質の向上を図り、乳幼児の資質・能力の育成を保障していくため、市町村が配置する幼児教育アドバイザーと、その育成・支援を行う県の統括的な指導員の配置に必要な財源措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、平成２８年度から３年間、文部科学省の「幼児教育の推進体制構築事業」を受託し、幼児教育センターの機能強化に加え、３市に幼児教育アドバイザーを配置することで、各園の保育の質的向上を支援するとともに、その成果を広く全国に発信してきました。

令和元年度からは、県の幼児教育センターを県内３地区に設置し、県全体の幼児教育の質的向上を継続的に指導・支援する体制を強化しました。

加えて、同省の「教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）」を活用し、幼児教育アドバイザーを配置する市の拡充を図っており、令和３年度は７市に配置しています。

- （２） しかし、財政的な理由から、依然として就学前教育・保育の専門的知見や豊富な経験を有する人材配置が進まない市が多い現状にあり、幼児教育の更なる質的向上を図るためには、市町村への幼児教育アドバイザーの配置はもとより、その専門性の向上を支援する体制の構築が欠かせません。

- （３） 今後一層求められる、乳幼児の資質・能力の育成を保障していくためには、市町村アドバイザーのほか、県全体を統括し市町村をバックアップする専門的知見等を有する人材を安定的に配置することが大切であることから、国としての財政支援措置が必要です。

（県担当課室名 教育庁幼保推進課）

VII-4 保育士等就学前教育・保育施設職員への慰労金の給付について（新規）

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

保育所、幼稚園及び認定こども園等の就学前教育・保育施設の職員へ国として慰労金の給付を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 新型コロナウイルス感染症の拡大が未だに収束しない中、保育士等は、子どもとの直接的な接触を避けられない職場において、自身の感染リスクを抱えながら以前にも増して厳しい環境の下で社会機能を維持するため、強い使命感を持って業務に尽力しています。
- （２） また、コロナ禍でも社会を支える基盤の一つとして保育所等は継続しており、マスクや消毒液などの衛生用品を確保しながら感染予防対策を徹底しつつ、保育サービスが提供されています。
- （３） こうした中、感染力の強いとされる変異株が拡大し、感染リスクが一層高まっていることから、保育サービスの安定的な継続に向けては、国による保育士等への慰労金の給付が必要です。

（県担当課室名 教育庁幼保推進課）

VII-5 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省総合教育政策局

【提案・要望の内容】

児童生徒や地域住民が多様な書籍等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費に係る国の財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成22年3月、全国に先駆けて「県民の読書活動の推進に関する条例」を制定し、平成23年度から逐次にわたる読書活動推進基本計画を定め、「県民読書の日（毎年11月1日）」を中心とした全県的なイベントの開催や、読み聞かせボランティア等の人材育成など、県民総ぐるみで読書活動を展開するとともに、公立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努めてきました。
- (2) 現在は、第3次読書活動推進基本計画（令和3年度～7年度）に基づき各施策を推進しており、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく「子ども読書活動推進基本計画」を策定している県内全25市町村と連携しながら、生涯にわたって読書に親しみ、心豊かな社会の実現を目指した環境づくりに取り組んでいます。
- (3) 特に、学校図書館や公立図書館については、地域の読書拠点となっていることから、その資料を充実させることにより、児童生徒や地域住民の知的欲求を満たし、新しい時代に必要となる資質・能力を育むことで、地方の将来を担う人材の育成につなげていくことが必要です。

【参考資料】

市町村立図書館・県立図書館の資料費の推移

(単位：千円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
市町村立図書館(※)	147,843	156,484	146,987	146,658	144,921	143,440	141,872
県立図書館	38,648	38,574	38,310	38,347	38,363	38,363	39,735

(※) 公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

(県担当課室名 企画振興部総合政策課、教育庁生涯学習課)

VII-6 地方における多文化共生社会の実現について

出入国在留管理庁
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方における外国人からの相談対応機能を充実させるため、「外国人受入環境整備交付金」を来年度以降も継続し、十分な予算措置を講じること。
また、多文化共生施策の更なる推進に係る地方財政措置を継続するとともに、地域の実情に合わせて事業を実施できるよう交付金の対象事業を拡充すること。
- (2) 住民が必要とする防災や感染症などの正確な知識の普及啓発及び個人が行うべき予防対策に関する情報について、国が主体的に多言語により適切なタイミングで情報提供を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等により、今後、外国人住民数の増加が予想されることから、地方において外国人向けの相談体制を充実させ、継続的に事業を実施するためには、外国人受入環境整備交付金など、国による財政支援が必要不可欠です。
また、地域の実情に応じて日本語教室を核とした相談体制の構築や運営に要する経費も交付金の対象とすることで、相談対応機能の充実を図ることができます。
- (2) 全国的な危機管理対策が求められる状況においては、国が一括して多言語による危機管理情報を提供すると同時に、地方公共団体がその情報へ誘導する役割を担うことにより、正確な情報を効率的に発信することが可能です。
各省庁の連携に加え、国と地方の連携を強化することにより、一層効果的な情報発信の仕組みを構築でき、災害発生時などの危機的状況において、日本語が分からない住民にも大きな安心感を与えることが可能です。

(県担当課室名 企画振興部国際課)

VIII 強靱な県土づくりと防災力強化

VIII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するために必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化や、地域経済の下支えを図るため、当初予算において公共事業関係費を十分かつ持続的に確保すること。
- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、対象事業を拡大するとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- (4) 東日本大震災の被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和4年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (5) 道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費などに対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、地方版総合戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部への過度な一極集中のリスク回避や、生産拠点の国内回帰が求められていることから、人や産業の地方分散に不可欠な社会資本の計画的な整備が必要です。
- (2) 今年度の国の公共事業関係費は、令和2年度3次補正予算を含めた15か月予算として見ると、約8兆円が確保されたものの、当初予算比では、ピーク時の6割程度となっているほか、県外や海外からの観光客の回復や内需拡大が見通せない中においては、地域経済を下支えする公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (3) 当県では、令和2年度第3次補正で予算措置された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度分について、対策の推進と予算の確実な執行に取り組んでいます。激甚化・広域化する自然災害に備えた事前防災に向け、対象事業の拡大や別枠による予算の安定的な確保が必要です。
- (4) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。
- (5) 令和元年度の記録的な少雪を踏まえ、当県では、除雪機械の管理費などの一定の固定経費に対する独自の支援を実施していますが、少雪時においても適正な道路除雪体制を維持していくためには、国による支援制度の創設が必要です。

ストック効果を発揮し秋田の創生を支える社会基盤

地方創生に必要な社会基盤の整備

(県北地区広域汚泥資源化施設:R2.3完成)



生活排水処理の広域化・共同化



幹線道路の整備

(日本海沿岸東北自動車道 蟹沢IC～大館能代空港IC間 R2.12.13供用開始)

(能代港・大森地区)



洋上風力発電に必要な港湾機能の強化

公共事業関係費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要



日常の道路施設点検



迅速な災害復旧作業

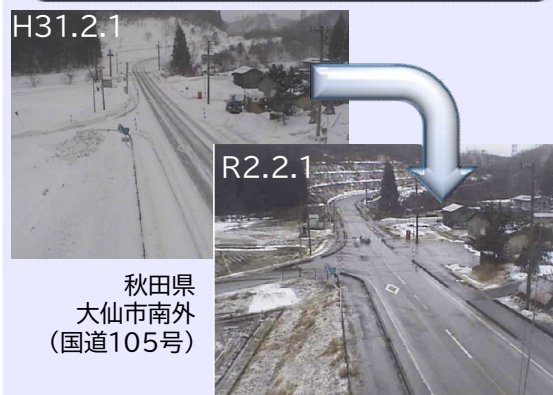
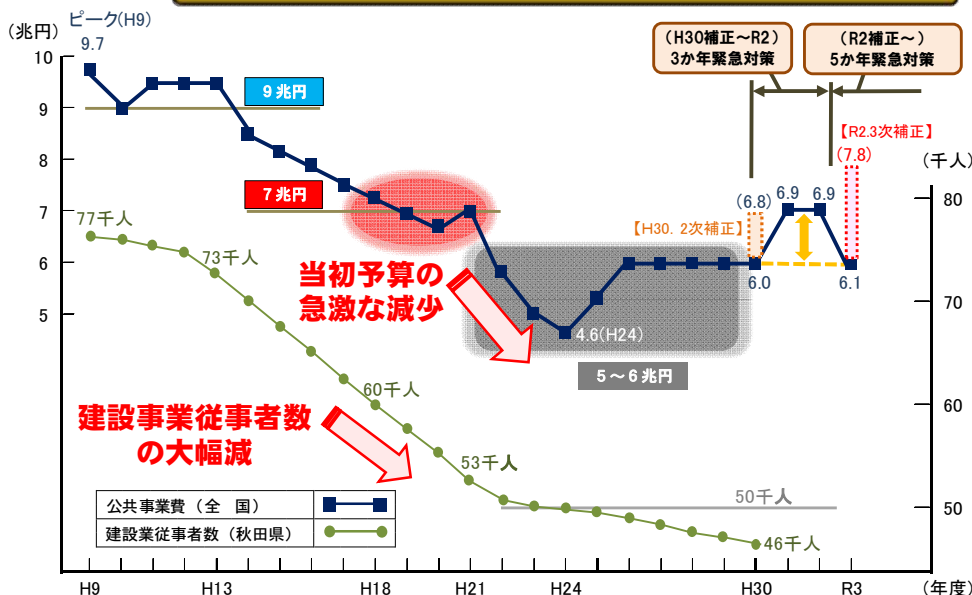


冬季交通確保のための除排雪作業

地域を支える建設産業の振興

当初予算における公共事業関係費の安定的な確保が必要！

令和元年度は記録的な少雪により除雪業者の経営に影響



秋田県
大仙市南外
(国道105号)



令和3年度は、R2.3次補正を含めると約8兆円の公共事業費が確保されたものの、当初予算としては、約6兆円とピーク時(H9)の約6割程度となっている。一方で、県内の建設従事者数は5万人を下回っており、依然として減少傾向にあることから、担い手の確保・育成が急務となっている。

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

VIII-2 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について (拡充)

①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

平成29年及び平成30年に甚大な洪水被害や土砂災害が発生したことから、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。また、防災体制の強化に向け、近接している直轄管理ダム及び県管理ダムの一体化した管理体制を構築すること。

- (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業の早期完成及び直轄管理河川での治水事業推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」の本体工事を促進すること。また、「鳥海ダム」について早期に本体工事に着手すること。
- (3) 広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」の流域において、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うこと。
- (4) 緊急治水対策の進捗に伴い水位上昇の影響が懸念される「平尾鳥川」等の治水対策について、国が確実に実施すること。
- (5) 「八幡平山系」に係る直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。
- (6) 「玉川ダム」と「鎧畑ダム」の一体化した管理体制を構築すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 雄物川では、平成29年に二度、平成30年にも一度氾濫が発生していることから、早急な治水対策が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が懸念されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。
- (6) 同一河川上に直列する玉川ダムと県管理の鎧畑ダムの下流域における浸水被害防止や、住民の安全・安心な生活の確保のため、一体化した管理体制の構築による防災体制の強化が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

H29・H30豪雨における浸水被害状況

【H29】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水家屋 **約 700戸**
- ・浸水面積 **約2,000ha**

【H30】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水面積 **約 280ha**

令和4年度 国による主要事業箇所図

①雄物川(大仙市)



R2. 11月 事業進捗状況

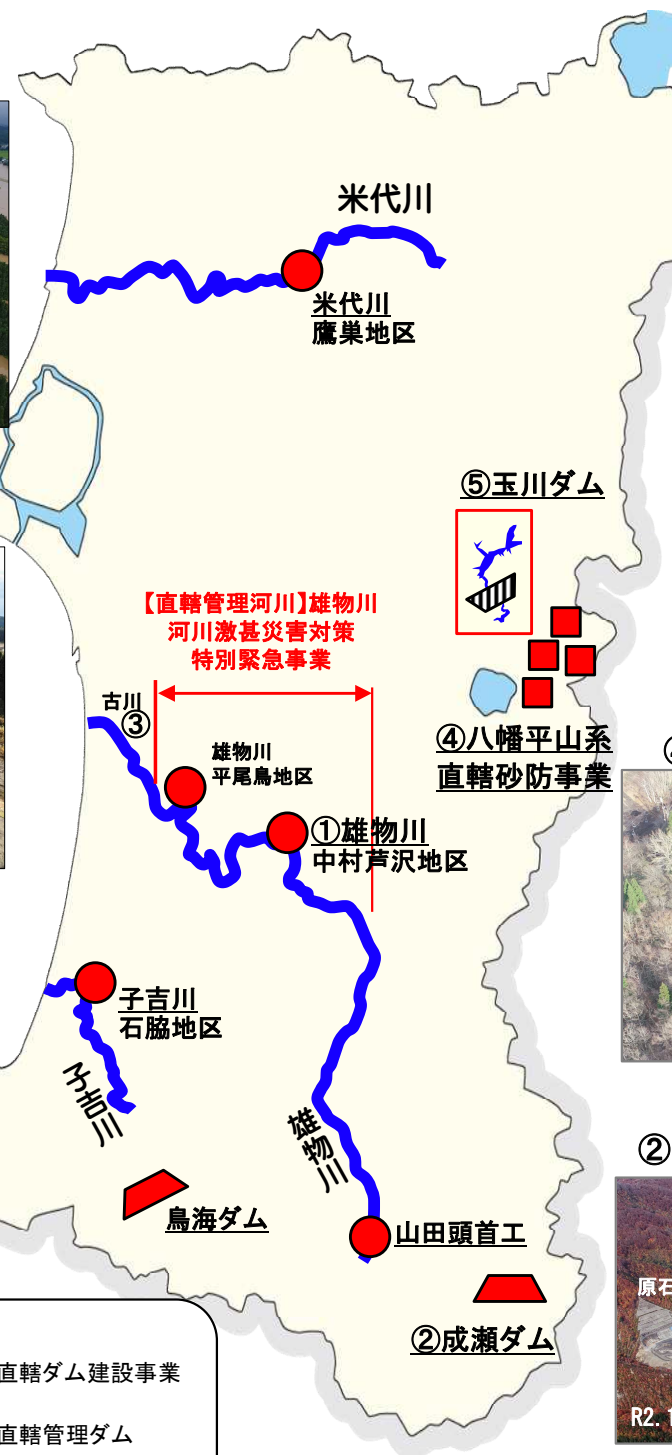


③古川(秋田市)



凡例

- | | |
|----------|------------|
| ● 直轄河川事業 | ▤ 直轄ダム建設事業 |
| ■ 直轄砂防事業 | ▨ 直轄管理ダム |
| | ▧ 県管理ダム |



⑤玉川ダム(仙北市)



④八幡平山系(仙北市)



②成瀬ダム(東成瀬村)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

VIII-2 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について (拡充)

②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

総務省大臣官房、自治財政局、
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

激甚化・頻発化する水害リスクに備え県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面から推進している流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 重点的に河川改修事業を実施している「^{たいへいがわ}太平川」、「^{しんじょうがわ}新城川」、「^{さいないがわ}齊内川」等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 中小河川の水害リスク情報の空白域を解消するために必要な浸水想定区域図作成など、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策に要する予算について、十分な配慮を図ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (4) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率となるよう、見直しを行うこと。
- (5) 災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件について、更なる拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和2年度第3次補正予算の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により集中的に予算が配分されていますが、河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策を計画的に推進するため、十分な予算を継続的に確保する必要があります。
- (2) 流域全体で水害を軽減させるため、流域治水協議会において策定した流域治水プロジェクトに位置づけられた対策を、計画的に推進していく必要があることから、ソフト対策についても十分な予算を集中的かつ継続的に確保する必要があります。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、公共施設や要配慮者利用施設等を保全する箇所为重点的に実施しており、秋田内陸縦貫鉄道や一級河川阿仁川等を保全する北秋田市阿仁^{ふち}小湊地区の地すべり対策事業など、ハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。
- (4) 災害復旧事業の地方債充当率は、過年は現年と比べて10%低いことから、過年における財源の確保が課題になっています。
- (5) 災害復旧事業の申請及び実施に係る調査・設計費の国庫補助対象については一部拡充が図られたものの、調査・設計には多額の県予算を要することから、財源の確保が課題になっています。

河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】

- ・米代川水系:下内川堤防整備・小淵地区地すべり対策 等
- ・雄物川水系:新城川堤防整備 等
- ・子吉川水系:芋川堤防整備 等

【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】

- ・浸水想定区域図作成:新波川(雄物川水系)ほか5河川
 - ・危機管理型水位計設置、更新:設置済み数 188基
 - ・簡易型河川監視カメラ設置、更新:設置済み数 56基
- ※二級水系流域治水プロジェクト予定を含む

長寿命化計画に基づく老朽化対策

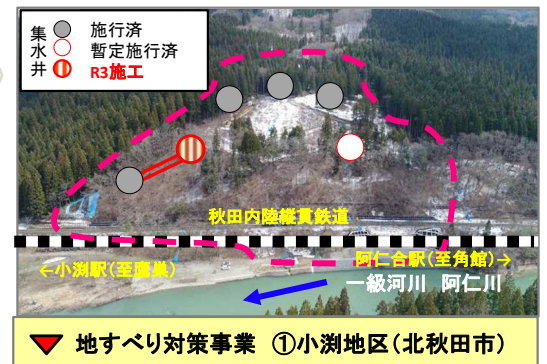
河川管理施設(樋門・樋管)の補修等	1,100基
ダム設備の更新等	14基
砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等	4,778施設
海岸保全施設(護岸ほか)の補修等	61,706m

令和4年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図



凡例

- 河川改修事業 (Yellow square)
- 地すべり対策事業 (Red triangle)
- 1級水系補助ダム(14基) (Blue trapezoid)
- 2級水系ダム(1基) (White trapezoid)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

VIII-3 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (1) 人口減少や少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなど、特段の配慮を講じること。
- (2) 公共施設の集約化・複合化等を実施する場合の支援制度である「公共施設等適正管理推進事業債」を、少なくとも地方公共団体が策定した公共施設等総合管理計画の計画期間中は活用できるよう所要額を確保するとともに、公用施設への対象の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「公共施設等総合管理計画」の策定が完了し、当該計画の推進段階に入っており、その柱の一つである公共施設等の総量の適正化を推進していくに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の制限が支障となるケースがあります。

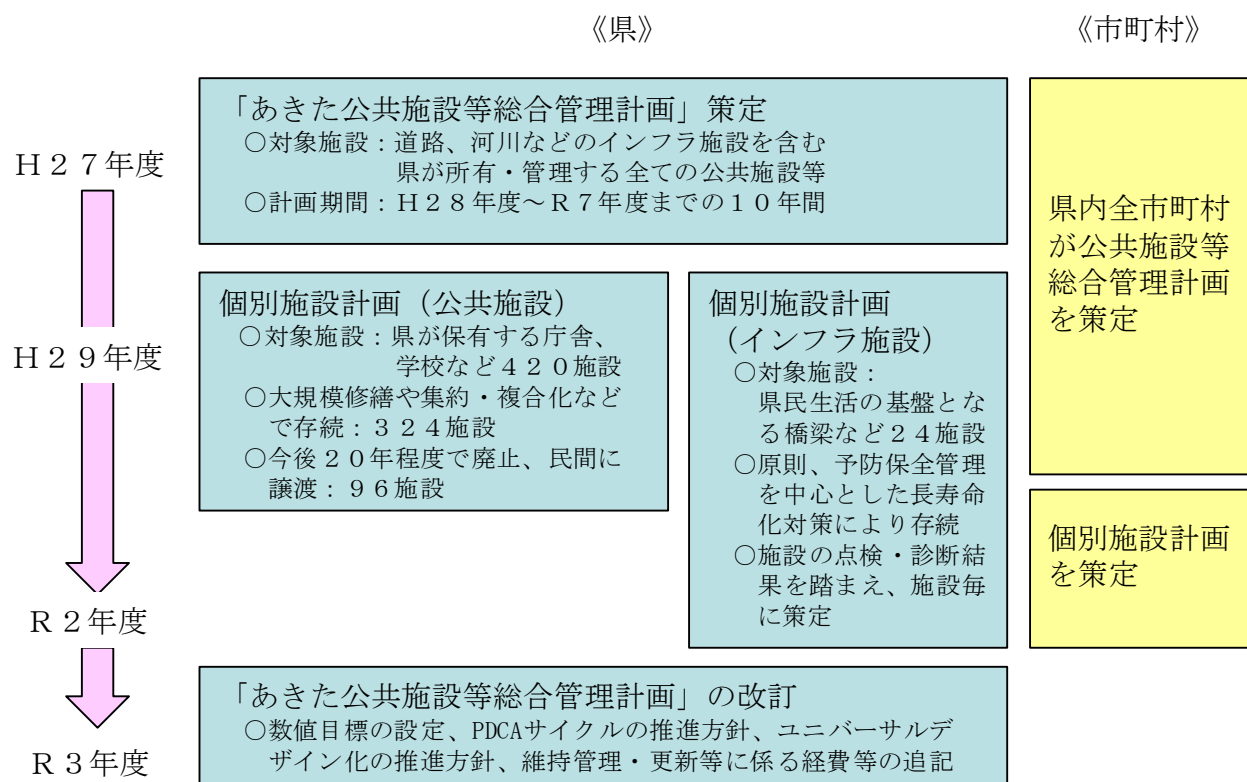
補助事業完了後、経過年数が10年以上である施設等の財産処分については、既に一部に国庫納付を求めないなどの緩和措置がなされていますが、経過年数が10年未満の施設等の財産処分は限定的にしか認められていないことから、財産処分に係る納付金などが地方公共団体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の配慮が必要です。

- (2) 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、総合管理計画は少なくとも10年以上の期間とすることとされており、地方公共団体が計画的に公共施設の集約化・複合化等を進めていくためには、措置期間が令和3年度とされている「公共施設等適正管理推進事業債」の期間の延長による安定した支援制度が不可欠です。

また、当該事業債は、除却事業及びユニバーサルデザイン化事業を除き公共施設に限定されており、庁舎等の適正管理を進めるためには公用施設も対象とすることが必要です。

【参考資料】

(1) 当県における公共施設等総合管理計画の策定状況



(2) 公共施設の個別施設計画における主な取り組み

- 予防保全型の大規模修繕による長寿命化
 - ・屋根、外壁、設備等の大規模修繕で長寿命化を図り継続利用
- 施設機能を組み合わせた集約・複合化の推進
 - ・第七次高等学校総合整備計画により各地区高等学校の統合を図り集約化
- 公民連携の推進による民間活力の導入
 - ・民間等への譲渡を検討しながら、施設を存続しサービスを継続

（県担当課室名 出納局財産活用課）

IX ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

IX-1 八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、生活排水や農地排水などの発生源対策やアオコ対策、湖内浄化対策などの各種水質保全対策を流域市町村や関係機関と連携しながら実施することにより、一定の成果を得ています。

しかし、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にアオコが発生することなどから、継続的に水質保全対策を進める必要があります。

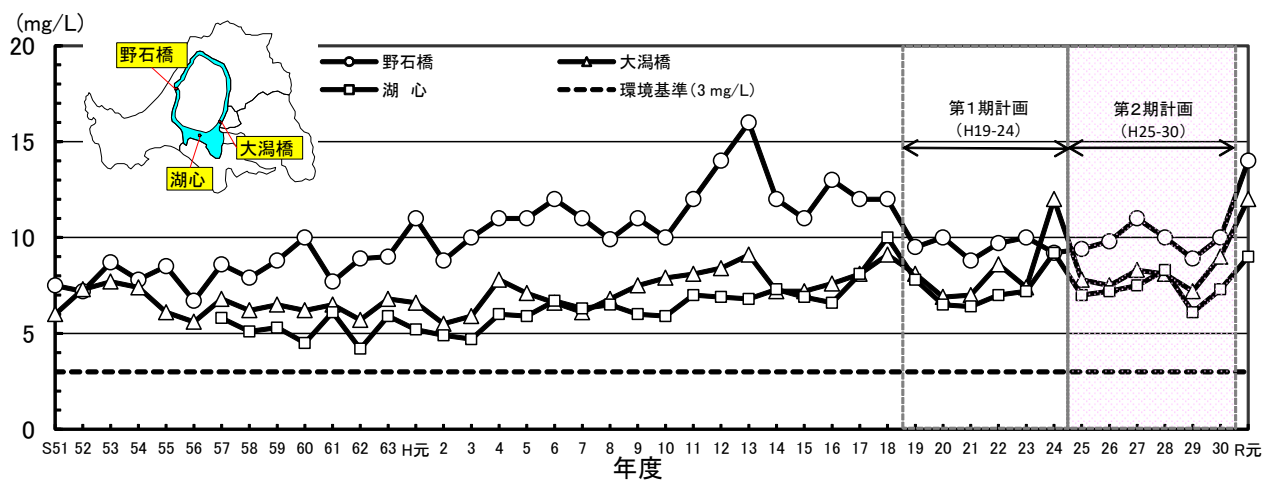
- (2) これまで実施してきた高濃度酸素水供給対策が、令和元年度から国のモデル事業の対象ではなくなったことに加え、全世界測位システム（GNSS）を活用した無落水移植栽培の普及拡大など、先進的な取組を進める必要がある中、水質保全対策は全て県単独事業で実施しており、必要な予算の確保が難しい状況となっています。

このことから、第3期計画（令和元～6年度）に掲げる各種対策を着実に推進していくため、新たな財政支援制度を設けるなど、中長期にわたり安定的に活用できる財源を確保する必要があります。

なお、八郎潟中央干拓地は湖沼法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、今年度採択になった国営かんがい排水事業八郎潟地区においても、水質保全対策が円滑に行われることが望まれます。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化（COD 75%値）



(2) 令和3年度における主な対策等の位置図



凡例 □ : 継続 □ : 新規(拡充)

(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

IX-2 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講じることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物が発生し、海岸及び海洋の良好な環境が損なわれる事例が生じています。

- （２） 当県では、秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、地域環境保全対策費補助金を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収処理を始め、漂流ごみへの対応や調査及び普及啓発を含めた発生抑制の取組を拡充してきたところです。

事業の拡充に伴い地方負担も急増していることから、今後も海岸漂着物の回収処理等を着実に実施するためには、補助率の見直しを行い、地方負担が生じない恒久的な財政支援制度に改める必要があります。

【参考資料】



海岸漂着物の状況

海岸漂着物の
回収・処理



行政による海岸漂着物の回収



砂浜に漂着した木造船



行政による木造船の解体・回収



海岸漂着物発生抑制のための
ボランティアによる清掃の様子



秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県予算（千円）	36,776	41,797	20,473	43,786	51,608	51,843	65,743	75,834	90,789
国費	36,776	41,797	17,505	34,270	40,820	41,292	53,678	60,641	72,595
県費	—	—	2,968	9,516	10,788	10,551	12,065	15,193	18,194
国補助率	10/10	10/10	8/10	7/10～8/10	※	※	※	※	※
国予算（億円）	海岸漂着物等 臨時対策基金		地域環境保全対策費補助金						
	100.0		28.5	30.0	31.0	31.1	35.0	37.0	37.0

※海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10。

漂流ゴミ等の処理については、10,000千円を上限とした定額補助。

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

IX-3 国立公園等における公園施設の整備推進について (拡充)

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園については、来訪者の満足度向上に向けた公園内の施設整備予算を確保すること。
また、県が国庫補助事業等により整備した既存施設については、国と地方の役割分担の原則に基づき、国への移管を進め、直轄事業として国が改築や改修を実施すること。
- (2) 国定公園については、公園利用者の安全性・快適性の向上を図る必要があることから施設整備の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園については、自然環境整備計画に基づき、施設の改修を進めているところですが、要望に対して十分に予算が確保できず、事業の進捗に遅れが出ています。
- (2) 国定公園については、これまで国庫補助事業等により整備したものでありますが、年々施設の老朽化が進み大規模な改修を引き続き進めていく必要があります。
- (3) また、ここ数年頻発している自然災害に伴い、施設の早期復旧整備や公園の安全管理のための改修などが課題となっていることから、それらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

【参考資料】

(1) 十和田八幡平国立公園の利用者数 (単位：万人)

年 次	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
利用者数	4 6 1	4 5 7	4 6 6	4 5 9

注) 国立公園利用者数 (公園、年次別) 【環境省】

(2) 当県での自然環境整備交付金の要望と内示額 (単位：百万円・%)

年 度		H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
項 目	要 望 額	3 7	4 0	4 6	2 9	2 2
	内 示 額	1 5	1 8	4 6	2 2	1 2
国 立 公 園	要 望 額	3 4	3 2	2 3	2 3	2 9
	内 示 額	2 2	2 3	2 3	2 1	2 3
計	要 望 額	7 1	7 2	6 9	5 2	5 1
	内 示 額	3 7	4 1	6 9	4 3	3 5
	配 分 率	5 2	5 7	1 0 0	8 3	6 9

(3) 自然環境整備交付金を活用して整備した例



- ・ 後生掛泥火山線道路（歩道）改修工事（令和元年度繰越）

後生掛温泉の奥にある泥火山の探勝路で、蒸気噴出等により傷んだコンクリート舗装と防護柵を改修した。



- ・ 須川高原園地木道改修工事（令和2年度）

広葉樹林と湿原が広がり、野鳥や昆虫・植物に親しむことができる栗駒野鳥の森で、利用者の安全を確保するため老朽化した木道を改修した。

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

IX-4 風力発電所に係る環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について

環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

風力発電所に係る環境影響評価の実効性及び信頼性を確保するため、次のような措置を講じること。

- (1) 準備書手続終了後に発電機の諸元を変更するなど、環境への影響が懸念されるような計画変更を行う場合には、説明会を開催する等、事業者が住民への説明責任を果たせるような仕組みを設けること。
- (2) 事業区域が近接して複数の事業が実施される場合の複合的・累積的影響について、評価項目の選定基準や評価基準を示した評価指針等を定めること。
- (3) 洋上風力発電所による環境への影響について、国においても積極的に国内外の情報収集に努めるとともに、収集した知見を速やかに関係地方公共団体等へ提供し、より信頼性の高い環境影響評価が実施されるよう支援すること。

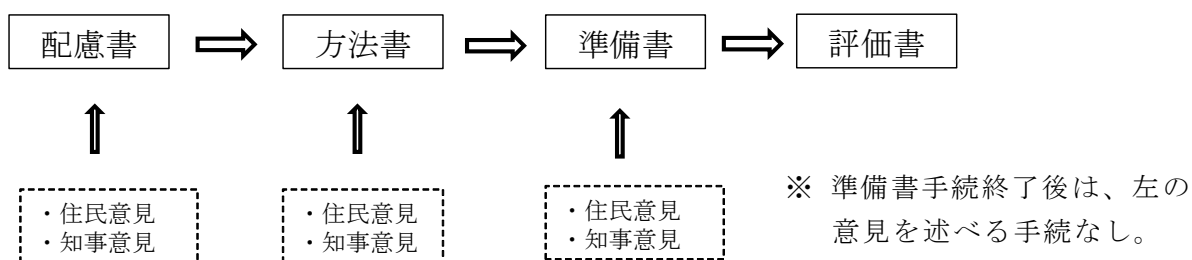
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 環境影響評価法では、風力発電所の出力が10パーセント以上増加した場合、評価手続の再実施が必要となります。
当県では、準備書手続終了後に、評価手続の再実施の要件に該当しない範囲で、発電機の大型化（1機当たりの定格出力の増加）と、設置基数の削減を検討している事例が複数発生しています。
このような場合、形状等の大幅な変更があるにもかかわらず、その内容が住民に伝わらず、結果として住民等の意見も反映されないため、住民の不信を招くおそれがあります。
- (2) 当県では、事業区域が近接した複数の発電所の設置計画があり、複合的・累積的な環境影響が懸念されますが、評価項目の選定基準や評価基準がなく、事業者任せられている状況です。
このため、複合的・累積的な環境影響の評価項目の選定基準等を定めた評価指針等の策定が必要です。

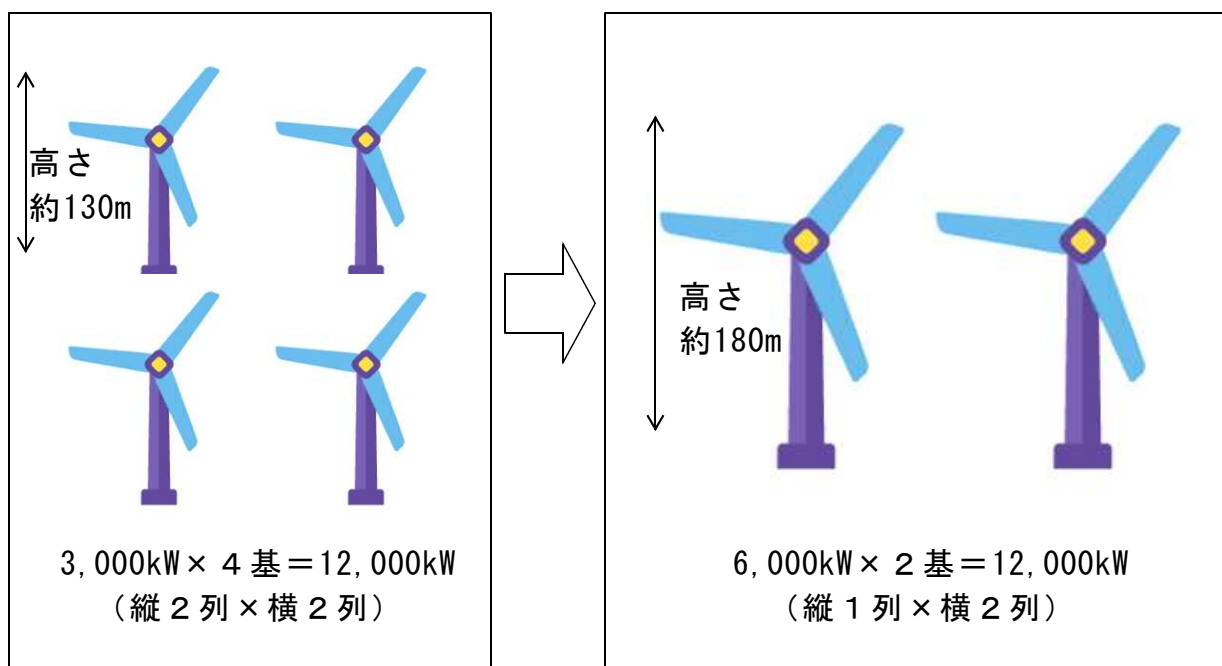
- (3) 洋上風力発電所の環境影響については十分に説明されていない点が多い
ため、影響の評価において多くの不確実性が伴います。今後、洋上風力発
電事業の環境影響評価案件が増えることが見込まれますが、地方公共団体
が収集できる知見には限りがあるため、国による技術的な支援が必要です。

【参考資料】

(1) 発電所に係る環境影響評価の手続フロー



(2) 風力発電機の大型化に伴う影響



大型化に伴う変更点	影響のある環境要素
風車高さ	景観、風車の影、動物（鳥類）等
定格出力	騒音（低周波音含む）
配 置	海流（流向・流速）、動物（鳥類、魚類）、植物等

（県担当課室名 生活環境部環境管理課）

IX-5 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策への支援の継続について

環境省環境再生・資源循環局

【提案・要望の内容】

当県が「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業により実施している能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策について、令和４年度末の産廃特措法の失効後も、国庫補助の継続又は新たな支援制度の創設等により、財政支援を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 産業廃棄物の不適正処理に起因した能代産業廃棄物処理センターの環境汚染問題については、平成１７年１月に環境大臣の同意を得た産廃特措法の事業実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら「現場内処理」を基本とした環境保全対策を実施しています。
- （２） 平成２４年８月に、産廃特措法の期限が令和５年３月まで延長されたことから、新たな事業実施計画を策定し、平成２５年３月に環境大臣の同意を得て引き続き国の財政支援を得ながら対策を講じた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果を得たところです。
- （３） しかしながら、産廃特措法に基づく事業実施計画の期間終了後も、処分場が安定化するまでの間は処分場浸出水の処理が必要であるほか、処分場敷地内の地下水の汲上げ処理などの環境保全対策を継続していく必要があります。
- （４） これらの環境保全対策を継続していくためには、毎年、１億円程度の費用を要するほか、処分場浸出水等処理施設の機械や電気設備の更新等に多額の費用を要するため、引き続き国の財政支援が必要です。

【参考資料】

1 能代産業廃棄物処理センター全景



2 特定支障除去等事業の概要（平成25年3月環境大臣同意）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
○ 汚水処理等の維持管理対策										
・ 汚染地下水の回収・処理										
・ 水処理施設（促進酸化処理）の新設										
○ 汚水拡散防止対策										
・ 揚水井戸の設置工事										
○ 場内雨水対策										
・ 雨水排水路、キャッピング等の整備工事										
○ 環境モニタリング										
・ 水質調査										

3 平成16年度以降の事業費等

（単位：百万円）

年 度	事 業 費	うち国等の支援額
H16～24年度	2,989	853
H25年度	156	32
H26年度	365	109
H27年度	112	37
H28年度	514	164
H29年度	157	32
H30年度	122	34
R元年度	138	33
R2年度	172	39
合 計	4,725	1,333

※ 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。また、支援対象事業費の2/3の75%を地方債で充当し、この地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

X 安全・安心な生活環境の確保

X-1 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

復興庁

【提案・要望の内容】

避難者の生活再建に向けた支援や心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き避難先自治体が行う取組について「被災者支援総合交付金」など財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

昨年行ったアンケート調査によると、回答者の18.0%が避難生活による心身の不調を訴えており、当県では支援を必要としている全ての避難者を対象に、戸別訪問や保健師等による定期相談を行っています。

さらに、障害等の理由から、具体的な生活再建に向けて課題を抱える避難者に対しては、社会福祉士や精神保健福祉士による相談や助言を行っています。

国では令和3年度から5年間で「第2期復興・創生期間」と位置づけ事業の進捗状況に応じて支援を継続することにしており、受入県が活用できる「被災者支援総合交付金」制度を設けていますが、広域的避難は長期化が見込まれることから、国としても引き続き避難先自治体が行う取組を継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(令和3年5月6日現在)

被災県	民家(実家等)		応急仮設住宅		公営住宅		計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
岩手県	3	4	0	0	1	1	4	5
宮城県	43	83	0	0	5	10	48	93
福島県	118	341	3	6	11	24	132	371
計	164	428	3	6	17	35	184	469

※当県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供しているいわゆる「みなし仮設住宅」である。

(県担当課室名 総務部総務課)

X-2 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

- (1) 地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政強化交付金について、継続的かつ安定的な制度とすること。
- (2) 同交付金のうち地方消費者行政推進事業について、活用期間終了までの予算を十分確保するとともに、地方消費者行政強化事業について、使途の拡充や補助率の嵩上げなど制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

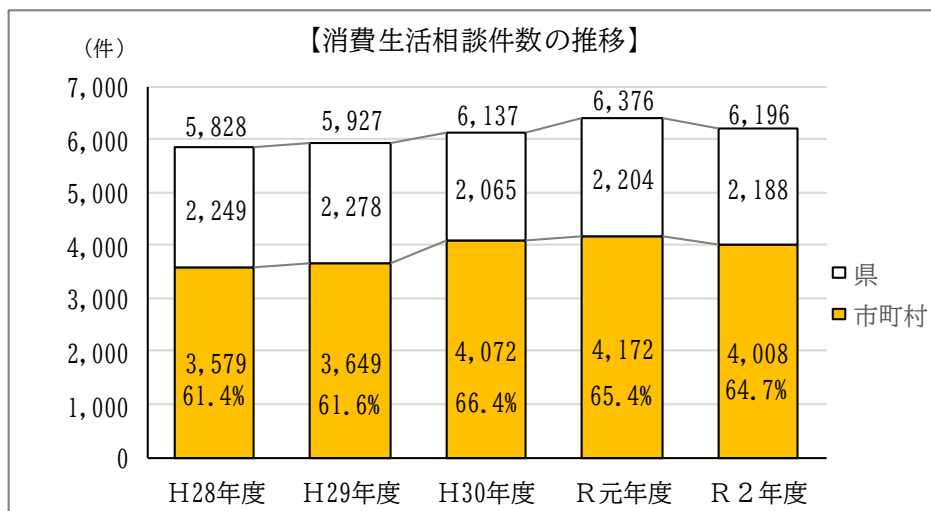
- (1) 当県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談員の増員や、生活センター北部・南部消費生活相談室の開設など、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を推進してきたところです。
- (2) しかし、当県においては、高齢化が進行する中、高齢者の特殊詐欺被害が依然として深刻な情勢であるほか、進学・就職などを機に一人暮らしをする若年者が多く、成年年齢引下げに伴い消費者被害の発生や拡大が懸念されることから、消費生活相談体制や消費者教育を一層強化する必要があります。
- (3) 特に市町村では、国の交付金を活用して消費生活相談員の配置・育成等を進めてきており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費者行政の機能低下にもつながりかねない状況にあります。

このため、地方消費者行政強化交付金については、地方の実情に応じた取組を継続的に実施できるよう、必要な予算を十分確保するとともに、使途の拡充や補助率の嵩上げが必要です。

【参考資料】

1 秋田県の消費生活相談体制

- 消費生活相談件数（令和２年度）
6, 196件（県：2, 188件、市町村：4, 008件）
- 消費生活相談員数（令和３年４月１日現在）
33人（県：11人、市町村：22人）
- 消費生活センター設置市町村数
平成２０年度末 １市 → 令和２年度末 13市



2 秋田県の事業実施状況

- 国の交付金制度等
 - 平成２１～２６年度 地方消費者行政活性化交付金（基金造成）
 - 平成２７～２９年度 地方消費者行政推進交付金
 - 平成３０年度～ 地方消費者行政強化交付金
- 令和３年度の主な取組
 - ① 高齢者の特殊詐欺被害の防止
啓発資料の配布、多様な広報媒体を活用した啓発活動等
 - ② 地域における消費者問題解決力の強化
消費者トラブル防止に関する啓発講座、食品表示法の周知・指導等
 - ③ 消費生活相談体制の充実
相談員の研修参加、市町村相談窓口への支援
 - ④ 若年者への消費者教育の推進
教員指導力向上研修、消費者トラブル防止に関するオンライン広告等
 - ⑤ エシカル消費の普及・啓発
 - ⑥ 交付金を活用した市町村事業への助成
専任相談員の配置、研修参加、啓発活動等

（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

X-3 雪対策に係る支援の充実について（拡充）

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

- （１） 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の雪下ろしなど除排雪費用への助成に要する経費について財政措置を拡充すること。
- （２） 除排雪作業等による事故の防止に向けて、国においてもＣＭ放映による啓発など安全対策を強化すること。また、県や市町村が実施する啓発活動に要する経費について財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 県内における多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により間口に寄せられた雪の処理などに係る経費の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあります。
このため、県及び市町村の雪対策に係る助成について、措置率の引き上げや間口除雪を対象経費に加えるなどの財政措置の拡充が必要です。
- （２） 県では、包括連携協定締結企業と協力し、事故防止に向けた県民への直接的な呼びかけを実施するとともに、テレビＣＭを活用した注意喚起を行うなど、様々な機会・メディアを通じて事故防止の普及啓発に取り組んでいます。
しかしながら、除排雪作業の担い手不足や高齢化の進行により、雪による人的被害が多発しており、被害者に占める高齢者の割合も過半数以上という状況にあり、国と県が連携して対策を推進する必要があります。
このため、国が行う事故防止対策の強化と県や市町村が行う事故防止対策に関する措置率の引き上げが必要です。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計
平成28年度	5 (4)	4 8 (2 9)	4 9 (3 7)	1 0 2 (7 0)
平成29年度	7 (6)	1 0 4 (5 6)	6 2 (3 6)	1 7 3 (9 8)
平成30年度	6 (6)	5 0 (2 7)	3 9 (2 9)	9 5 (6 2)
令和元年度	1 (1)	1 4 (1 0)	8 (7)	2 3 (1 8)
令和2年度	1 8 (1 6)	1 3 7 (9 2)	1 0 9 (7 3)	2 6 4 (1 8 1)

※ () は65歳以上。

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	間口除雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成28年度	1 4	2 3	1 4 4
平成29年度	1 5	2 3	2 1 2
平成30年度	1 6	2 3	1 6 4
令和元年度	1 6	2 3	8 8
令和2年度	1 6	2 3	2 3 6

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

令和2年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち20市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税措置されている主な経費（高齢者等の雪下ろし支援に要する経費）

- ・ 事業者へ雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・ 安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・ 共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X-4 ツキノワグマの保護・管理への支援について（拡充）

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

ツキノワグマ（以下「クマ」という。）と人との軋轢が増大している中で、クマの適正な保護・管理が実施できるよう、次の事項について必要な措置を講じること。

- （１） 都道府県や市町村の職員を対象とした、国による人材育成のための研修プログラムや専門的知見の習得、技術の向上を目的とした研修会の充実を図ること。
- （２） 人の生活圏へのクマの分布域拡大を抑制するため、地方公共団体が実施する個体数調整捕獲を指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とすること。
また、クマの保護管理に必要な生息調査や生態研究を実施するため、財政的及び技術的な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） クマの科学的・計画的な個体群管理を適切に実施するためには専門的知見を有する職員の育成が必要ですが、地方公共団体では保護・管理に関する専門的技術を学ぶ機会がないことから、国が主体となった専門的知見の習得や技術の向上を目的とした実践的な研修機会の充実を図る必要があります。
- （２） 当県のクマの生息数は４，４００頭と推定され、全国的にも高水準であるほか、分布域も拡大しており、人身被害の防止を最優先とする観点から捕獲圧を高める必要があります。一方でクマのフィードバック管理を推進するためには、生息数の調査やモニタリングを継続する必要がありますが、多額の費用を要するほか、当県には専門の研究機関がないことから、それらを適切に実施するためには継続的な技術支援や財源確保が必要です。

【参考資料】

(1) ツキノワグマの推定生息数

(単位：頭)

調査年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
推定生息数	1, 4 2 9	2, 3 0 0	3, 7 0 0	4, 4 0 0
基準日	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
調査方法	目視調査	目視調査 カメラトラップ°	目視調査 カメラトラップ°	カメラトラップ°

(2) ツキノワグマの目撃件数等

(単位：件、頭、人)

年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
目撃件数	8 6 9	1, 3 0 3	9 2 0	6 7 2	9 3 1
捕獲頭数	4 7 6	8 3 4	4 4 3	5 8 4	6 6 0
有害捕獲数	4 5 6	7 6 9	3 8 8	5 0 5	5 5 1
被害者数	1 9	2 0	7	1 6	9
人の生活圏での被害	1 0	1 0	4	1 1	3
山での被害	9	1 0	3	5	6

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

X-5 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えるほか、老朽管更新事業や重要給水施設管路を始めとする基幹水道構造物の耐震化事業に対する補助率を引き上げること。
- (3) 水道事業の広域連携に係る補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

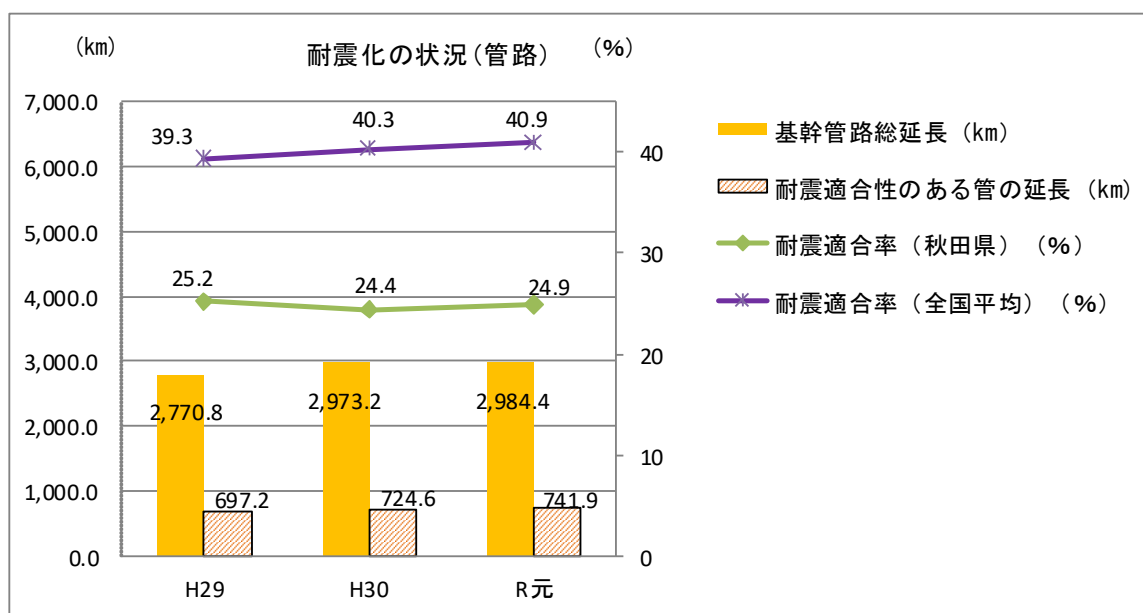
- (1) 当県の水道普及率は令和元年度末で91.7%、基幹管路の耐震適合率は令和元年度末で24.9%で依然として全国平均よりも低い水準にあります。
水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 耐震化を計画的に推進するためには耐震化計画の策定が必要ですが、耐震診断や被害想定予測等に要する経費が財政基盤の弱い市町村において大きな負担となることから、当県の上水道における耐震化計画（管路）の策定率は16%、4市町村にとどまっています。
また、国は水道の基幹管路の耐震化率を令和4年までに50%以上に引き上げる目標を掲げていますが、国庫補助率は1/4となっており、耐震化率の目標を達成するためには基準事業費の拡大や重要給水施設配水管等も含めた耐震化事業の補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

- (3) 水道事業運営基盤強化推進等事業の補助採択基準は、現行、広域化する事業体数は3事業体以上、計画給水人口等の要件は5万人以上となっていますが、市町村合併により水道事業の統合が進んだ当県において、更なる広域連携を推進するためには、広域化する事業体数や計画給水人口等の要件を大幅に緩和することが必要です。

また、当県では水道施設の広域的管理や事務の共同実施等について検討を進めていますが、こうした取組に要する経費についても支援が必要です。

【参考資料】

(1) 秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）



(2) 水道施設整備費（国予算）における年度別推移状況

（単位：億円）

		H29予算額 + H28補正予算額	H30予算額 + H29補正予算額	R元予算額 + H30補正予算額	R2予算額 + R元補正予算額	R3予算額 + R2補正予算額
当初	公共	186	176	218	188	168
	非公共	169	199	432	418	227
補正	公共	240	52	70	70	90
	非公共	160	248	200	144	300
合 計		755	675	920	820	785

注1) 公共：水道施設整備費補助金、非公共：生活基盤施設耐震化等交付金

注2) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。

注3) 前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

（県担当課室名 企画振興部市町村課、生活環境部生活衛生課）

X-6 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があることから、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難になり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点になるなど、当県が大きな役割を果たしたところです。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められています。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄増強に取り組んでいますが、製油設備がない日本海側においては、国が主体となって備蓄拠点を新たに整備することが必要です。

(県担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課)

X-7 交通取締用四輪車の四輪駆動化について（新規）

警察庁長官官房、交通局

【提案・要望の内容】

国費で配分される交通取締用四輪車は、後輪駆動車であることから、当県のような積雪地帯では、冬期間の交通指導取締活動に支障を来すため、今後の配分において、四輪駆動車を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国費で配分される捜査用車や無線警ら車等については、前輪駆動車又は四輪駆動車ですが、交通取締用四輪車については、現在も後輪駆動車で配分されています。

冬期間の後輪駆動車は、後輪の空転や横滑りによる尻振り状態、路面・路肩の積雪によるコントロール不能状態となるため、当県の冬期間の交通指導取締活動では、主として四輪駆動車の交通事故処理車や誘導標識車を使用している現状にあります。

【参考資料】

○後輪駆動車による交通指導取締活動で支障を来した事例

雪で50キロ規制された圧雪（一部凍結）路面において、後輪駆動車の交通取締用四輪車で走行中、後方から追い上げてきた一般車両に追い越されたことから、法令遵守を指導するために追い上げたが、上り勾配（3%）のため尻振り状態となり加速できず、その先もアップダウンが続いたため追いつくことができなかった。

（県担当課室名 警察本部警務部警務課）

X-8 無線警ら車・小型警ら車の増強等について（新規）

警察庁長官官房、生活安全局

【提案・要望の内容】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車は基本的に減耗更新されているが、耐用年数の延長や滞留により、更新整備が滞っている状況にあることから、更新基準に基づいた減耗更新と増強整備を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車については基本的に減耗更新されるものであるが、耐用年数の延長や滞留により走行距離が増えるとともに、当該車両が全体的に老朽化しています。

警察用車両の購入については国庫で支弁することとなっており、不足する分については、県費で整備し必要台数を確保していますが、県費整備分の更新も県財政が厳しく計画的に進まず、国費車両の減耗更新対象車両を延長使用しているところです。

また、減耗更新予定の車両についても国からの配分が滞っていることなどから全体的に老朽化が進んでおり、特に無線警ら車・小型警ら車については、ほぼ毎日使用し乗降回数が多いため、座席シートの破れやサスペンションの劣化、エンジンの不調などによる修繕費が財源を圧迫している現状にあります。

【参考資料】

○老朽化した小型警ら車に対する県民からの苦情事例

「駐在所のパトカーが古く、見た目がみすぼらしすぎる。こんなパトカーで地域を守れるのか。勤務員の士気にも関わるのではないか。新型コロナウイルスの情勢や警察が県の中で弱い立場で予算なども厳しいことも重々分かっているが、あまりにもひどいパトカーに見えるので、是非更新を検討してもらいたい。」との苦情が、平成15年式小型警ら車に対して寄せられている現状です。

（県担当課室名 警察本部警務部警務課）

X-9 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体が行う「命を大切にする心を育む教室」や「犬猫の合同適正譲渡事業」などの動物愛護に資する独自の取組に対して財政支援制度を創設すること。
- (2) 「動物適正飼養・基盤強化事業」の一環として、「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護週間関連事業を、国が全国各地において実施すること。
- (3) 動物愛護施設等の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、補助対象を拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、動物愛護センターを動物愛護の拠点として、動物愛護推進員や民間ボランティアとの協働により、様々な独自の取組を実施していますが、こうした「人と動物が共生する社会」の実現を図るための取組を一層推進するためには、国の財政的支援が必要です。
- (2) また、秋田犬に代表される当県の資源を活用し、「動物にやさしい秋田」を県内外に発信していますが、国内の動物愛護思想の更なる醸成を図るためには、国が地方公共団体との共催等による全国規模のイベントやキャンペーン等を各地で開催する必要があります。

- (3) さらに、管轄面積の広い当県においては、犬猫の一時収容施設や動物愛護センターへの搬送用車両が必須となっており、今後施設の改修や車両の更新などにより収容犬猫の飼養環境等を整備していくことにしていますが、現状では予算額が十分ではなく、また車両については対象外のため、「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の拡充や補助対象の拡大が必要です。

【参考資料】



譲渡犬搬送用車両



動物愛護フェスティバルの様子



動物愛護フェスティバルの様子



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

XI 新たな時代に対応したデジタル化の推進

XI-1 デジタル・トランスフォーメーションの加速化について

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室
総務省総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体のデジタル化の重要性がこれまで以上に高まっており、国においては「新たな日常」の定着に向けたデジタル・トランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）の推進を加速することとしているが、ＤＸの基盤となる５Ｇなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域により格差が生じることのないよう国の責任において整備を促進すること。

また、中小企業等がデジタル化に対応し業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。

さらに、地方行政のデジタル化を推進し、将来にわたって安定的な運用を図るため、システム整備及び維持等に係る財政支援について、十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を安定的・継続的に支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 国においては、５Ｇサービスを全国展開することとしていますが、都市に比べて地方は収益性が低く、整備が遅れることが懸念されます。地方においてもデジタル化の利便性を享受するためには、５Ｇを始めとした高速通信基盤を「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、国の責任において整備を促進する必要があります。
- （２） 中小企業等においては、デジタル技術の利活用に関するノウハウや環境が整っていない事業者が多く、ＩｏＴやＡＩ、ロボット等の新たな技術を導入し、業務のデジタル化による最適化・効率化等を推進するためには、技術的・財政的支援が必要です。
- （３） コロナ禍において、行政のデジタル化の遅れが露呈したことから、国においては、国や地方公共団体のデジタル化を本格的に推進することとしていますが、基幹１７業務のみならず内部管理事務等の新たな情報システムの構築や既存システムの改修、運用には多額の経費を要することから、安定的・継続的な財政支援が必要です。

（県担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課、
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室）

XI-2 都道府県基幹税務システムの標準化の推進について (新規)

総務省大臣官房、行政管理局、
自治財政局、自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 都道府県における基幹税務システムの標準化について、今後の明確な方向性を示すこと。
- (2) 税制改正等に伴う基幹税務システムの改修費等が地方公共団体の負担となっていることから、システムの導入・更新・維持管理に対する財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化による人口減少社会において、地方公共団体が個別で基幹システムを開発・維持することは困難になっていくことが想定されることから、業務プロセスや基幹システムの標準化による効率化が必要です。こうした中で、市町村税については、システムの標準仕様書が令和2年に作成されています。
- (2) 近年の大規模な税制改正や納税環境の整備に伴うシステムの改修等に係る経費については、地方公共団体の大きな財政負担となっていることから、地方財政措置による支援が必要なほか、システムの標準化やクラウド型システムの導入促進に対しても、国による財政支援が必要です。

【参考資料】

地方公共団体の情報システムの標準化

趣旨

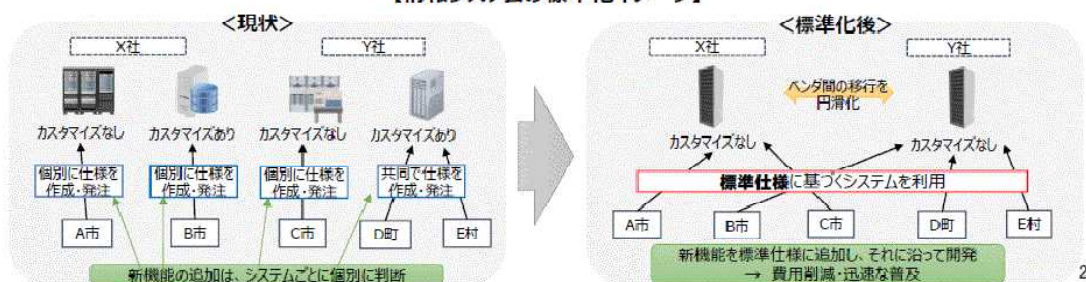
- 地方公共団体の基本的な事務（住民基本台帳、地方税、社会保障等）の大半は法令で内容が定められている。一方、情報システムは個別にカスタマイズを行っている例が多い。

【主な課題】

- ・ 維持管理や改修に**重複投資が発生**。
- ・ **調整コストが大きく**、クラウド利用が円滑に進まない。
- ・ 申請手続きのオンライン化・デジタル化の取組等が**全国に迅速に普及しない**。

- こうした課題を解決するため、地方公共団体の基幹系情報システムについての基準（標準仕様）を策定し、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築し、**地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進**。

【情報システムの標準化イメージ】



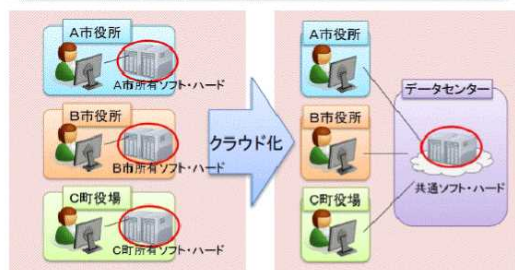
（出典 自治体クラウドの導入促進の取組 H30.6.26 総務省）

自治体クラウド導入の取組について

1. 自治体クラウドの推進

○ 自治体クラウドとは、住民基本台帳・税務・福祉などの自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取組。

○ 従来、自治体は庁舎内に電算機を設置し、個別にプログラムされたソフトで業務処理してきた。



2. 自治体クラウド導入の効果

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能※
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

自治体クラウド導入により削減された費用や人的資源を、他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となる。

（出典 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化 R3.1.25 総務省）

（県担当課室名 総務部税務課）